

参考資料

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

資料 I - 1 - 1

※ 平成27年2月12日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ・「経済再生ケース」：中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率(2016～2023年度平均で名目3.6%、実質2.1%)。
- ・「ベースラインケース」：足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移し、名目1%台半ば、実質1%弱の成長率(2016～2023年度平均で名目1.5%、実質0.9%)。

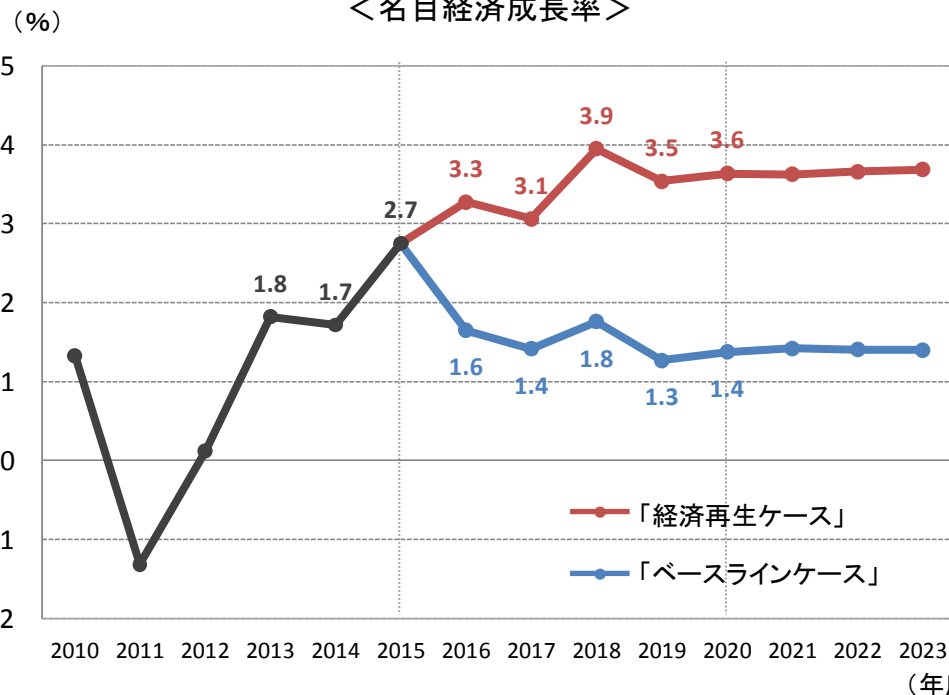
○ 財政前提

- ・2016(平成28)年度以降：社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。

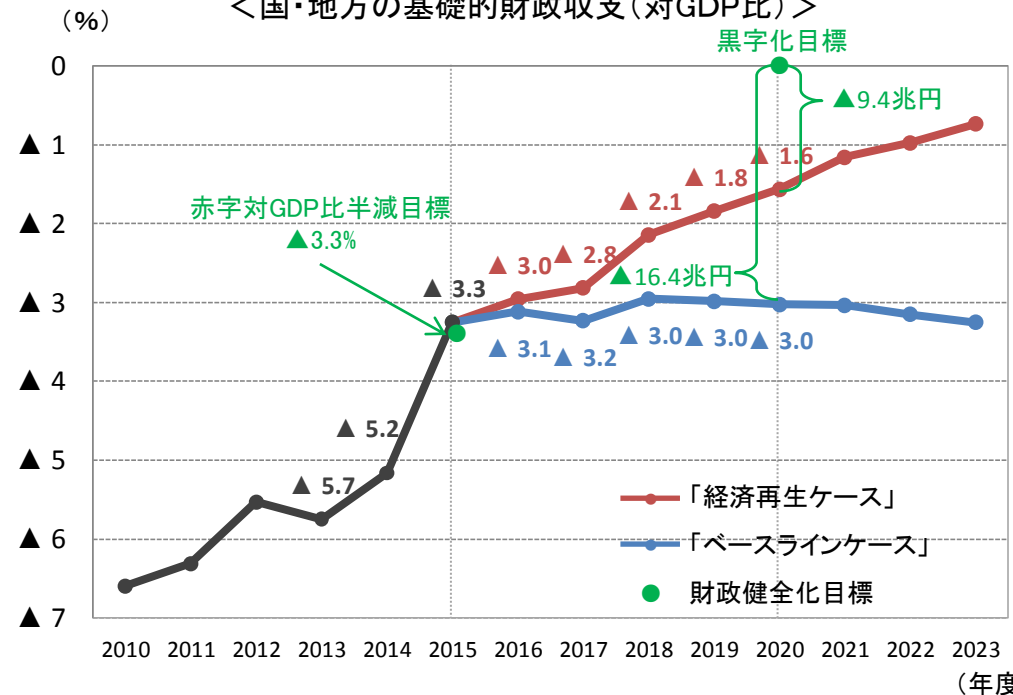
試算結果のポイント

- 2015(平成27)年度の国・地方PB対GDP比は、▲3.3%の赤字であり、国・地方PB赤字対GDP比半減目標(▲3.3%)は達成見込み。
- 2020(平成32)年度の国・地方PBは、「経済再生ケース」では、国・地方PBは▲9.4兆円(対GDP比▲1.6%)の赤字、
「ベースラインケース」では、国・地方PBは▲16.4兆円(対GDP比▲3.0%)の赤字。

<名目経済成長率>



<国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)>

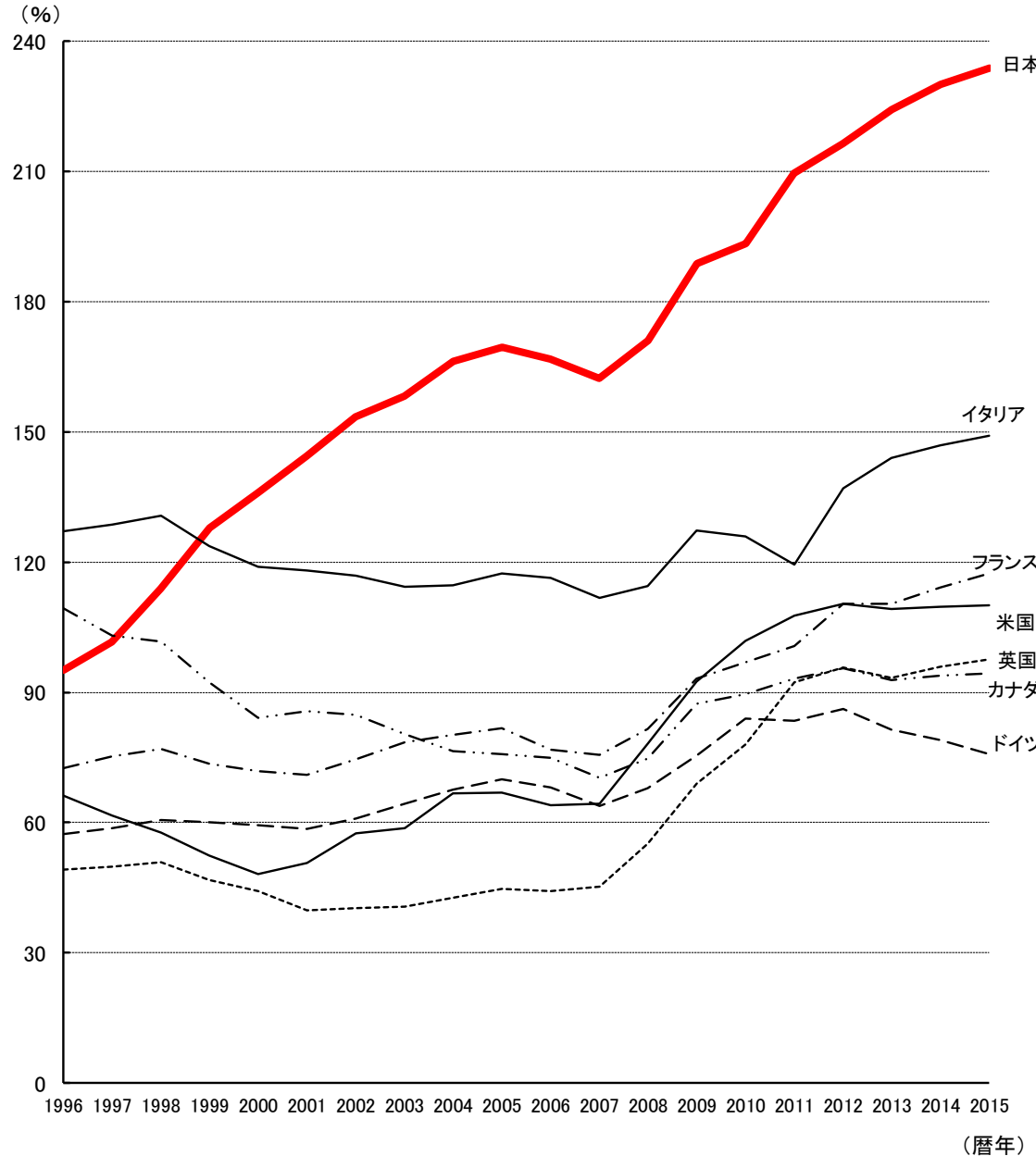


債務残高の国際比較(対GDP比)

資料 I - 1 - 2

| 暦年 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | 95.1 | 101.7 | 113.8 | 127.9 | 136.1 | 144.4 | 153.5 | 158.3 | 166.3 | 169.5 |
| 米国 | 66.3 | 61.7 | 57.7 | 52.3 | 48.1 | 50.7 | 57.4 | 58.8 | 66.7 | 66.8 |
| 英国 | 49.2 | 49.9 | 50.9 | 46.7 | 44.1 | 39.8 | 40.4 | 40.6 | 42.7 | 44.6 |
| ドイツ | 57.3 | 58.8 | 60.6 | 60.0 | 59.4 | 58.5 | 60.9 | 64.3 | 67.6 | 70.0 |
| フランス | 72.6 | 75.2 | 77.0 | 73.5 | 71.8 | 70.9 | 74.6 | 78.5 | 80.2 | 81.8 |
| イタリア | 127.1 | 128.7 | 130.6 | 123.7 | 119.0 | 118.1 | 116.9 | 114.3 | 114.7 | 117.4 |
| カナダ | 109.4 | 103.1 | 101.6 | 92.2 | 84.2 | 85.7 | 84.8 | 80.3 | 76.5 | 75.8 |

| 暦年 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | 166.8 | 162.4 | 171.1 | 188.7 | 193.3 | 209.5 | 216.5 | 224.2 | 230.0 | 233.8 |
| 米国 | 63.9 | 64.3 | 78.1 | 92.5 | 101.8 | 107.7 | 110.5 | 109.2 | 109.7 | 110.1 |
| 英国 | 44.2 | 45.3 | 55.2 | 69.0 | 77.9 | 92.3 | 95.7 | 93.3 | 95.9 | 97.6 |
| ドイツ | 68.0 | 63.9 | 67.9 | 75.3 | 84.0 | 83.4 | 86.1 | 81.4 | 79.0 | 75.8 |
| フランス | 76.8 | 75.6 | 81.6 | 93.2 | 96.9 | 100.8 | 110.5 | 110.4 | 114.1 | 117.4 |
| イタリア | 116.4 | 111.8 | 114.6 | 127.2 | 125.9 | 119.4 | 137.0 | 144.0 | 146.9 | 149.2 |
| カナダ | 74.9 | 70.4 | 74.7 | 87.4 | 89.5 | 93.1 | 95.5 | 92.9 | 93.9 | 94.3 |



(出典) OECD "Economic Outlook 96" (2014年11月)

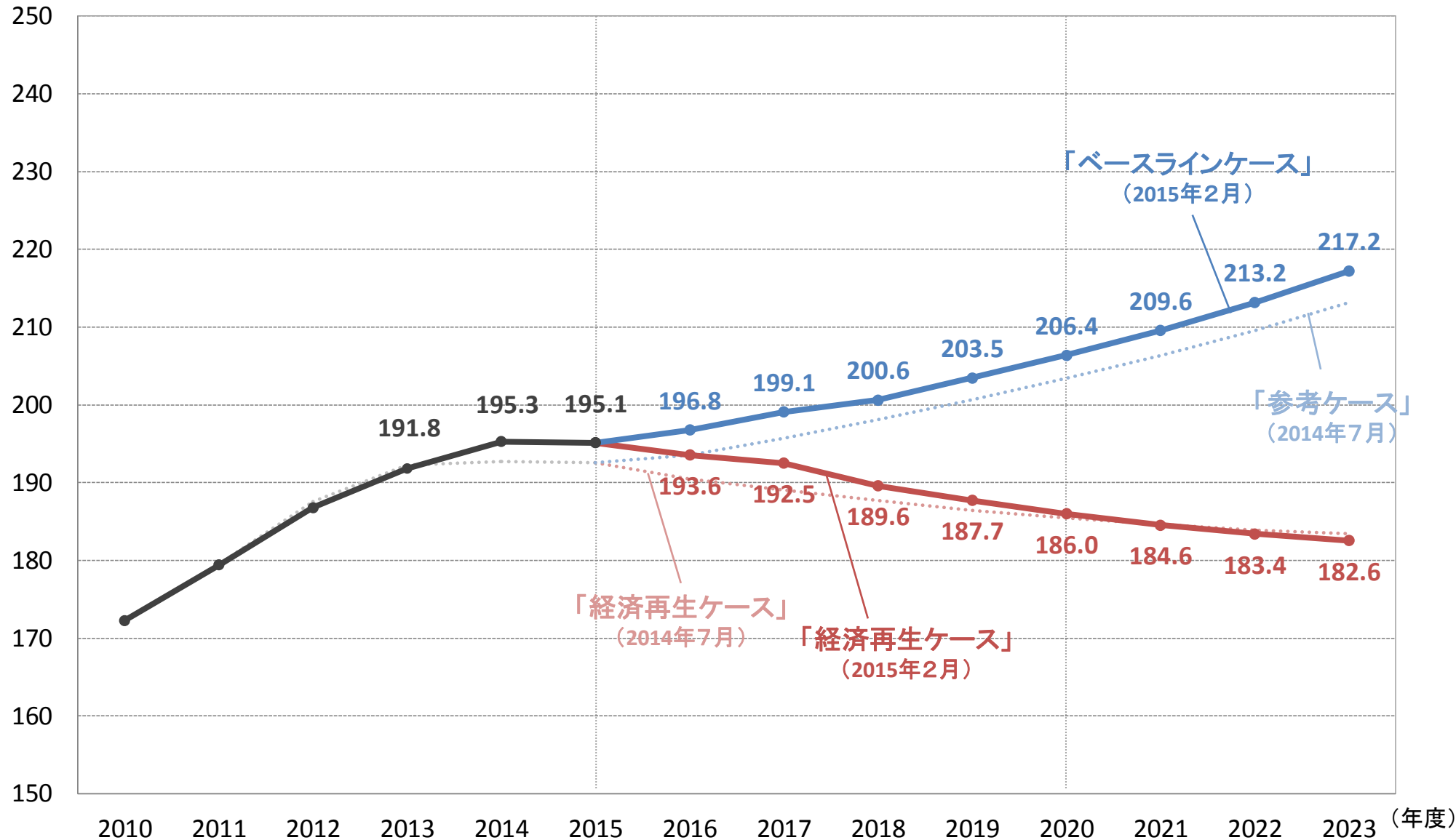
※ 数値は一般政府ベース。

(注) 本資料はOECD "Economic Outlook 96"による2014年11月時点のデータを用いており、2015年度予算の内容を反映しているものではない。

(暦年)

公債等残高(対GDP比)の推移

(対GDP比、%)

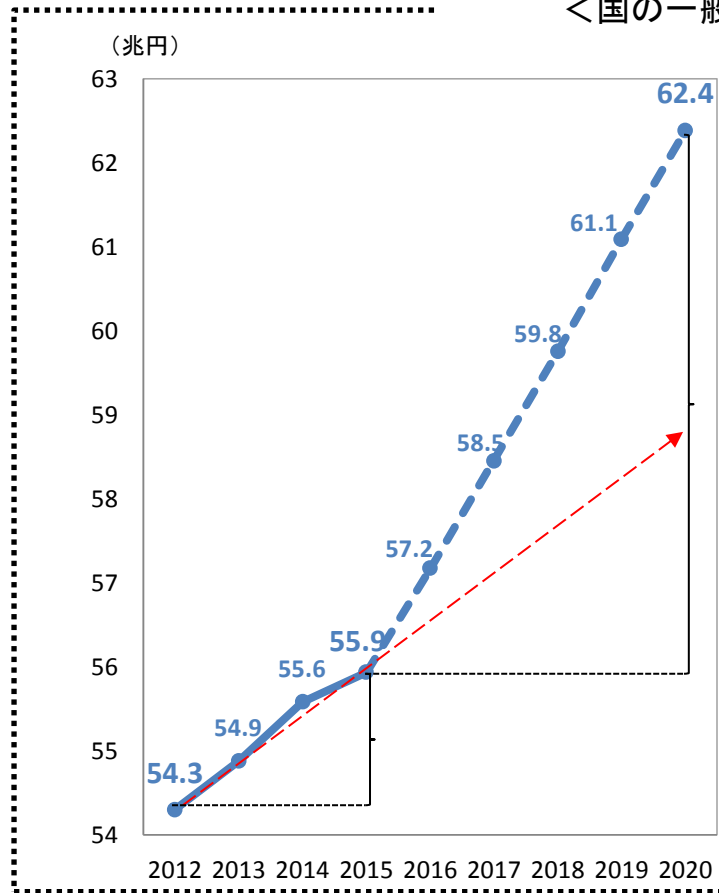


- 経済再生と財政健全化の両立を目指し、デフレ脱却・経済活性化を通じて「経済再生ケース」を実現させることが重要課題。
それでも2020年度には9.4兆円のPB赤字が残るため、歳出改革等を通じて解消を図り、PB黒字化を図る必要。
- 中長期試算の歳出は、これまでの伸びを大幅に超えている。財政健全化を進める中、これまで以上に歳出が伸びては国民の信頼は得られない。そのため、少なくともこれまでの安倍内閣の歳出改革の取組を継続する必要。
- 今後5年間、安倍内閣の歳出改革の取組を継続し、これまでと同程度の歳出の増加額に抑えれば、9.4兆円のPB赤字の大宗は解消可能。

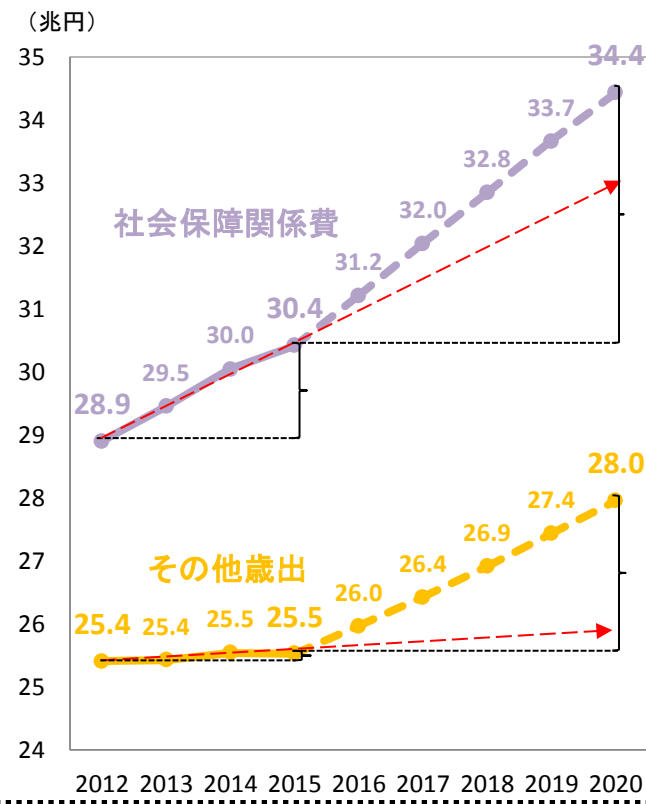
国における歳出の実績及び見通し

- 安倍内閣では、これまでに歳出改革に着実に取り組み(対GDP比1%程度(注1))、2015年度のPB赤字半減目標を実現。
- 他方、中長期試算上の歳出は、これまでの歳出改革の実績を大きく上回って伸長する見通し。
- 財政健全化を進める中で、歳出がこれまで以上に伸びれば、取組姿勢を問われ、市場や国民の信頼が得られない。
- そのため、少なくともこれまでの歳出改革の取組みを継続する必要。

＜国の一般歳出の実績と見通し＞



＜うち社会保障関係費とその他歳出＞



(注1) 民間議員提出資料3-2における「歳出抑制」対GDP比0.6%については、現実の予算編成過程における諸要因(生活保護の見直し、診療報酬改定や介護報酬改定等の社会保障分野における制度改正や予算節減、地方財政における水準超経費や金融機構準備金からの繰入見合いの歳出、財政投融资特別会計からの繰入や基金の不用分の返納等の歳出抑制と一体となった歳入確保努力等)を捨象しており、これらを加味すれば、対GDP比1.0%を上回る。

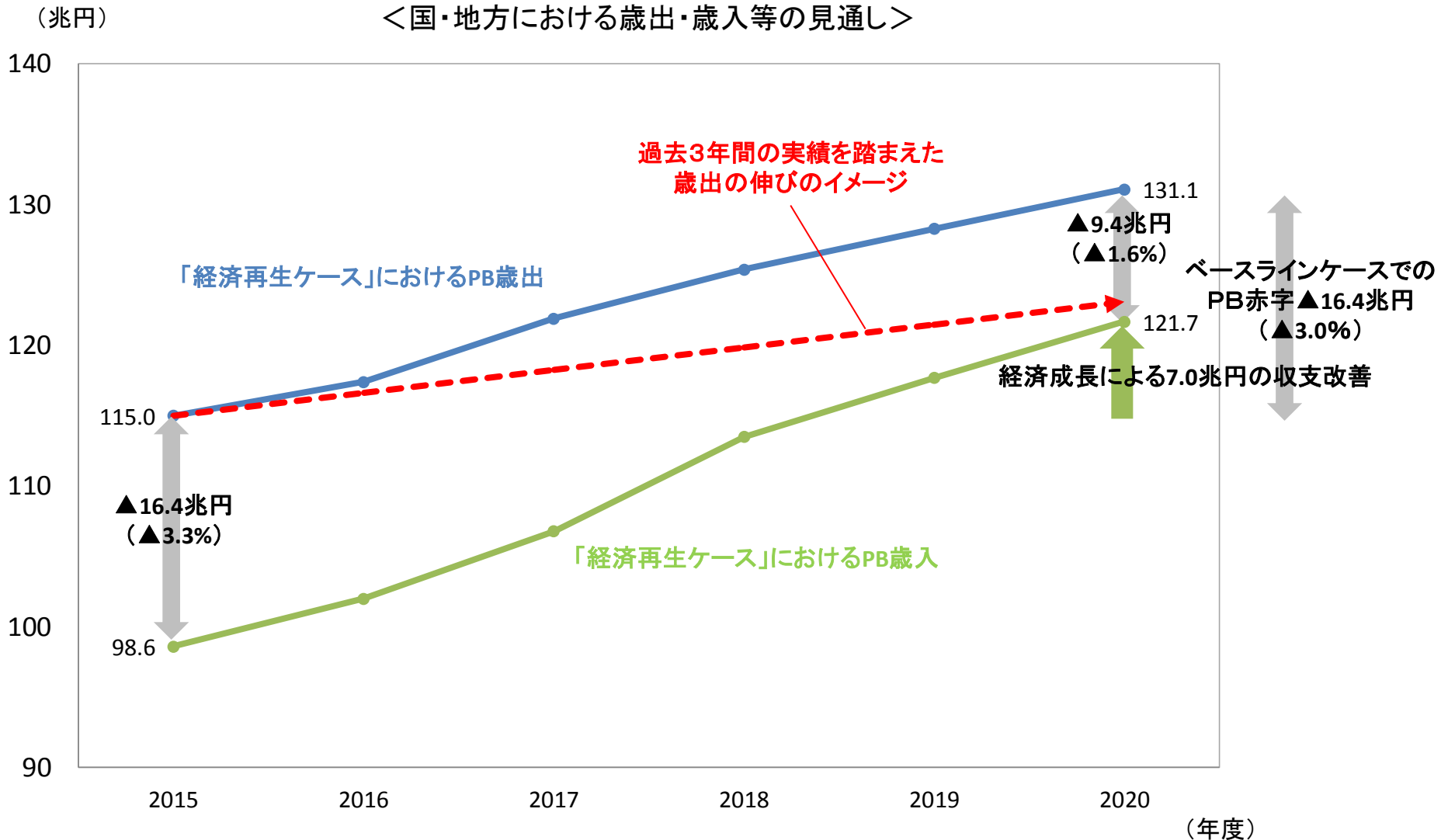
(注2) 社会保障関係費については社会保障の充実(2015年度:0.7兆円)・社会保障4経費公経済負担(2015年度:0.3兆円)等、その他歳出については公経済負担(2015年度:0.3兆円)等の影響を除いている。なお、赤点線はこれまでの歳出改革が今後も継続する場合のイメージを示したものであり、社会保障関係費については、毎年度高齢化による増加年平均+0.5兆円弱が増加していくもの。

計画のイメージ図

資料 I - 1 - 6

麻生大臣提出資料

- まずは、経済活性化を通じて、「経済再生ケース」を実現させることが重要。
- あわせて、今後5年間、これまでの歳出改革の取組を継続すれば、2020年度のPB赤字9.4兆円の大宗は解消可能。



財政収支の国際比較(対GDP比)

(%) (%)

| 暦年 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | ▲ 6.6 | ▲ 5.5 | ▲ 6.4 | ▲ 8.2 | ▲ 8.1 | ▲ 6.3 | ▲ 7.6 | ▲ 7.8 | ▲ 6.4 | ▲ 5.0 |
| 米国 | ▲ 3.9 | ▲ 2.7 | ▲ 1.6 | ▲ 1.4 | ▲ 0.7 | ▲ 2.9 | ▲ 6.3 | ▲ 7.3 | ▲ 6.7 | ▲ 5.5 |
| 英国 | ▲ 3.9 | ▲ 2.0 | ▲ 0.1 | 0.8 | 5.6 | 0.4 | ▲ 2.1 | ▲ 3.4 | ▲ 3.4 | ▲ 3.3 |
| ドイツ | ▲ 3.4 | ▲ 2.8 | ▲ 2.4 | ▲ 1.5 | 1.0 | ▲ 3.1 | ▲ 3.9 | ▲ 4.1 | ▲ 3.7 | ▲ 3.3 |
| フランス | ▲ 3.9 | ▲ 3.6 | ▲ 2.4 | ▲ 1.6 | ▲ 1.3 | ▲ 1.4 | ▲ 3.1 | ▲ 3.9 | ▲ 3.5 | ▲ 3.2 |
| イタリア | ▲ 6.6 | ▲ 3.0 | ▲ 3.0 | ▲ 1.8 | ▲ 1.3 | ▲ 3.4 | ▲ 3.1 | ▲ 3.4 | ▲ 3.6 | ▲ 4.2 |
| カナダ | ▲ 2.7 | 0.2 | 0.2 | 1.8 | 2.9 | 0.8 | 0.0 | 0.1 | 1.0 | 1.7 |

| 暦年 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | ▲ 3.1 | ▲ 2.6 | ▲ 3.1 | ▲ 8.9 | ▲ 8.3 | ▲ 8.6 | ▲ 8.3 | ▲ 8.4 | ▲ 7.7 | ▲ 6.6 |
| 米国 | ▲ 4.5 | ▲ 5.0 | ▲ 8.4 | ▲ 13.7 | ▲ 12.6 | ▲ 11.2 | ▲ 9.3 | ▲ 5.9 | ▲ 5.2 | ▲ 4.5 |
| 英国 | ▲ 2.8 | ▲ 2.9 | ▲ 4.9 | ▲ 10.7 | ▲ 9.5 | ▲ 7.5 | ▲ 5.9 | ▲ 5.6 | ▲ 5.5 | ▲ 4.4 |
| ドイツ | ▲ 1.5 | 0.3 | ▲ 0.0 | ▲ 3.0 | ▲ 4.1 | ▲ 0.9 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | ▲ 0.0 |
| フランス | ▲ 2.3 | ▲ 2.5 | ▲ 3.2 | ▲ 7.2 | ▲ 6.8 | ▲ 5.1 | ▲ 4.9 | ▲ 4.1 | ▲ 4.4 | ▲ 4.3 |
| イタリア | ▲ 3.6 | ▲ 1.5 | ▲ 2.7 | ▲ 5.3 | ▲ 4.2 | ▲ 3.5 | ▲ 3.0 | ▲ 2.8 | ▲ 3.0 | ▲ 2.8 |
| カナダ | 1.8 | 1.5 | ▲ 0.3 | ▲ 4.5 | ▲ 4.9 | ▲ 3.7 | ▲ 3.1 | ▲ 2.7 | ▲ 2.0 | ▲ 1.8 |

(出典) OECD "Economic Outlook 96" (2014年11月)

※ 数値は一般政府ベース、ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。
仮にこれを含めれば、以下のとおり。

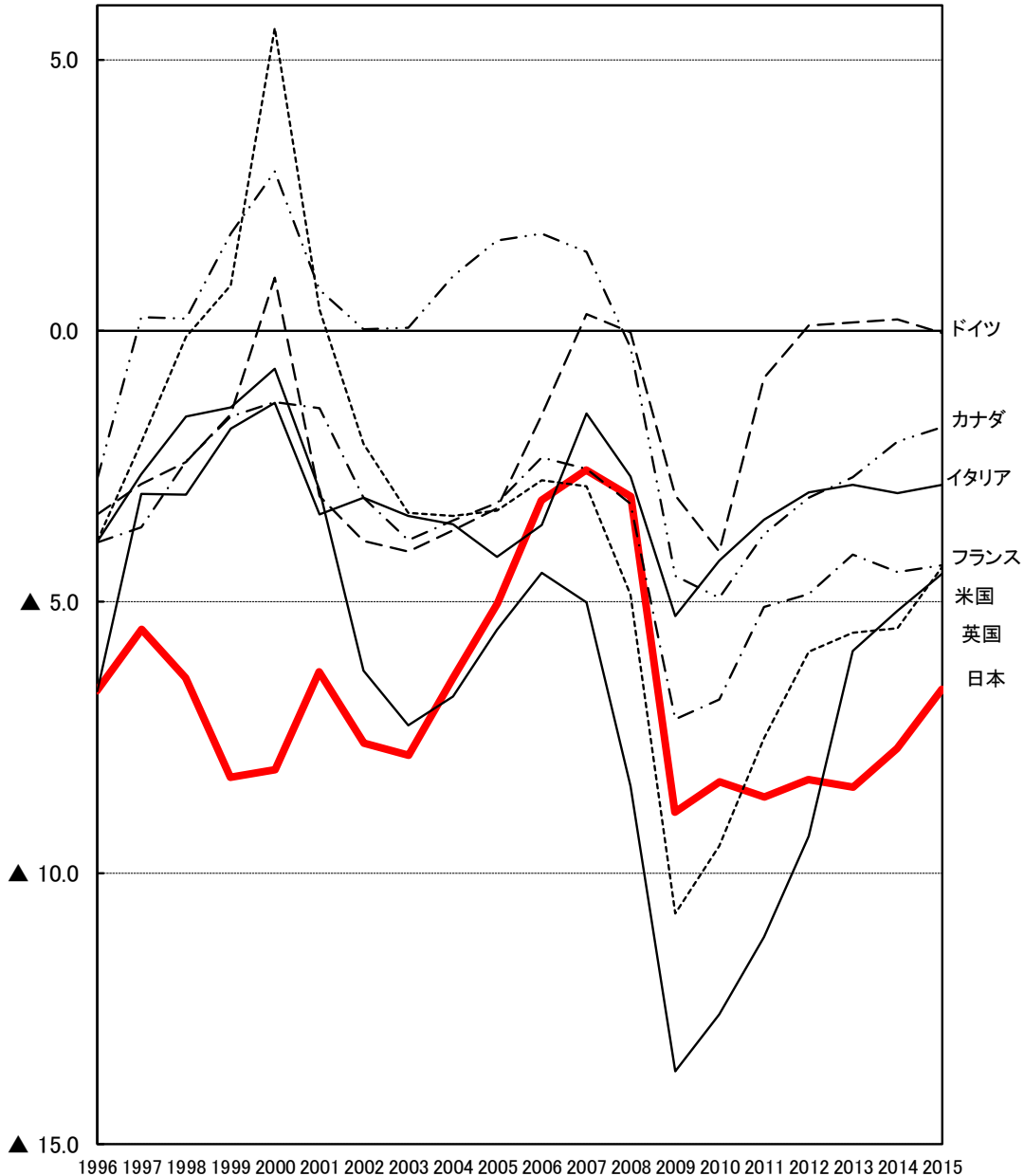
(%)

| 暦年 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | ▲ 4.9 | ▲ 3.8 | ▲ 10.3 | ▲ 7.1 | ▲ 7.5 | ▲ 6.0 | ▲ 7.7 | ▲ 7.7 | ▲ 5.9 | ▲ 4.8 |
| 米国 | ▲ 3.0 | ▲ 1.6 | ▲ 0.4 | ▲ 0.0 | 0.8 | ▲ 1.4 | ▲ 4.8 | ▲ 5.9 | ▲ 5.5 | ▲ 4.2 |

| 暦年 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | ▲ 1.3 | ▲ 2.1 | ▲ 1.9 | ▲ 8.8 | ▲ 8.3 | ▲ 8.8 | ▲ 8.7 | ▲ 9.0 | ▲ 8.3 | ▲ 7.3 |
| 米国 | ▲ 3.1 | ▲ 3.7 | ▲ 7.2 | ▲ 12.8 | ▲ 12.2 | ▲ 10.7 | ▲ 9.0 | ▲ 5.7 | ▲ 5.1 | ▲ 4.3 |

(注1) 本資料はOECD "Economic Outlook 96"による2014年11月時点のデータを用いており、2015年度予算の内容を反映しているものではない。

(注2) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。



(暦年)

各国の財政健全化目標

⇒諸外国では、財政収支対GDP比を主たるフロー目標として設定

資料 I - 3 - 2

末澤委員提出資料

| | フロー目標 | ストック目標 |
|------|---|--|
| 日本 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的財政収支(国・地方) <ul style="list-style-type: none"> → ・2015年度までに赤字対GDP比半減(2010年度比) ・2020年度までに黒字化 | <ul style="list-style-type: none"> ・債務残高(国・地方)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・2021年度以降、安定的に引下げ |
| EU | <ul style="list-style-type: none"> ・域内の財政健全化目標(・財政収支(一般政府)対GDP比▲3%、・債務残高(一般政府)対GDP比60%) ・財政収支均衡又は黒字化(構造的財政収支対GDP比▲0.5%以内でも可)を国内法(拘束力があり永続的な性格を有する規定(望ましくは憲法)又は予算編成過程で十分に尊重・遵守されることが保証されるもの)で定める | |
| ドイツ | <ul style="list-style-type: none"> ・財政収支(連邦・州政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・原則、均衡化 ・構造的財政収支(連邦政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・2016年より▲0.35%以下 ・構造的財政収支(一般政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・▲0.5%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・債務残高(一般政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減 → ・2016年末までに70%未満 ・2014年から10年以内に60%未満 |
| フランス | <ul style="list-style-type: none"> ・財政収支(一般政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・2017年までに▲3%以下 ・構造的財政収支(一般政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・2019年に▲0.4% | <ul style="list-style-type: none"> ・債務残高(一般政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・2020年より60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減 |
| イタリア | <ul style="list-style-type: none"> ・構造的財政収支(一般政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・均衡化 | <ul style="list-style-type: none"> ・債務残高(一般政府)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減 |
| 米国 | <ul style="list-style-type: none"> ・2010年度から2025年度にかけて財政収支(連邦政府)の赤字を4兆ドル削減 | |
| 英国 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造的経常財政収支(公的部門)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・5年間の見通し期間の内、3年度後までに黒字化 | <ul style="list-style-type: none"> ・純債務残高(公的部門)対GDP比 <ul style="list-style-type: none"> → ・2016年度より減少 |

・諸外国においては、金利上昇リスクが顕在化したことを受けて、リーマン・ショックや欧州債務危機以降、直ちに、以下のような歳出面・歳入面の取組を含めた健全化策を進めている。

ドイツ

○ 2011から2014年の4年間で総額816億ユーロとなる健全化策を策定(「財政健全化に向けた基本方針」(2010年6月))。

歳出面の取組 ▲531億ユーロ(2011～2014年の4年間の総額)

○ 社会保障費の抑制【▲303億ユーロ】

- ・長期失業者に対する失業給付を抑制(給付の対象を絞る観点から、より失業者の実態を踏まえた上で給付を実施)(▲160億ユーロ)
- ・(就労インセンティブを付与する観点から、)長期失業者に対する年金保険料支払いへの補助の廃止(▲72億ユーロ)
- ・子供を持つ親に対する手当の給付抑制(長期失業者に対する手当の最低保障額(月額300ユーロ)の撤廃など)(▲24億ユーロ)
- ・労働市場の仲介機能の効率化による失業者数の増加抑制(▲45億ユーロ)

○ 行政一般の費用の抑制【▲134億ユーロ】

- ・各省の裁量的経費の抑制(▲102億ユーロ)
- ・公務員の人件費削減(▲32億ユーロ)

○ 防衛費の抑制(連邦国防軍の兵士削減(4万人規模))【▲40億ユーロ】

○ 財政収支改善による利払費の節約【▲50億ユーロ】 等

歳入面の取組 +287億ユーロ(2011～2014年の4年間の総額)

- ・エネルギー税における優遇措置の廃止(+55億ユーロ)
- ・航空税(ドイツ国内の空港から離陸する旅客に対して課税)の導入(+40億ユーロ)
- ・原子力発電所に対する新たな課税(+92億ユーロ)
- ・銀行セクターに対する新たな負担金の導入(+60億ユーロ) 等

フランス

- 2011年・2012年は、年金・国債費を除く国の歳出について、名目の伸び率をゼロに抑制。
- 2013年・2014年の2年間で総額480億ユーロとなる健全化策を策定。

歳出面の取組 ▲250億ユーロ(2013年・2014年の2年間の総額)

- ・薬価の引下げやジェネリックの活用等による医療保険支出の抑制(▲29億ユーロ)
- ・年金給付の伸びの抑制(物価スライド基準日の半年後ろ倒し等)(▲19億ユーロ)
- ・行政運営経費の削減(公務員数の削減(▲3千人)及び事務費(庁舎維持管理費、広報費、出張旅費等)の抑制(▲7%))(▲54億ユーロ)
- ・公共事業の見直し(▲12億ユーロ) 等

歳入面の取組 +230億ユーロ(2013年・2014年の2年間の総額)

- ・法人税の控除可能額の縮小(+60億ユーロ)、繰越可能額の縮小(+10億ユーロ)
- ・個人の利子・配当・動産に係る所得について、総合課税への原則一本化(+30億ユーロ)
- ・所得税の最高税率の引上げ(41→45%)(+3.2億ユーロ)
- ・年金保険料率の引上げ(16.85→17%)(+17億ユーロ) 等

イタリア

- 2011年から2014年の4年間で総額1,452億ユーロとなる健全化策を策定。

歳出面の取組 ▲477億ユーロ(2011～2014年の4年間の総額)

- ・年金費用抑制(退職後年金を受け取るまでの期間に待機期間を設定)(▲79億ユーロ)
- ・医療費抑制(医療サービス、薬剤、処方箋料等について削減目標を設定)(▲75億ユーロ)
- ・各省庁予算の抑制(▲180億ユーロ)
- ・各種基金の整理合理化(▲13億ユーロ)
- ・公務員人件費削減(国家公務員の新規採用停止等)(▲12億ユーロ) 等

歳入面の取組 +975億ユーロ(2011～2014年の4年間の総額)

- ・付加価値税率の引上げ(20→21%)(+134億ユーロ)
- ・租税特別措置の軽減縮小(+400億ユーロ)
- ・印紙税率の引上げ(+84億ユーロ)
- ・電力・ガス会社等への法人所得税付加税の賦課(36億ユーロ) 等

英国

○ 2014年度時点で総額1,110億ポンドとなる健全化策を策定(2010年緊急予算、2010年スペンディング・レビュー)。

歳出面の取組 ▲810億ポンド

- ・省庁別の歳出限度額を設定し、歳出の伸びを抑制(▲490億ポンド)
- ・福祉給付等の支給額を小売物価指数から上昇率が低いCPI連動に変更(▲58億ポンド)
- ・高所得者(40%以上の所得税率で納付している者)向け子ども手当の廃止(▲25億ポンド)
- ・金利低下による利払費の抑制(▲100億ポンド)
- ・契約の見直し等による行政の効率化(▲62億ポンド) 等

歳入面の取組 +290億ポンド

- ・付加価値税率の引上げ(17.5→20%)(+135億ポンド)
- ・銀行負担税の導入(負債・資本の合計額の0.07%に相当する額を課税)(+25億ポンド)
- ・法人税率の課税ベースの拡大(減価償却特例の見直し)(+29億ポンド)
- ・法人税率の引下げ(28→24%)(▲27億ポンド)
- ・所得税の基礎控除引上げ(6,475→7,475ポンド)(▲39億ポンド) 等

米国

歳出面の取組

- 2011年予算管理法
 - ・歳出の約3割を占める裁量的経費に上限(Cap)を設定し、抑制(2012～2021年度:総額▲0.9兆ドル)
 - ・年金、メディケイド(低所得者向け医療扶助)等を除く全ての歳出を一律削減(いわゆる強制歳出削減)(2013年3月以降の9年間:総額▲1.2兆ドル)
- 2010年ペイアズユーゴー法
 - ・歳出の約6割を占める義務的経費(主に年金・医療関係)にペイアズユーゴー原則を導入

歳入面の取組

- 2012年米国納税者救済法(2013～2022年度:総額+0.62兆ドル)
 - ・一部の富裕層(世帯年収45万ドル超等)への所得税減税の不延長(実質的増税)(35→39.6%)
 - ・遺産税の最高税率の引上げ(35→40%)
 - ・社会保障税減税の不延長(実質的増税)(4.2→6.2%) 等

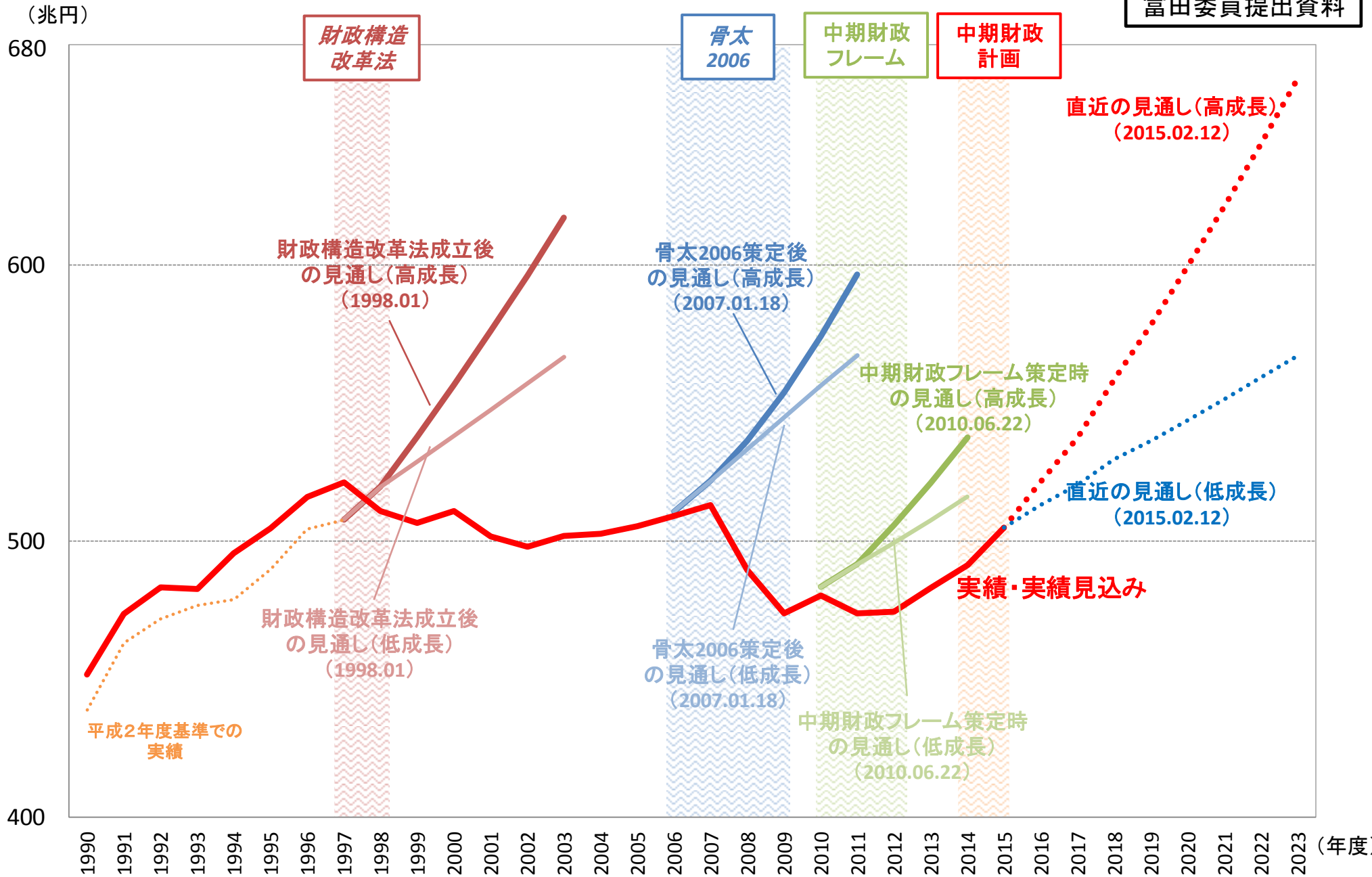
- 財政健全化目標、その達成に向けた当初予算における各歳出分野の量的縮減目標、公共投資基本計画等の各種長期計画の見直し、及び詳細な具体的方策が法律又は閣議決定（「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日））で盛り込まれたことは評価できる。
- 「財政健全化目標について」（1996年12月19日 閣議決定）では2005年度までであった計画期間が1997年3月18日の総理大臣提案では2003年度まで短縮される一方で、財政構造改革法の公布直後の1997年12月17日には総理大臣から2兆円の特別減税が発表されるなど、政策の方針に一貫性がなかった。
- アジア通貨危機、国内の不良債権問題による景気後退の影響もあり、法律は1998年5月に改正、1998年12月に凍結され、わずか1年という短命に終わった。
名目3.5%という成長率等の見通しは、あまりにも楽観的であった。

- 財政健全化目標の達成に向けて、分野別に歳出削減の数値目標を明示したものの、特に社会保障分野ではそれを達成するための具体的方策がなく、実効性に欠ける。
 - ⇒ 歳出削減額の計数が過度に注目され、各年度の予算編成において、その形式的な達成が財政構造の改革よりも優先されたことは否めない。
- 地方財政については、人件費など個別歳出に係る規律が設けられた点は評価できる。
- 5年間という長めの歳出改革期間の設定により、具体的方策の実現に不確実性が伴うとともに、経済社会情勢の変動に対しても脆弱であった。
- 計画初年度の2007年度予算における税収見通しの増加により、「要対応額」が16.5兆円から13兆円に縮減できたとして、一時的なボーナスにもかかわらず、追加的な歳出改革や歳入改革の必要性についての検討が排除された。
- 2008年秋のリーマン・ショックによる著しい景気後退で、骨太2009において、財政健全化目標の達成年度を後倒しされた。

※ 骨太2009(2009年6月23日 閣議決定)「今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指す。」

見通し・計画と実績(名目GDP)

資料 I - 3 - 8
富田委員提出資料

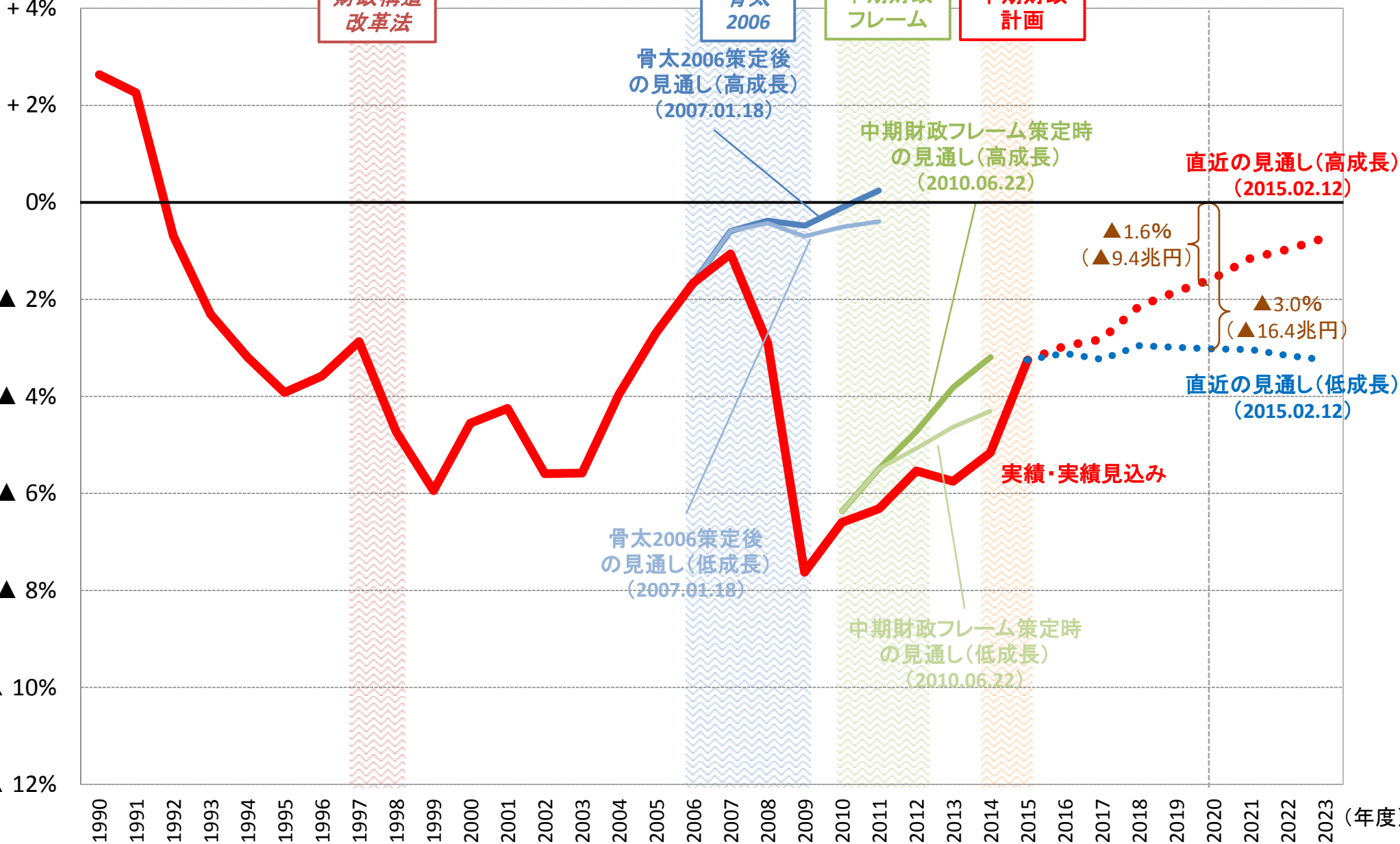


見通し・計画と実績(国・地方の基礎的財政収支(対GDP比))

資料 I - 3 - 9

富田委員提出資料

(対GDP比、%)



- 国の一般会計における基礎的財政収支対象経費について、「歳出の大枠」（＝平成22年度当初予算における基礎的財政収支対象経費）の維持という規律を設定したものの、各分野の歳出削減目標はなく、「歳出の大枠」を達成するため事業仕分けにより、社会保障以外について切り込み。
- 国の一般会計の表面的規律（PB対象経費：71兆円*、新規国債発行額：44兆円*）の保持ばかりが重視され、国・地方を通じた歳出抑制は進んだとは言えない。例えば、地方交付税は「入口」では抑制されたが、「出口」では増大。また、子ども手当等の国・地方負担割合が変更された。その一方で、社会保障分野が聖域視され、その「自然増」が精査されることなく急増。社会保障分野の本質的な歳出改革は進まず。

※ シーリングにおける社会保障の自然増

| 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
|---------|----------|----------|----------|---------|
| 6,500億円 | 10,900億円 | 12,500億円 | 11,600億円 | 8,400億円 |

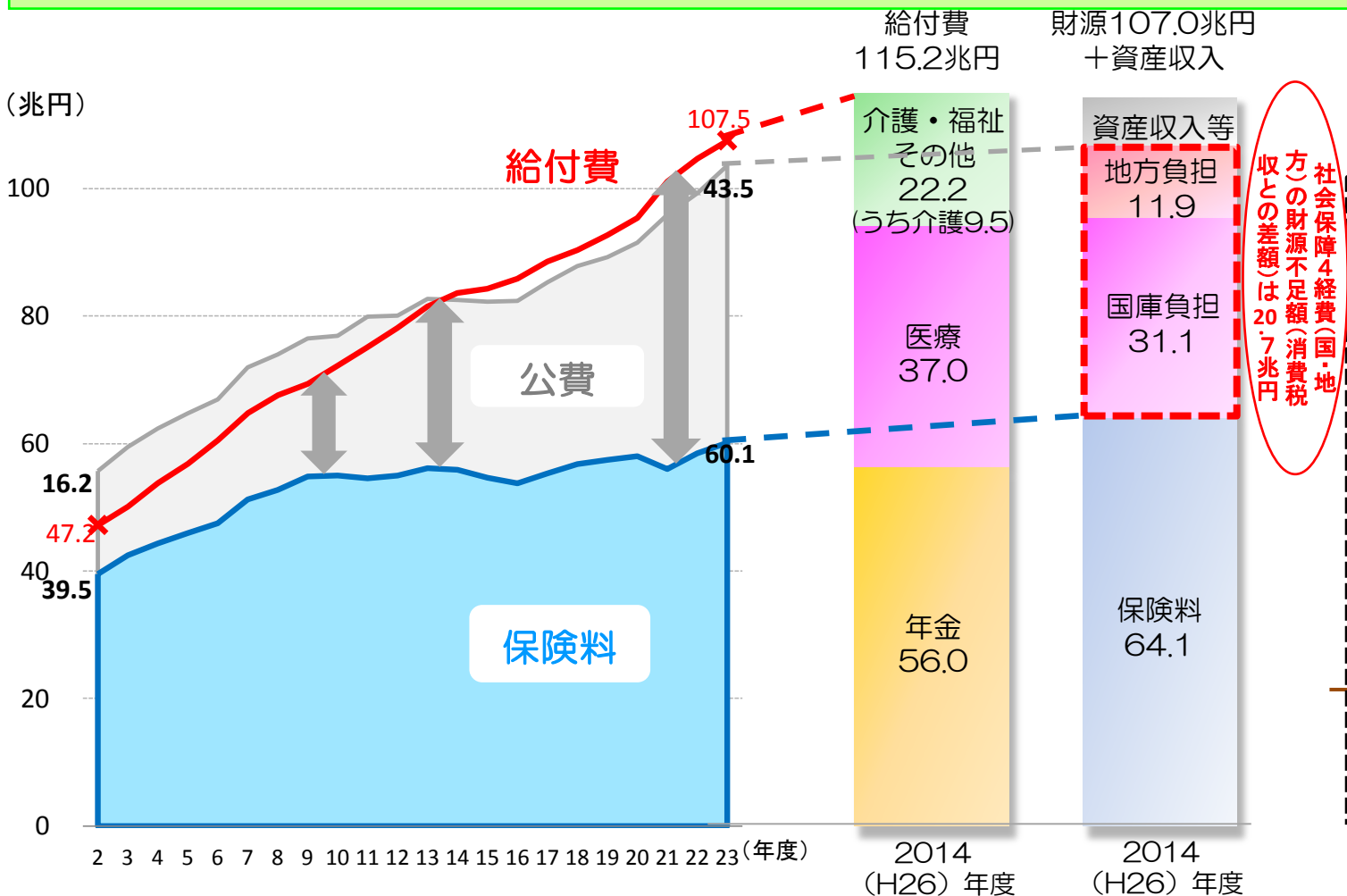
- 地方財政については、骨太2006に比べ、人件費、地方単独事業などの個別歳出への踏み込みはなされていない。事業仕分け等で地方財政計画の過大計上が指摘されていたにもかかわらず、過去最高水準となった平成22年度の地方一般財源総額（59兆円*）を維持することとした。

※ 上記の* の計数は、全て過去最高水準。

- 「国・地方の基礎的財政収支の赤字対GDP比の半減」という目標に対し、「一般会計の基礎的財政収支を4兆円ずつ改善」という取組み方針は、大雑把に過ぎたのではないか。
- 特に、目標達成のための4兆円の収支改善については、各分野の歳出削減額やそれを達成するための具体的方策が示されるべきだったのではないか。
- 基礎的財政収支のみを目標とすることには、経済の一時的な拡大による歳入増が不必要な歳出増をもたらすなど、歳入の見込み次第で、歳出水準が大きな影響を受けるという問題もはらんでいる。
- 地方財政については、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるとしているが、個別歳出の切り込みへの言及がなく、過去最高水準となった平成22年度の地方一般財源総額を引き続き維持された。

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

- わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。
- その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中している。これを賄う財源を確保出来ないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（＝財政悪化の要因）。



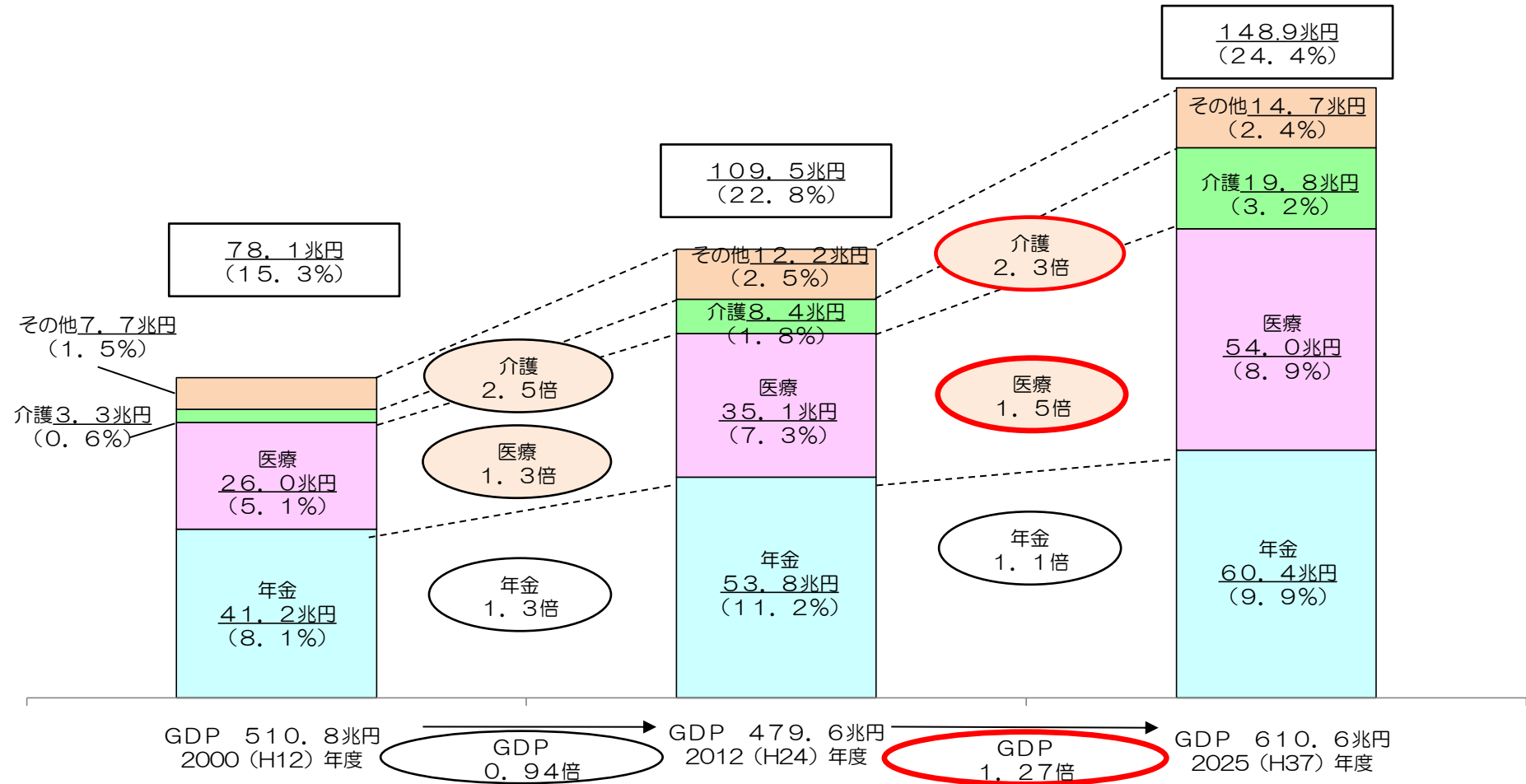
社会保障4経費(国・地方)の財源不足額(消費税収との差額)は20.7兆円

| | 1990年 | 2010年 |
|---------|-------------|-------------|
| 被保険者負担 | 18.5 28% | 30.3 28% |
| 事業主負担 | 21.0 32% | 28.1 26% |
| 公費負担 | 16.2 25% | 40.8 37% |
| 社会保障給付費 | 47.2 | 104.7 |

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2014(H26)年度は厚生労働省(当初予算ベース)による。
 (注) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

社会保障給付費の見通し

- 2025 (H37) 年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる「超高齢社会」を迎え、医療・介護のニーズもピークに向かう。
- 社会保障給付は、高齢化とともに今後も急激な増加が見込まれ、税・社会保険料といった国民負担の増大が見込まれる。特に、医療・介護分野における給付の増加が顕著であり、国民負担（財源調達力）のベースとなるGDPの伸び（消費税収）及び現役世代の負担能力の伸び（保険料収入）を上回って増加の見通し。



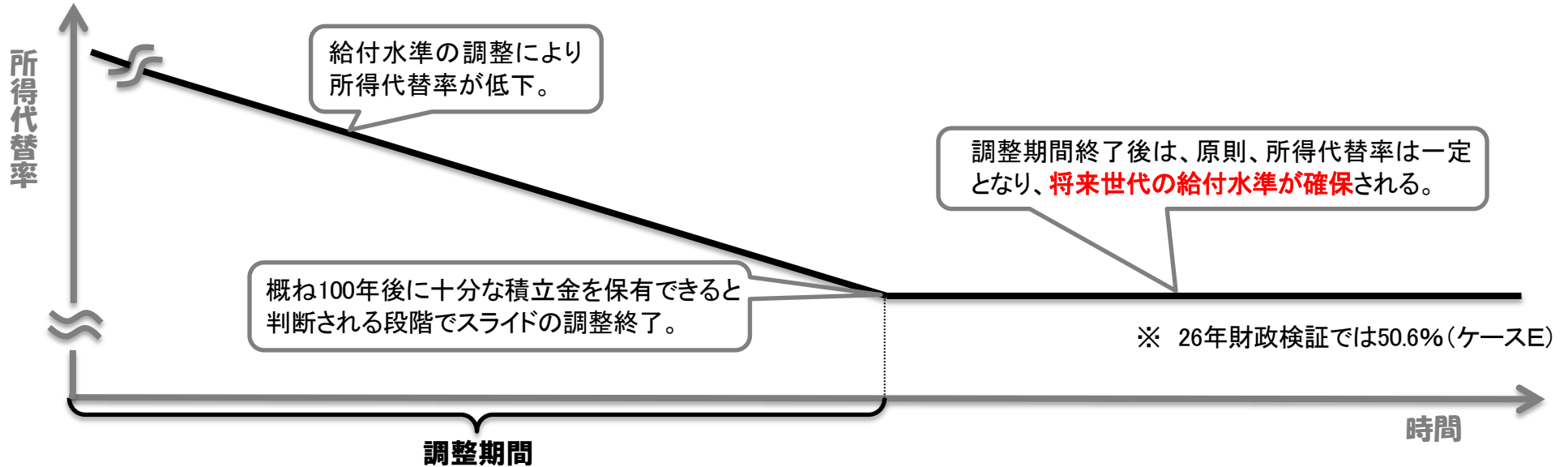
(出典) 2000年度における社会保障給付費は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、GDPは内閣府「国民経済計算」による。2012年度及び2025(H37)年度における社会保障給付費及びGDPはH24年3月30日厚労省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(H24年3月)」による。

(注1) 表記額は実額、()内の%表示はGDP比。

(注2) 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

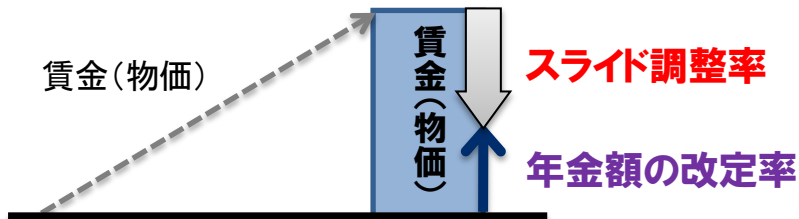
- 長期的な給付と負担をバランスさせるため、マクロ経済スライドにより、毎年一定程度、年金受給額の伸びを抑制。
- マクロ経済スライドによる調整が行われると、調整期間中においては所得代替率が低下する一方、調整期間終了後は、原則、所得代替率は一定となり、将来世代の給付水準が確保される。

【マクロ経済スライドの自動調整と所得代替率】



【マクロ経済スライドの適用】

＜ある程度、賃金・物価が上昇した場合＞



【マクロ経済スライドによる調整率】

- ① 公的年金の全体の被保険者の減少率 +
 - ② 平均余命の伸びを勘案した率 (0.3%)
- 1.3%/年 (26年財政検証。平成27(2015)～55(2043)年度ケースA～E平均)

【所得代替率について】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

賃金上昇率 - スライド調整率で変動 (調整期間中)
 賃金上昇率で変動

年齢階層別(65歳以上)の医療・介護に係る費用等

資料Ⅱ-1-4

- 今後、2025 (H37) 年には、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、75歳以上人口の急激な増加が見込まれる。
- 75歳以上人口は、65～74歳人口に比べて一人当たりの医療費・介護費が高く、さらに、一人当たりの国庫負担で見ると、医療で約4倍、介護で約9倍と大きく増加する。
- 社会保障制度改革は、国民皆保険を維持するため、団塊の世代が後期高齢者になりはじめる直前の2020 (H32) 年度までに受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度を構築することを目的として進める必要。

| | 全人口に占める人口数 及び割合 | | 医療 (2011年) | | | 介護 (2012年) | | | |
|--------|--------------------|---------------------------|-----------------|----------------------------------|---|-----------------|----------------|------------------------|----------------|
| | 2012年 | 2025年 | 国民医療費に 占める割合 | 1人当たり 国民医療費 (64歳以下:17.5万円) | 1人当たり 国民医療費 国庫負担 (64歳以下:2.7万円) | 介護給付費に 占める割合 | 1人当たり 介護給付費 | 1人当たり 介護給付費 国庫負担 | 要支援・ 要介護認定率 |
| 65～74歳 | 1,560万人 (12.2%) | 1,479万人 (12.3%) | 21.6% | 55.3万円 | 8.5万円 | 9.7% | 5.0万円 | 1.4万円 | 4.4% |
| | ▲約100万人 | | | | 約4倍 | | | 約9倍 | |
| 75歳以上 | 1,519万人 (11.9%) | 2,179万人 (18.1%) | 34.0% | 89.2万円 | 32.6万円 | 87.9% | 46.1万円 | 13.1万円 | 31.3% |
| | +約700万人 | | | | | | | | |

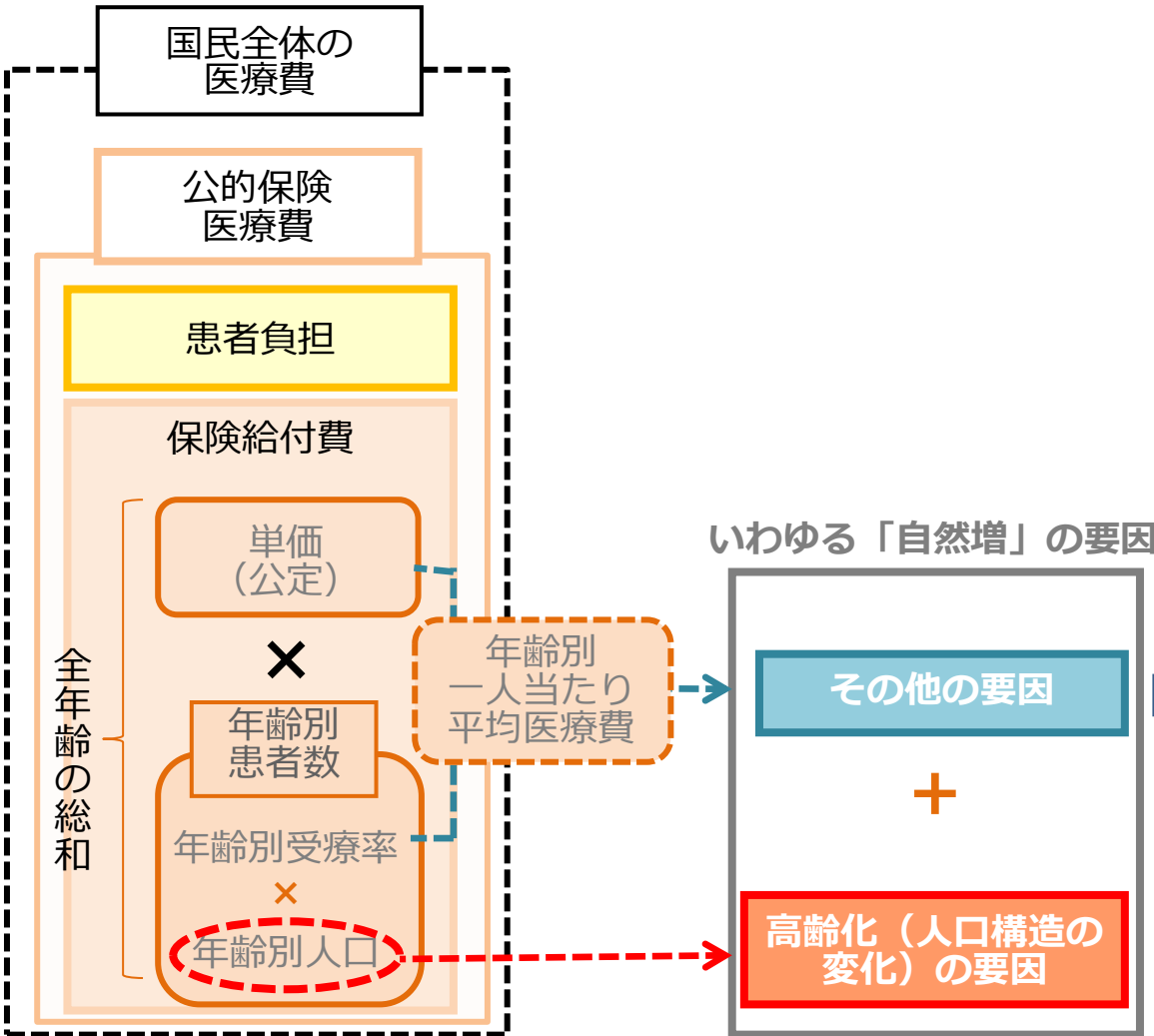
(注1) 国民医療費は患者による自己負担額を含むが、介護給付費は利用者による自己負担額を含まない。

(注2) 1人当たり国民医療費及び介護給付費は、年齢階層別の国民医療費及び介護給付費(償還払いの費用(福祉用具購入等)等を除く)をそれぞれの時点の人口で除して機械的に算出。また、1人当たり国民医療費国庫負担については、それぞれの年齢階層の国庫負担額(75歳以上は4.8兆円、65歳～74歳は3.9兆円)を2011年(H23)時点の人口で除して機械的に算出。1人当たり介護給付費国庫負担については、2012年度予算における介護給付費の国庫負担額の割合を乗じて機械的に算出。

(出典) 2012年(H24)の人口は総務省統計局「人口推計(24年10月)」、2025(H37)年の人口は社会保障人口問題研究所「将来人口推計」、国民医療費は厚生労働省「H23年度国民医療費の概況」、総務省統計局「人口推計(23年10月)」。介護給付費及び要支援・要介護認定率は、厚生労働省「介護給付費実態調査(H24年)」、総務省統計局「人口推計(24年10月)」。

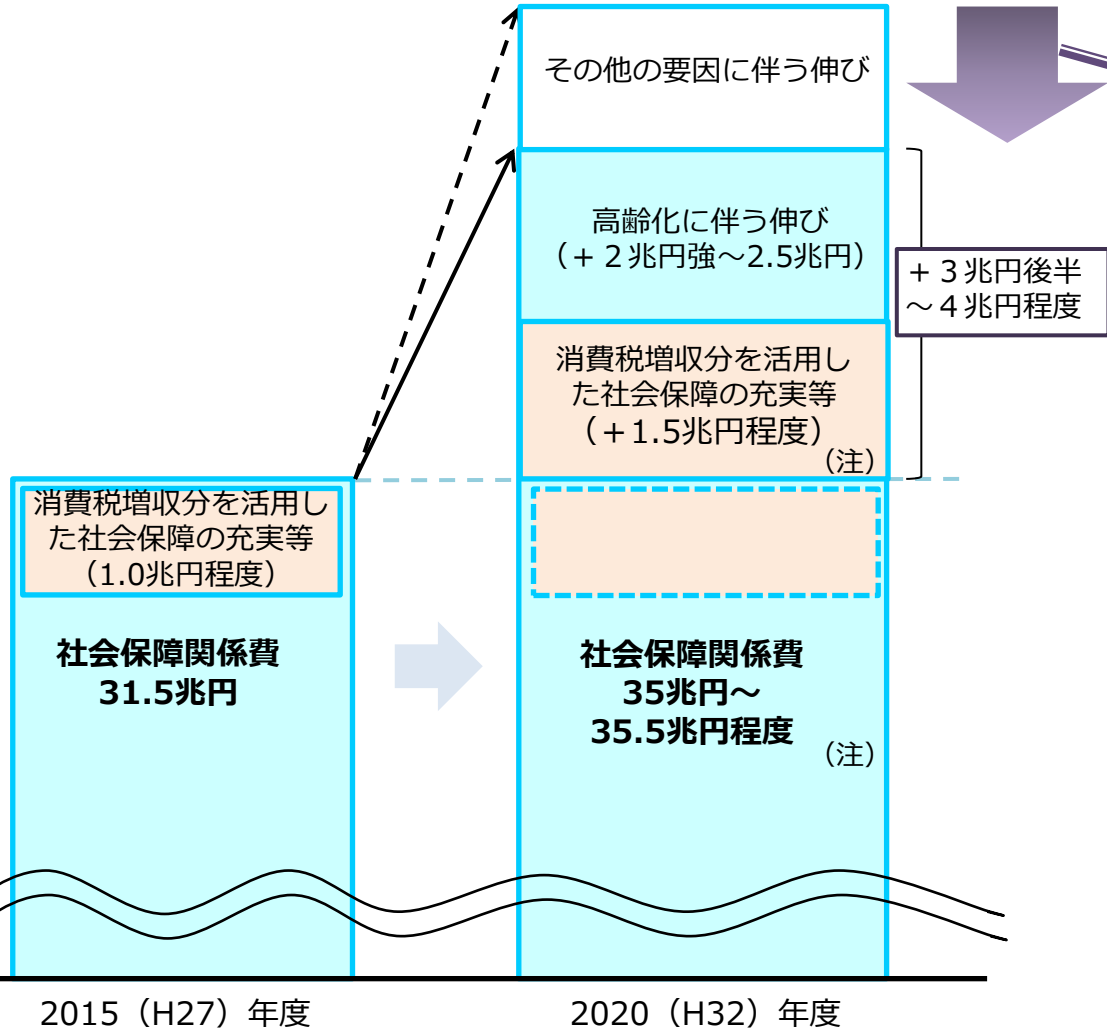
○ 社会保障関係費の伸びは、高齢化（人口構造の変化）に伴う伸びとその他の要因（医療の高度化等に伴う単価増等）に伴う伸びに分かれる。このうち、「高齢化に伴う伸び」はやむを得ない増だが、「その他の要因に伴う伸び」に相当する部分は、社会保障以外の経費と同様、制度改革や効率化等に取り組むことにより、伸びを抑制していくことが必要。

《イメージ（医療の場合）》



- 「その他の要因」改革の視点**
- 〔 必要な医療の高度化等を取り込みつつ、制度改革や効率化等にセットで取組み、全体として抑制 〕
- 公的保険給付の範囲の見直し
 - 単価
 - ・ サービス単価の抑制
 - ・ 医療の高度化に対する適正な評価
 - 受療率
 - ・ 医療提供体制の改革（過剰病床の削減、入院期間の短縮化等）
 - ・ 医療の無駄（重複受診・多剤投与等）の排除などの効率化の取組み
 - ・ 健康・予防の推進
 - 負担
 - ・ 年齢・就業先に関わらず負担能力に応じた公平な負担

- 過去3年間の社会保障関係費の伸びは、経済雇用情勢の改善等や制度改革の効果により、社会保障の充実等を除き、1.5兆円（年平均+0.5兆円程度）と、「高齢化による伸び」相当の範囲内となっている。
- 引き続き、2020（H32）年に向けて、国民皆保険を維持するための制度改革に取組み、経済雇用情勢の好転やこれまでの改革等の効果、医療の効率化の取組みの効果と相まって、今後5年間の社会保障関係費の伸びを、少なくとも高齢化による伸び（+2兆円強～2.5兆円）相当の範囲内としていく必要。



《社会保障制度改革の柱》

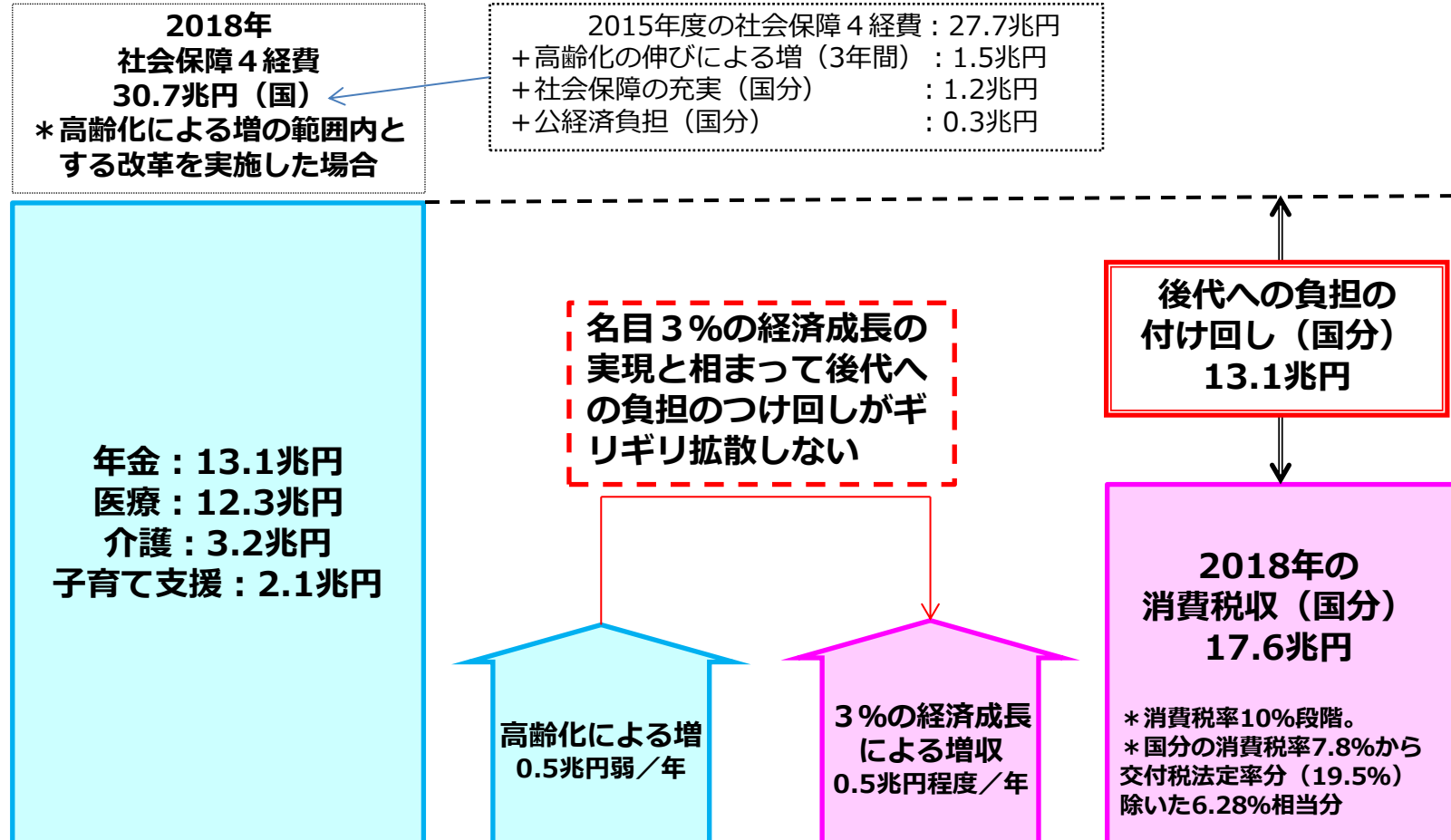
- I. 経済雇用情勢の好転やこれまでの改革等の効果
- II. 国民皆保険を維持するための制度改革
 - (1) 公的保険給付範囲の見直し
 - (2) サービス単価の抑制
 - (3) 負担能力に応じた公平な負担
- III. 医療の効率化
 - (1) 医療提供体制の改革
〔極力早期の効果発現に努力〕
 - (2) 医療の無駄排除、予防の推進等
〔3年後に効果検証・中間見直しに反映〕

| | 2012年度 | 2015年度 |
|------------|------------|--------|
| 社会保障関係費 | 28.9兆円 (※) | 31.5兆円 |
| うち社会保障の充実等 | +1.0兆円 | |

(※) 年金国庫負担2分の1ベース

(注) 税制抜本改革法に基づく低所得者対策は社会保障の充実として措置されると仮定。この検討結果により、社会保障関係費の計数は変動し得る。

- 今回の社会保障・税一体改革の枠組みで見ると、引き続き社会保障給付費の伸びを「少なくとも高齢化による伸び相当の範囲内」とできれば、名目3%の経済成長の実現と相まって、後代への負担のつけ回し（社会保障4経費と消費税収の差額）の拡散をギリギリ防ぐことが可能となり、制度の持続可能性確保につなげることができる。



(注1) 2015（H27）年度当初予算案を基に消費税率引上げの効果が平年度化する2018（H30）年度時点の社会保障4経費のうち国分について推計を行ったもの。消費税率1%当たりの消費税収を2.8兆円と見込んで試算。

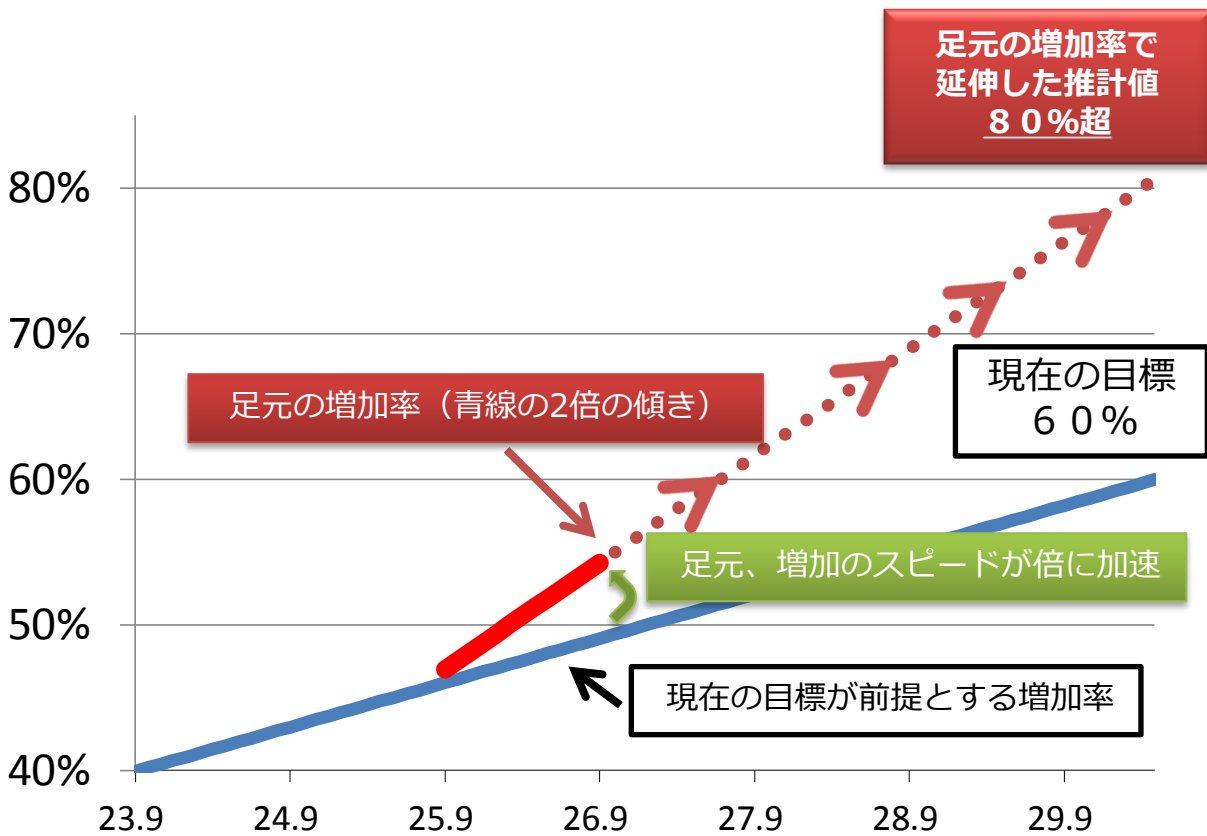
(注2) 税制抜本改革法に基づく低所得者対策は社会保障の充実2.8兆円の一部として措置されると仮置きして機械的に試算。この検討結果により計数は変動し得る。

(注3) 社会保障の充実及び公経済負担の増分は、現行制度における各制度の国・地方の負担割合等に基づき機械的に試算。

- 過去の改革努力や後発医薬品使用に対する国民意識の高まり等を背景に、使用割合増加の速度が倍増している（調剤医療費をベースとする推計）。
- 足元の後発医薬品使用増加の傾向を継続する観点から、現行の目標（2017（H29）年度内に60%）の目標割合の引上げ（2017（H29）年度内に80%）を行い、これに対応した措置をとることが必要。
- 後発品メーカーの設備投資計画など、関係者の将来予測を確保する観点からも、単なる現行目標の「達成時期の前倒し」ではなく、本年夏の段階で、3年程度先の目標を示すことが重要。

経済財政運営と改革の基本方針2014（抄）

後発医薬品については、諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す。



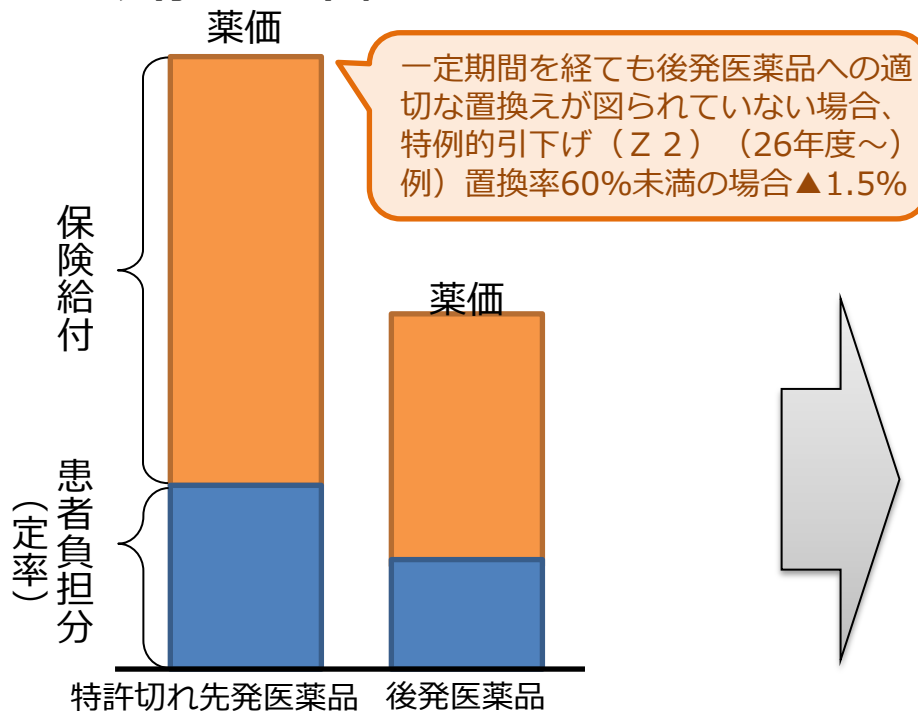
特許切れ市場における後発医薬品シェアの国際比較

| | |
|------------------------------|-------|
| 日本 (2013年) | 46.9% |
| (現在の目標) 2017 (H29) 年度に60% | |
| アメリカ (2010年) | 約90% |
| イギリス (2013年) | 75.2% |
| ドイツ (2013年) | 82.5% |
| フランス (2012年) | 70.7% |

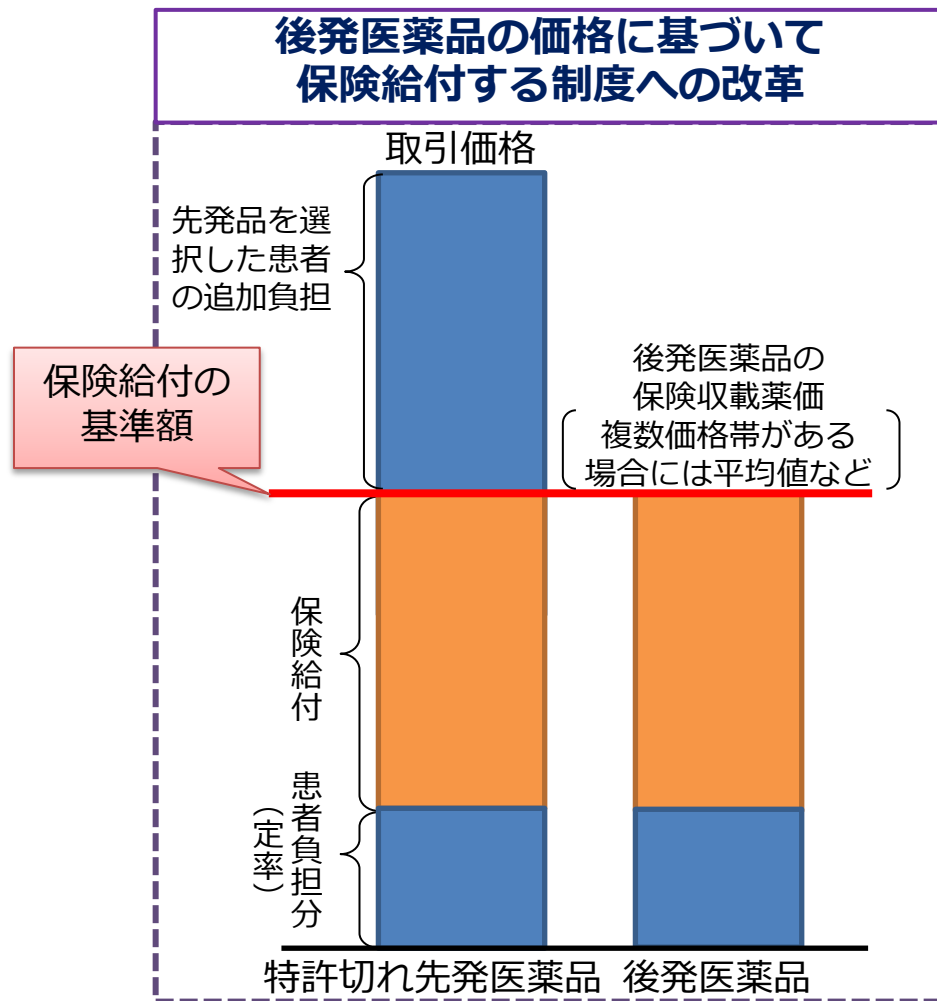
(出典) 日本 : H25年9月薬価調査
 アメリカ : 2012 IMS Health
 イギリス : Analysis of NHS prescription data for 2013
 ドイツ : Pro Generika (IMS PharmaScope)
 フランス : フランス政府・医療品経済委員会2012年活動レポート (Rapport annuel 2012 CEPS)

- 後発医薬品の使用促進を図ってもなお、現行の医療保険制度の下では、長期収載品(特許切れ先発品)の価格の高止まりの解消は迅速には進まず、患者にとっても後発医薬品を使用する十分なインセンティブがない。
- 後発医薬品の使用促進については、使用割合目標を引上げて現行の取組みを継続した後、長期収載品に係る薬価制度を抜本的に見直し、長期収載品に係る保険給付額を後発医薬品の価格に基づいたものとする制度に改革する必要。

現行の医療保険制度



後発医薬品の価格に基づいて保険給付する制度への改革



| 公的保険対象医薬品の分類別シェア (2013年9月) | | | |
|----------------------------|----------|-------|-------|
| | | 数量シェア | 金額シェア |
| 先発医薬品 | 後発品なし | 18.2% | 49.3% |
| | 後発品あり(a) | 31.2% | 31.7% |
| 後発医薬品(b) | | 27.6% | 11.1% |
| 後発品シェア(b)/(a+b) | | 46.9% | 25.9% |

- 市販品と同一の有効成分の薬でも、医療機関で処方されれば、低い自己負担で購入が可能なケースがある。
 - 諸外国と比較しても、我が国における市販品使用の割合は低位であり、セルフメディケーションが十分進んでいない。
 - 市販品類似薬について、公平性の観点、セルフメディケーションの推進の観点から、市販（スイッチOTC）が認められた医療用医薬品に係る保険償還率の引下げ、市販品として既に十分定着した市販品類似薬（湿布、漢方薬、目薬、ビタミン剤、うがい薬）の保険給付からの完全除外の加速化が必要。
- 【参考】ビタミン剤については2012（H24）年度から単なる栄養補給目的での使用は保険適用から除外、うがい薬については2014（H26）年度からうがい薬のみの処方では保険適用から除外されている。

| 区分 | 市販品類似薬 | | 医療用医薬品 | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| | 名称 | 価格 | 名称 | 薬価 | 自己負担 (薬価3割) |
| ① 湿布 | A | 950円 | A A | 70円 | 20円 |
| ② 漢方薬 | B | 1,296円 | B B | 280円 | 80円 |
| ③ 目薬 | C | 1,317円 | C C | 1,440円 | 430円 |

- ※1 各区分における市販品と医療用医薬品は、いずれも同一の有効成分を含んでいる。ただし、同一の有効成分を含んでいる市販薬であっても、医療用医薬品の効能・効果や用法・用量が異なる場合があることには留意が必要。
- ※2 市販品の価格は、メーカー希望小売価格。
- ※3 医療用医薬品の価格については市販品と同じ数量について、病院・診療所で処方箋を発行してもらい、薬局で購入した場合の価格であり、別途再診料、処方料、調剤料等がかかる。
- ※4 医療用医薬品については、医療保険の適用となり、7割が保険で賄われるため、患者負担は原則3割となる。

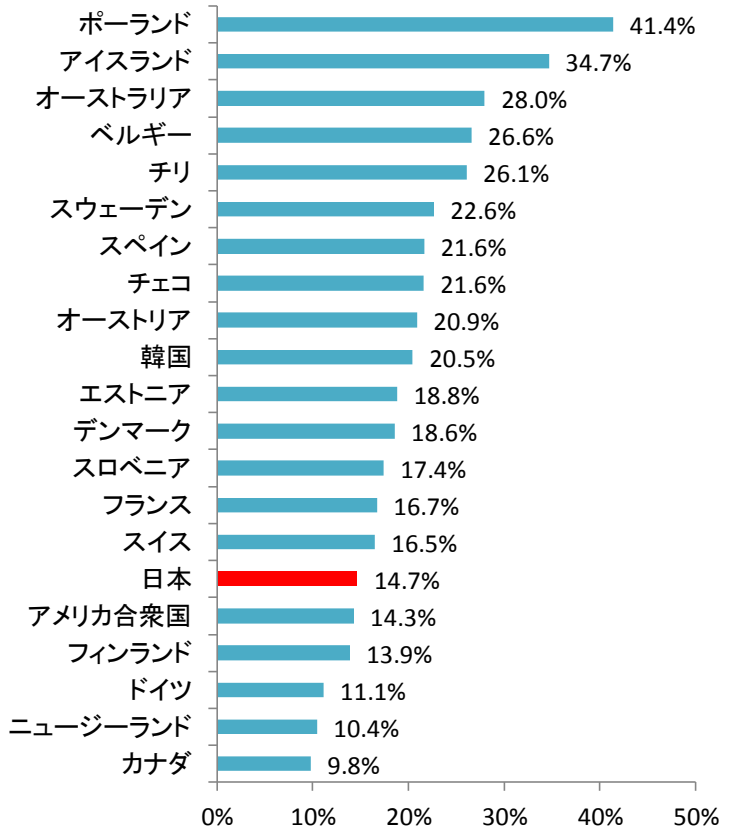
〈スイッチOTCとは〉

- 医療用医薬品の有効成分が転用された一般用医薬品（市販品）。
- 医薬品としての使用実績があり、副作用の発生状況、海外での使用状況等からみて市販品として適切であるとされたもの。

〈スイッチOTCの例〉

| 一般名 | 効能 | スイッチ年 |
|------------------|-----------|-------|
| ニコチン | 禁煙補助薬 | 2001年 |
| アモロルフィン塩酸塩 | 水虫薬（外用） | 2002年 |
| ロキソプロフェンナトリウム水和物 | 解熱鎮痛薬 | 2010年 |
| フェキソフェナジン塩酸塩 | アレルギー性鼻炎薬 | 2012年 |

一人当たり薬剤費に占める市販医薬品費の割合



（出典）OECD「HEALTH AT A GLANCE 2013」
 薬剤費の内、OTC薬品費用のデータが判明している国を全て抜粋。
 （注）一人あたり薬剤費は、病院・診療所等内で消費されている薬剤費を除いている。

- 限られた医療資源の中で、疾病等に伴う大きなリスクをカバーするという保険の基本機能を十分に発揮しつつ、国民皆保険制度を維持していく観点から、現行の定率負担（月額上限あり）に加え、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額負担の導入が必要。

(注) 定額を常に保険免責にするという考え方と、月額上限（高額療養費）の範囲内で一定額の受診時定額負担を求めるという考え方がある。

- その際には、医療機関間の適切な役割分担やかかりつけ機能の推進といった視点に立った制度設計も必要。

【患者負担のイメージ（受診時定額負担の場合）】

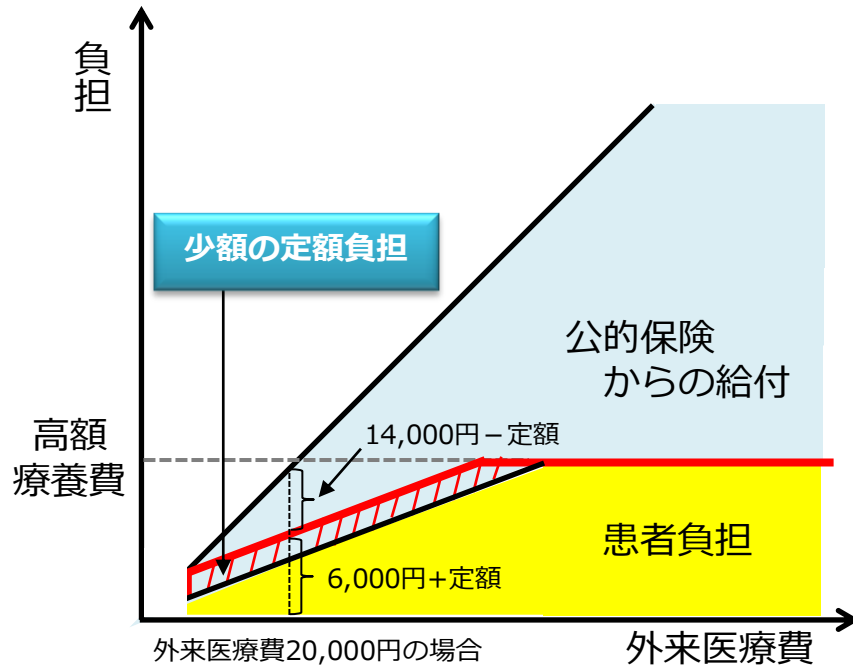
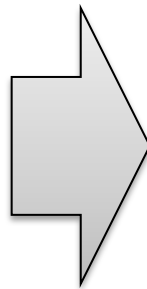
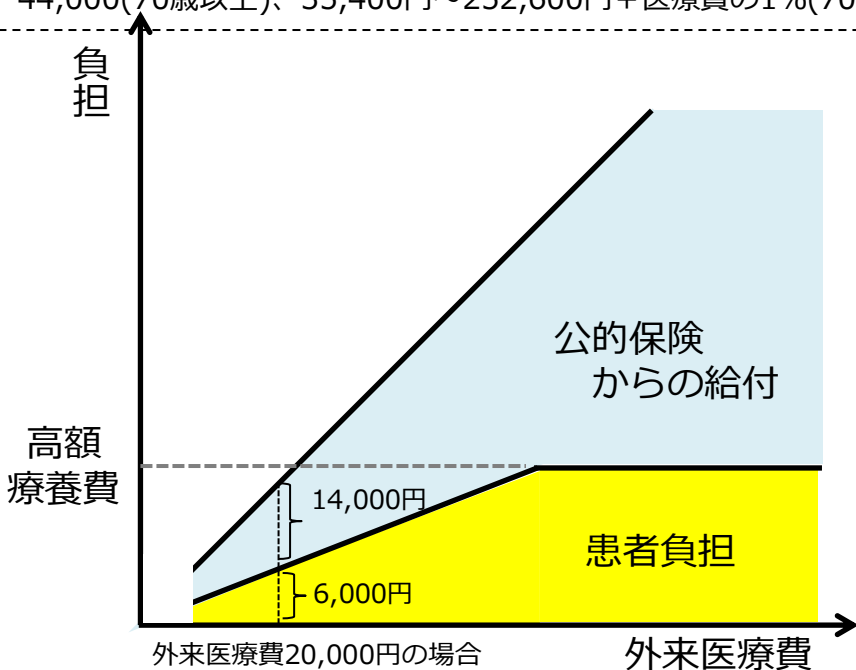
$$\text{外来医療費} = \text{初診料 (2,820円)} + \text{検査} + \text{画像診断} + \text{処置} + \text{薬剤 (処方費、医薬品費)}$$

現行制度（定額負担導入前）

- ・ 定率負担（70歳未満：3割、70～74歳：原則2割、75歳以上：1割）
- ・ ただし、月額一定額（高額療養費）を上限（所得に応じて8,000円～44,000(70歳以上)、35,400円～252,600円+医療費の1%(70歳未満))

定額負担導入後

- ・ 定率負担に加え、少額の定額負担
- ・ ただし、月額一定額上限（高額医療費）の適用は維持

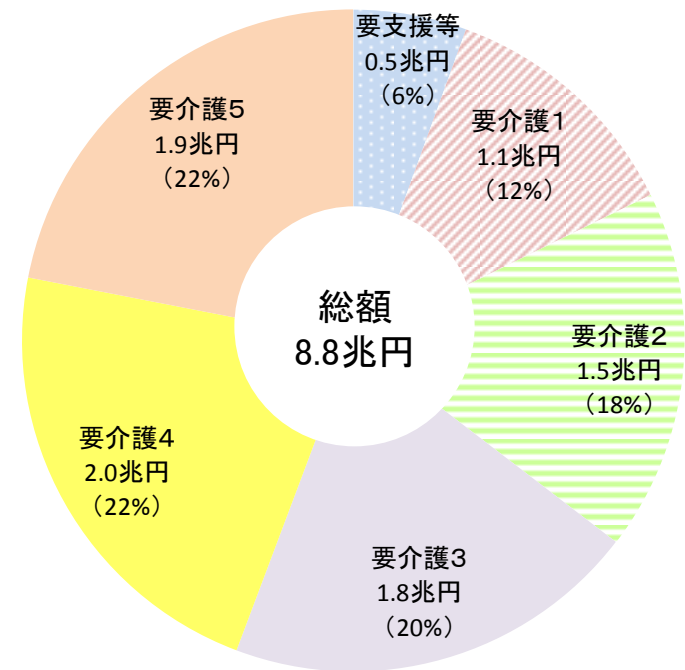


諸外国における介護制度との比較

- 介護に社会保険制度を採用している主な国は、日本、ドイツ、韓国。
- 給付については、ドイツ、韓国では中重度者のみが対象とされており、日本の要支援者、要介護1、2に相当する軽度者は対象外とされている。
- 利用者負担については、韓国では、負担割合が在宅給付は15%、施設給付は20%とされている。（ドイツの保険給付は定額制（部分保険）であり、それを超える部分は全額自己負担。）

| | 日本 | ドイツ | 韓国 |
|-----------------|--|---|--|
| 保険者 | 市町村等(全国で1,579) | 介護金庫(全国で124) | 国民健康保険公団(全国で1) |
| 要介護区分 | 7段階(軽度も対象) (要介護1～5、要支援1・2) | 3段階(中度以上) ※要介護Ⅲの「特に重度」を加えると4段階。また、2013(H25)年に、認知症の者等を対象とする要介護0が創設。 | 3段階(中度以上) |
| 給付対象者 | ○65歳以上の要支援者・要介護者 ○40～64歳の加齢に伴う特定疾病により要支援・要介護状態となった者 | すべての年齢層の要介護者 | ○65歳以上の要介護者 ○65歳未満の老人性疾患により要介護状態となった者 |
| 被保険者 | ○第1号被保険者(65歳以上) ○第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者) | 公的医療保険の加入者(年齢制限なし) | 国民健康保険の加入者(年齢制限なし) |
| 利用者負担 | 原則1割 | 保険給付は定額制、それを超える部分は自己負担 | 在宅給付15% 施設給付20% |
| 総費用に占める利用者負担の比率 | 7.1% | 30.4% | 17.8% |

介護保険総費用の構成割合
(2012(H24)年度実績)



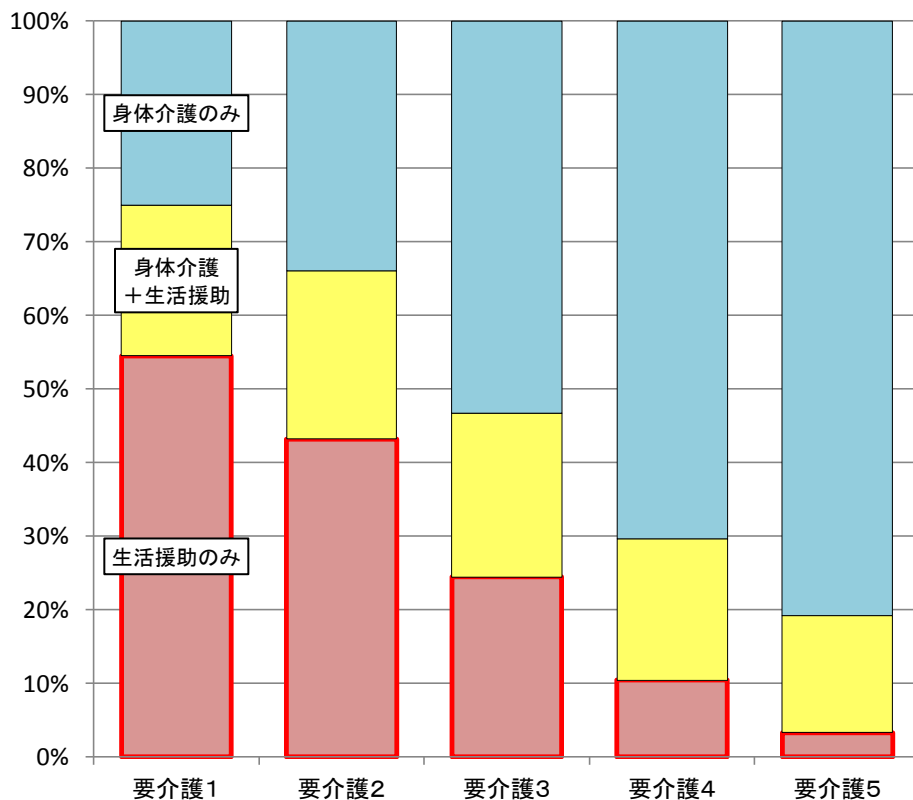
(出所)厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」に基づき作成。

○ 要介護者に対する訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分けられるが、要介護5では、生活援助のみの利用件数は全件数の5%未満であるのに対し、要介護1では、生活援助のみの利用件数が全件数の5割を超えている。また、生活援助の内容は、掃除の占める割合が最も多く、次に一般的な調理・配膳が多い。

(※) 生活援助1回(45分以上)の利用で利用者負担(1割負担)は250円程度。

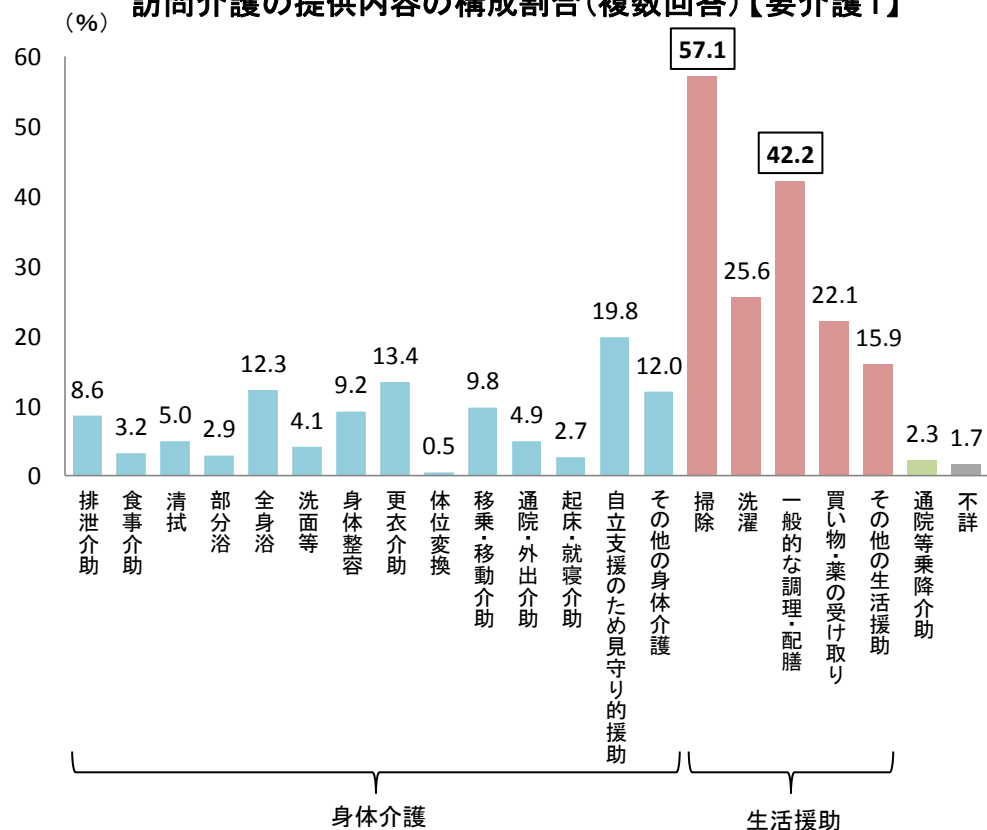
→ 軽度者に対する生活援助は、日常生活で通常負担する費用であり、原則自己負担(一部補助)の仕組みに切り替える必要。また、2015(H27)年度から地域支援事業へ移行した予防給付(訪問介護・通所介護)についても同様の観点からの見直しを行う必要。これらにより、事業者間の価格競争の促進と、サービスの効率化、産業の発展が図られる効果も期待できる。

訪問介護の件数(サービス類型別の構成比)



(出所) 厚生労働省「H25年度介護給付費実態調査」

訪問介護の提供内容の構成割合(複数回答)【要介護1】



(出所) 厚生労働省「H24年度介護サービス施設・事業所調査」より作成

○ 軽度者の福祉用具使用は日常生活で通常負担する費用と考えられ、また、軽度者の利用割合の高い住宅改修は個人の資産形成そのものであり、原則として自己負担（一部補助）する制度に切り替える必要があるのではないかと考えられる。

なお、福祉用具の貸与等については、価格設定は自由競争に委ねられているが、利用者負担が原則1割となっている中では、利用者の価格考慮のインセンティブが低いため、競争原理が機能せず、価格が高止まりしている可能性。原則自己負担（一部補助）の仕組みに見直すことにより、価格競争を促す効果も期待できる。

（参考）福祉用具貸与における種目ごとの1月当たり平均利用者負担※

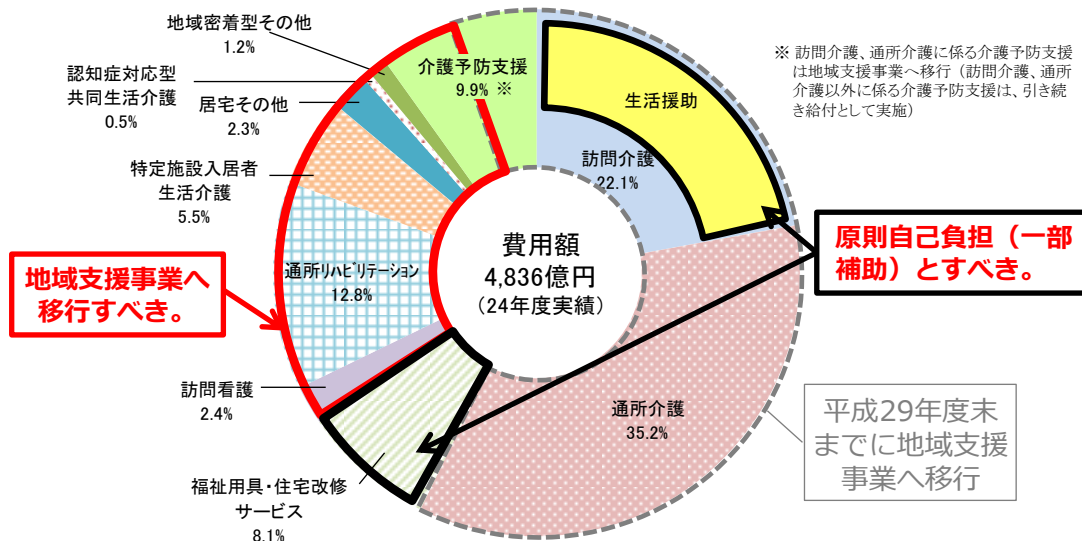
車いす（付属品含む）：830円、特殊寝台（付属品含む）：1,040円、手すり：280円、歩行器：290円 等

※福祉用具貸与単位数 × 10円 ÷ 件数 × 1割（利用者負担割合）【介護給付費実態調査（2015(H27)年1月審査分）】

| | 福祉用具貸与 | 特定福祉用具販売 | 住宅改修 |
|---------------------------------|---|--|---|
| 対象種目等 | ① 車いす(付属品含む) ② 特殊寝台(付属品含む) ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり(工事を伴わないもの) ⑥ スロープ(工事を伴わないもの) ⑦ 歩行器 ⑧ 歩行補助つえ ⑨ 認知症老人徘徊感知機器 ⑩ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑪ 自動排泄処理装置 | ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 | ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 |
| 限度額 | 区分支給限度基準額（要支援、要介護度別）の範囲内において、他のサービスと組み合わせ | 同一年度で10万円 ・要支援、要介護区分にかかわらず定額 | 同一住宅で20万円 ・要支援、要介護区分にかかわらず定額 |
| 費用【2012年実績】 | 2,373億円 | 154億円 | 475億円 |
| うち要支援、要介護12に係る費用 (全費用に占める比率) | 918億円 (38.7%) | 98億円 (63.6%) | 365億円 (76.9%) |

○ 軽度者に対するその他の給付（例：通所介護）については、地域の実情に応じたサービスを効率的に提供する観点から、柔軟な人員・設備基準として自治体の裁量を拡大し、自治体の予算の範囲内で実施する枠組み（地域支援事業）へ移行すべき。その際には、メニューの統合等により、簡素で分かりやすい体系とすべき。

要支援1・2に対する給付



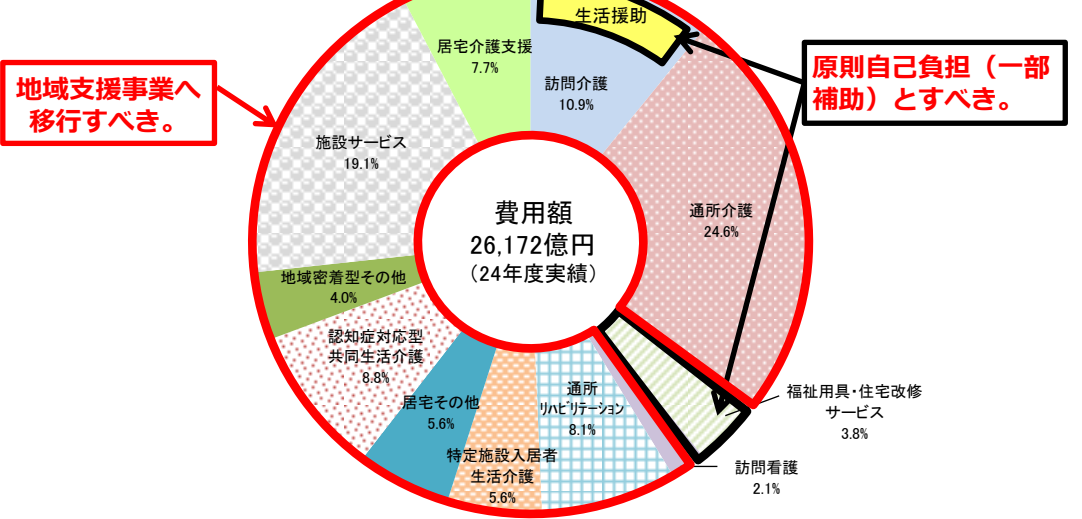
通所介護の1日のスケジュール例

1人当たり費用（要介護1）：6,560円/日 ※
 → うち利用者負担 656円、税・保険料負担 5,904円（食事代等は別途負担）

| 時刻 | A社の場合 | B社の場合 | C社の場合 |
|-------|------------------|-----------------------------|---------|
| 08:00 | | | |
| 09:00 | 送迎 | 送迎 | 送迎 |
| 10:00 | 健康チェック等 | | 健康チェック等 |
| 11:00 | 入浴 機能訓練 | 入浴 レクリエーション (塗り絵、クイズ) | ゆっくりする |
| 12:00 | 嚥下体操 | 口腔体操 | テレビ鑑賞 |
| 13:00 | 昼食 | 昼食 | 昼食 |
| 14:00 | 機能訓練 | 機能訓練 | 麻雀 |
| 15:00 | レクリエーション (音楽) | カラオケ | おやつ |
| 16:00 | おやつ | おやつ | カジノ |
| 17:00 | 送迎 | 送迎 | 送迎 |

※ 通常規模型、その他地域で7～9時間のサービスを提供する場合の介護報酬の基本部分。
 この他、入浴介助や機能訓練などのサービス提供や事業所の体制に対して別途加算・減算がある（例えば入浴介助を行う場合、1人当たり費用は500円/日増加）。さらに、介護職員の処遇改善を行っている場合、最大で+4.0%の加算（介護職員処遇改善加算）がある。

要介護1・2に対する給付



(出所)厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」に基づき作成。計数には、補足給付を含む。

○ 入院時の生活費に関して、在宅療養との公平を確保する観点から、難病患者・小児慢性特定疾病患者等を除き、全ての病床について、居住費（光熱水費相当）の負担を求めていく必要。

[参考] 2015（H27）年度医療保険制度改革において、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求める見直しを実施。

（注）低所得者は引上げを行わない（据え置き）。難病患者、小児慢性特定疾病患者は負担額を据え置く。

| 65歳以上医療区分Ⅰ (一般所得)の療養病床 | その他 | 介護保険施設 〔 補足給付における 基準費用額 ※2 〕 |
|--|--|--|
| <p>1日当たり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>食費 調理費 食材費 1,380円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> <p>居住費 (光熱水費) 320円</p> </div> | <p>1日当たり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>食費 調理費 食材費 1,380円</p> </div> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> <p>居住費 0円</p> </div> | <p>1日当たり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>食費 調理費 食材費 1,380円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> <p>居住費 (光熱水費) 370円</p> </div> |

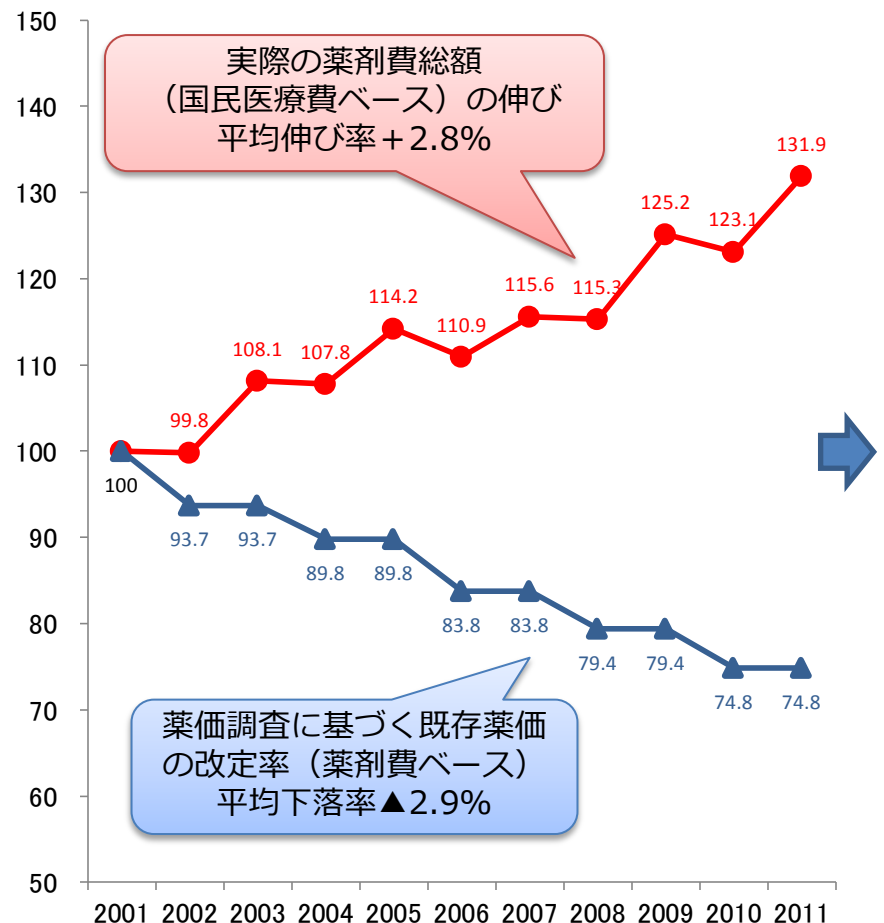
※1 医療区分Ⅰ・・・医療区分ⅡⅢ以外の患者。
 医療区分Ⅱ・・・筋ジストロフィー・多発性硬化症・筋萎縮性側索硬化症(ALS)・パーキンソン病関連疾患、その他の難病(スモンを除く)、医療脊髄損傷(頸髄損傷)・慢性閉塞性肺疾(GOPD)などの患者。
 医療区分Ⅲ・・・スモン・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態の患者。
 ※2 補足給付における基準費用額・・・介護保険においては、食費・居住費は原則として保険外であるが、低所得者に限り、基準費用額と自己負担額の差額を補足給付として給付。

(出典) 社会医療診療行為別調査
 (各医療区分に係る入院基本料の算定回数の総計について、百分率で表示)

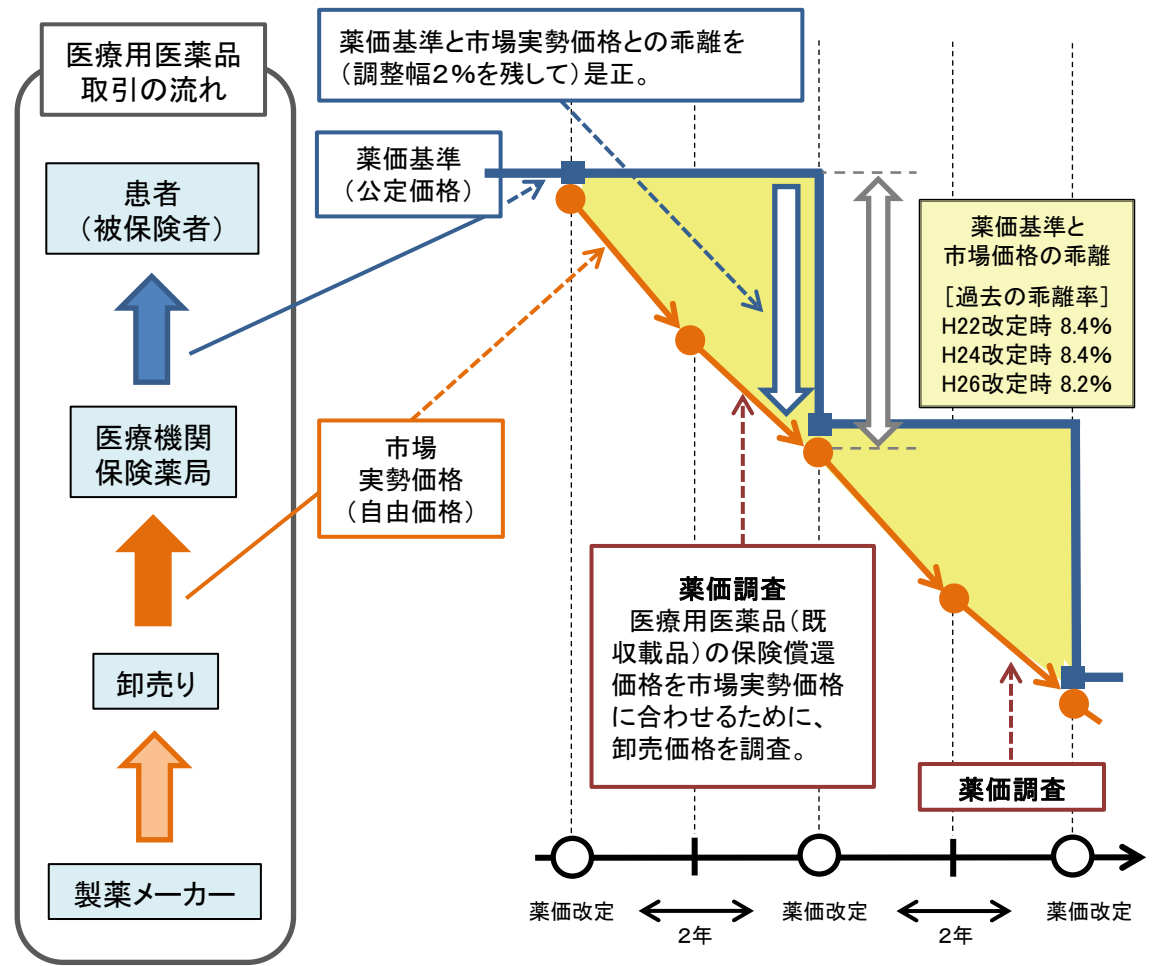
薬価調査・薬価改定について

- 薬価（P）については、市場実勢価格を反映して、継続的にマイナス改定がなされているが、薬剤費総額（P×Q）については、高齢化等による使用量の増加や年度途中の新薬の保険収載等により増加している。診療報酬本体と同様、改定率の議論をしている際の想定を超えて国民負担（窓口負担、保険料負担、税金負担）が生じている。
- こうした実態を踏まえ、薬価調査に基づく薬価の引下げに加え、薬剤費の適正化に向けた更なる取組みが必要。
- いずれにせよ、薬価調査に基づく薬価（P）の改定は、市場実勢価格の適切な反映のために行うものであり、Qが一定との前提で計算される「薬価改定影響額」は、診療報酬本体の財源とはならない。

2001年(H13年)比(%)



<参考:近年の薬価調査・薬価改定のイメージ>

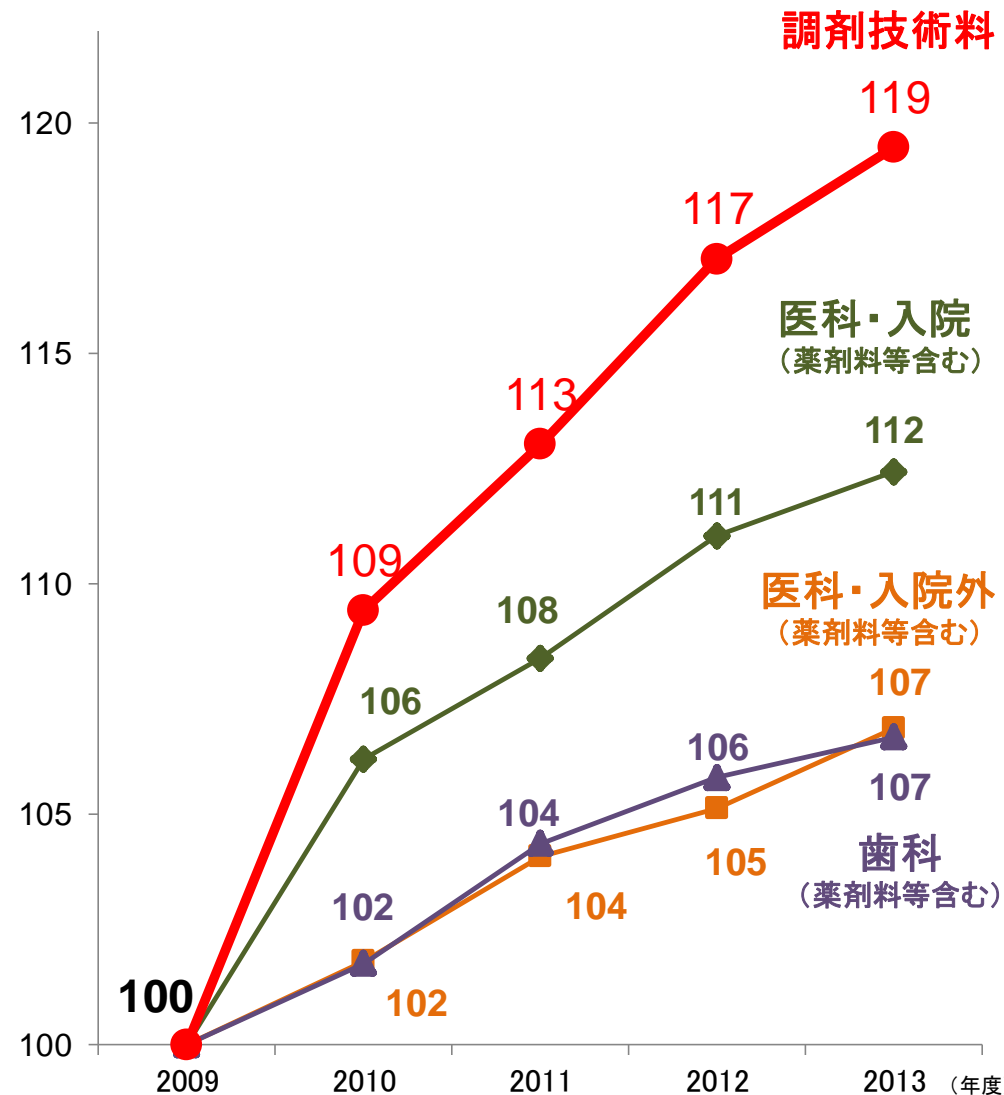


※1 平成26年9月10日 中央社会保険医療協議会薬価専門部会参考資料を基に作成。
 ※2 2001年を100とした指数で、当該年度の変動率及び改定率を前年度の指数に乗じたもの。

- 調剤技術料は医療費ベースで1.7兆円（2013（H25）年度）。
- 2009（H21）年度を100とした場合の医療費の伸び率を診療種類別に見ると、医科、歯科に比べ調剤技術料の伸び率が高い。

〈調剤医療費の推移〉

| | 調剤医療費 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|
| | 調剤医療費 | うち技術料 | うち薬剤料 |
| 2013年度 (H25年度) | 7.0兆円 | 1.7兆円 | 5.2兆円 |
| 2012年度 (H24年度) | 6.6兆円 | 1.7兆円 | 4.9兆円 |
| 2011年度 (H23年度) | 6.5兆円 | 1.6兆円 | 4.9兆円 |
| 2010年度 (H22年度) | 6.0兆円 | 1.6兆円 | 4.4兆円 |
| 2009年度 (H21年度) | 5.8兆円 | 1.5兆円 | 4.3兆円 |

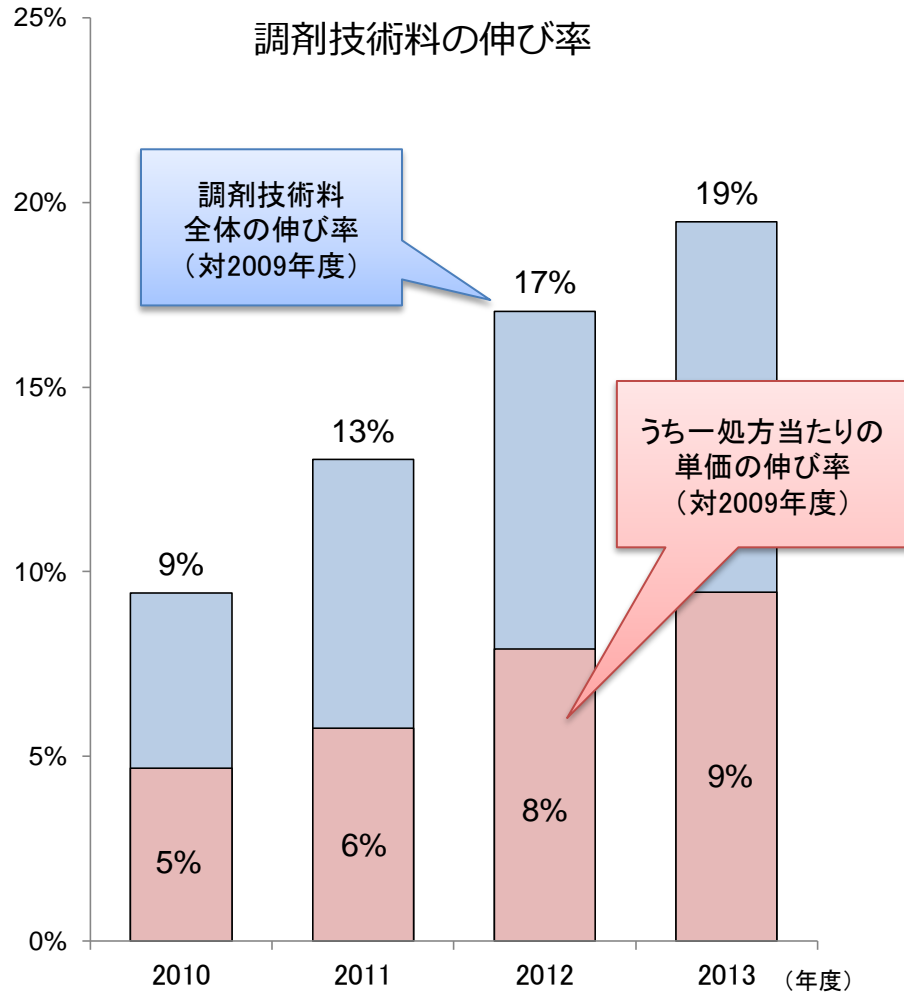


出所：厚生労働省「H25年度 医療費の動向」及び「調剤医療費（電算処理分）の動向～H25年度版～」を基に作成。

（注）「調剤技術料」とは「調剤医療費」における技術料。

○ 調剤技術料の近年の伸びを要因分解すると、一処方当たりの単価（P）の伸びが半分程度を占めており、医薬分業率の上昇に伴う処方回数（Q）の伸びのみが要因ではないことがわかる。

2009年度からの
調剤技術料の伸び率



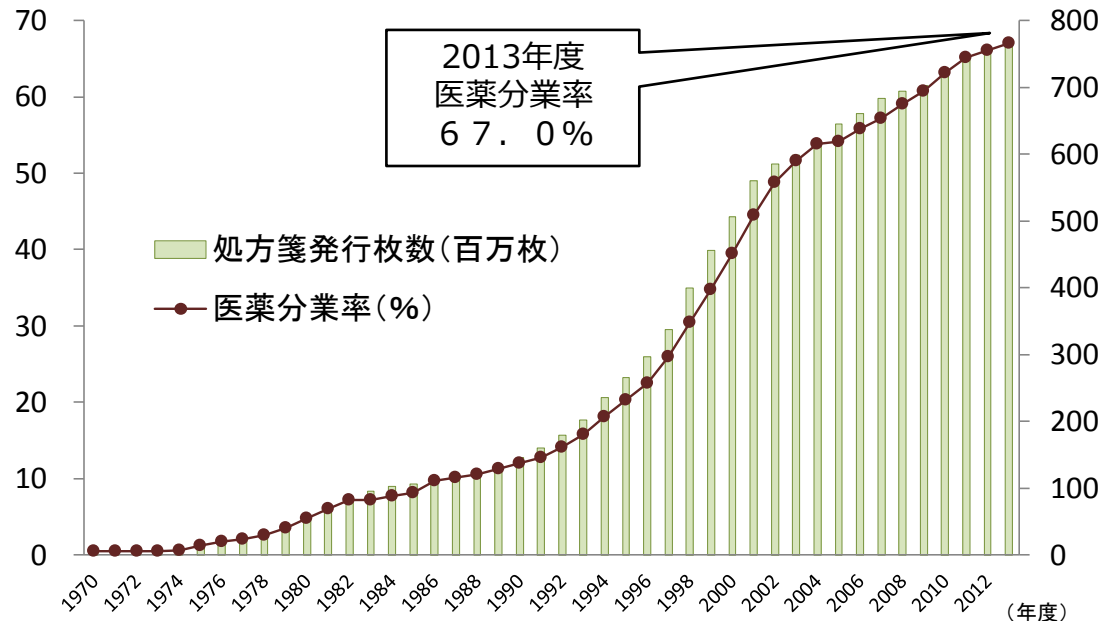
【医薬分業の趣旨】

医師が患者に処方箋を交付し、薬局の薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るもの。（経営上の分離、構造上の分離が要件。）

【医薬分業に期待される利点】

- ・ 処方内容のチェック・服薬指導等を通じた薬物療法の有効性、安全性の向上
- ・ 在庫に縛られない、医療機関による自由な処方
- ・ 薬局における残薬解消の取組みや後発医薬品の使用の促進

医薬分業率の年次推移



$$\text{※医薬分業率(％)} = \frac{\text{処方箋枚数(薬局での受付回数)}}{\text{医科診療(入院外)日数} \times \text{医科投薬率} + \text{歯科診療日数} \times \text{歯科投薬率}} \times 100$$

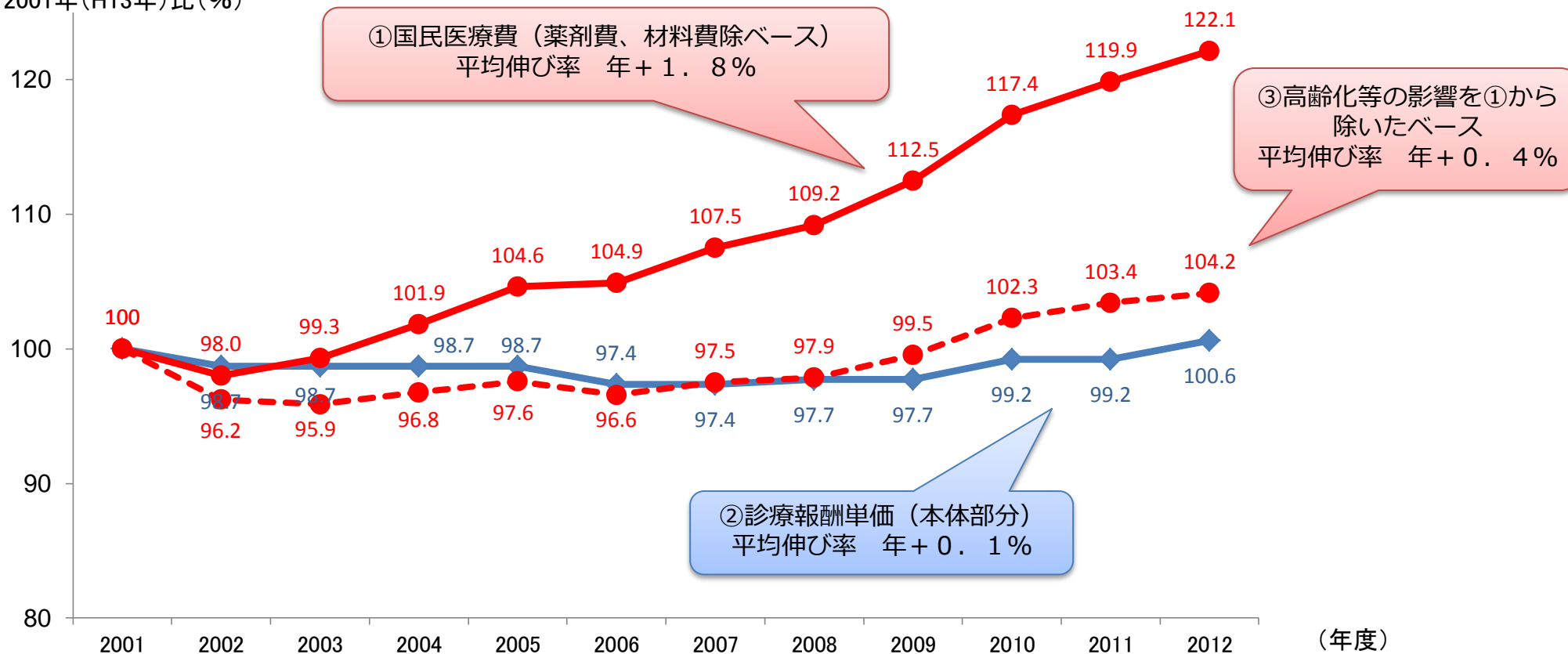
出所：厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向～平成25年度版～」
（注）「調剤技術料」とは「調剤医療費」における技術料。

出所：日本薬剤師会「医薬分業進捗状況（保険調剤の動向）」

診療報酬本体の改定率指数と国民医療費の推移比較

- 医療サービスの公定単価である診療報酬単価（P）については、2001（H13）年度を100とした上で、2年に一度の改定率を反映すると2012（H24）年度は100.6（平均伸び率 年+0.1%）。
- 一方、診療報酬単価（P）を2年に一度補整しても、実際の診療単価（実際のP）は2年間でそれよりも高く伸びており（平均伸び率 年+0.4%）伸びており、さらに、高齢化等に伴う患者数（Q）の増により報酬総額（P×Q）はさらに大きく伸びている（平均伸び率 年+1.8%）。この結果、改定率の議論をしている際の想定を超えて国民負担（窓口負担、保険料負担、税金負担）が生じている。
- こうした実態を踏まえて、診療報酬改定のあり方を検討していく必要。

2001年（H13年）比（%）



※1 平成24年8月30日 中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」資料及び保険局医療課作成資料を基に作成。

※2 2001年を100とした指数で、当該年度の変動率及び改定率を前年度の指数に乗じたもの。

- 高額療養費制度については、70歳以上の高齢者について、
 - ① 月単位の上限額が、70歳未満に比べて低額に設定されている、
 - ② 外来については、70歳未満にはない更なる特例措置が講じられている、
 など、若年者よりも負担が低い状況となっている。

⇒ 高齢者を特別に優遇している制度を速やかに見直し、所得に応じた適正な負担とするとともに、マイナンバーも活用しつつ高齢者の保有する預貯金等の金融資産も勘案して、上限額を定める制度に移行する必要。

《高額療養費自己負担限度額》

| | | | 現役 | 高齢者(現状) | |
|-----------|----|-------------------|--------------------|---|----------------------------|
| | | | 70歳未満 | 70歳～74歳 | 75歳以上 |
| 医療費の自己負担 | | | 3割負担 (就学前2割) | 2割負担 <small>* 26年4月以降70歳になる者から(現役並み所得者3割)</small> | 1割負担 (現役並み所得者3割) |
| 高額療養費月額上限 | 入院 | 年収約1,160万円～ | 25.4万円 (注1) | 現役並所得 (年収約370万円以上) (6.6%※) | 8.7万円 (注3) |
| | | 年収約770万円～約1,160万円 | 17.2万円 (注2) | | |
| | | 年収約370万円～約770万円 | 8.7万円 (注3) | | |
| | | ～年収約370万円 | 5.8万円 (注3) | | |
| | | 住民税非課税 | 3.5万円 (注4) | | |
| | 外来 | 年収約370万円以上～ | 入院の場合と同じ | 現役並所得 | 4.4万円 |
| | | ～年収約370万円 | | 一般所得 | 1.2万円 |
| 住民税非課税 | | 住民税非課税 | | 0.8万円 | |

【見直しの考え方】

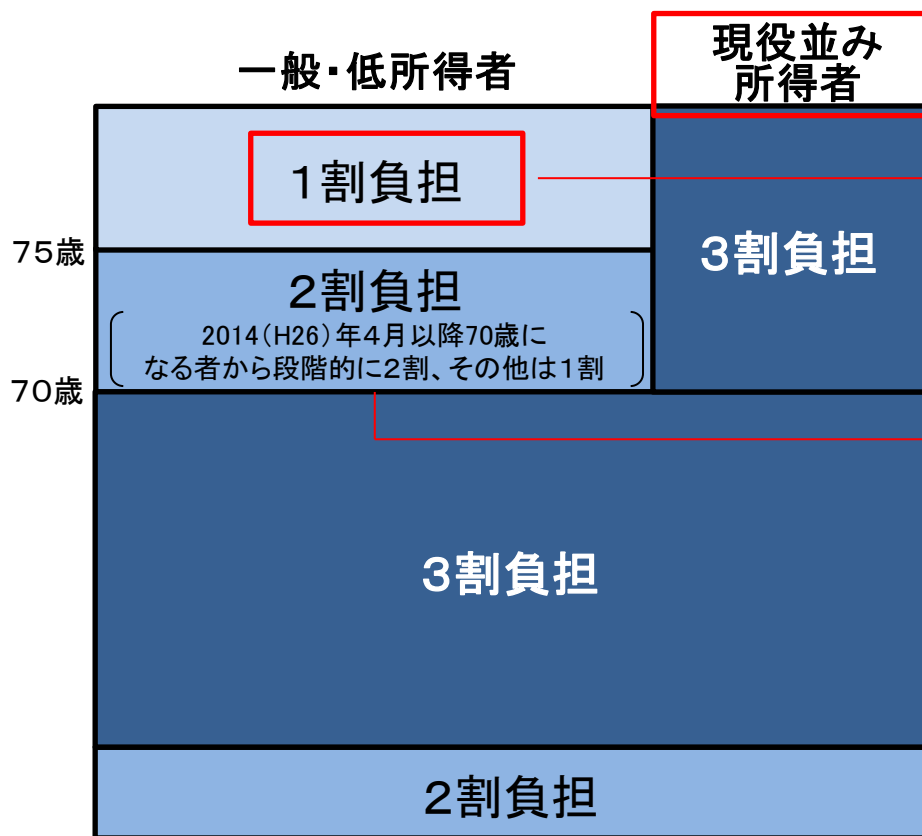
- 年齢にかかわらず、負担能力に応じて現役世代と同様の負担を求める。
- その際、預貯金額等の金融資産の保有状況も勘案した負担能力で設定。
- 入院の場合と同じ上限とする。

上記は医療費が100万円と仮定した場合の金額。
 (※)後期高齢者に占める割合
 (注1)4か月目以降は14.0万円、(注2)4か月目以降は9.3万円、(注3)4か月目以降は4.4万円、(注4)4か月目以降は2.5万円、(注5)年金収入のみの場合、単身世帯で年金収入155万円以下。

- 高齢者の定率の窓口負担は、原則となる負担率が1割または2割と、現役世代の3割よりも軽減。
- 70歳～74歳の定率窓口負担を段階的に1割から2割に引き上げている現在の取組を連続的に延伸する観点から、2019（H31）年度以降に新たに75歳以上となる者について2割負担を維持することを検討する必要。
- 2019（H31）年時点で既に75歳以上となっている者は、数年かけて段階的に2割負担に引き上げることを検討する必要。

【見直しの考え方】

定率負担の割合



○マイナンバーの利活用等により、預貯金等の金融資産を勘案して「現役並み所得者」を設定する制度へ移行する必要
2018年（H30）年～

- 2019（H31）年新たに75歳になる者
 - ・現在の取組を連続的に延伸し、2割負担を維持
- 2019（H31）年時点で既に75歳の者
 - ・2019年以降、1割負担から2割負担へ数年かけて段階的に引上げ

- 一定の所得以上の者については、2015（H27）年8月から利用者負担が1割から2割に引き上げられる（あわせて現役並み所得の者に係る利用者負担限度額（高額介護サービス費）も引き上げられる）が、医療保険制度と同様、2割負担の対象者の拡大、利用者負担限度額の在り方等の見直しが必要ではないか。
- その際には、マイナンバーも活用しつつ、預貯金等の金融資産も勘案して負担能力を判断する仕組みに移行する必要。

【利用者負担】

- 対象者拡大（住民税課税者等）の検討
- 預貯金等の金融資産も勘案する制度へ

| 介護 | |
|--------------|----|
| 一定以上所得 ※1 ※2 | 2割 |
| それ以外 | 1割 |

医療

| | 75歳以上 | 70～74歳 | 70歳未満 |
|-----------|-------|--------|-------------------------|
| 現役並み所得 ※3 | 3割 | 3割 | 原則3割 (義務教育 就学前2割) |
| それ以外 | 1割 | 2割 ※4 | |

【利用者負担限度額】

- 医療保険における高額療養費の見直しとあわせて見直し
- 預貯金等の金融資産も勘案して設定する制度へ

| 介護 | |
|-------------|-------------|
| | 高額介護サービス費 |
| 現役並み所得 ※2 | 44,400円(世帯) |
| 一般 | 37,200円(世帯) |
| 住民税非課税等 | 24,600円(世帯) |
| 年金収入80万円以下等 | 15,000円(個人) |

医療

| | 高額療養費(70歳以上)【世帯単位】 |
|-------------|--------------------|
| 現役並み所得 | 44,400円 《多数該当》 |
| 一般 | 44,400円 |
| 住民税非課税等 | 24,600円 |
| 年金収入80万円以下等 | 15,000円 |

※1 年金収入＋その他所得の合計額が、単身世帯であれば280万円以上、2人以上の世帯であれば346万円以上

※2 2015（H27）年8月～

※3 収入の合計額が、単身世帯であれば383万円以上、2人以上の世帯であれば520万円以上

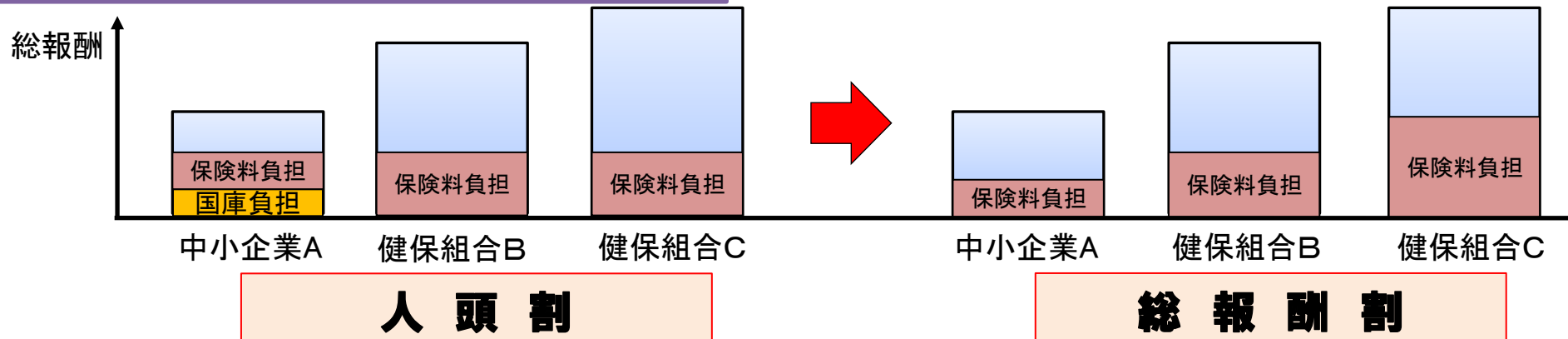
※4 26年3月末までに70歳に達している者は1割（26年4月以降70歳になる者から2割）

前期高齢者医療費納付金の総報酬割への移行

- 医療保険者が歴史的に分立している中、前期高齢者（65～74歳）の医療給付費については、保険者間で高齢者が偏在することによる負担の不均衡を是正するため、保険者間で財政調整が図られている。
- しかしながら、財政調整の方式は各保険者の前期高齢者の加入者数に応じた方式（人头割）であり、負担能力（総報酬）に応じたものとなっていない。
- 最終的には被用者保険を統合することも視野に、被用者部分の前期高齢者納付金の総報酬割化など、被用者間の負担の公平化を図る各種の措置の検討が必要。

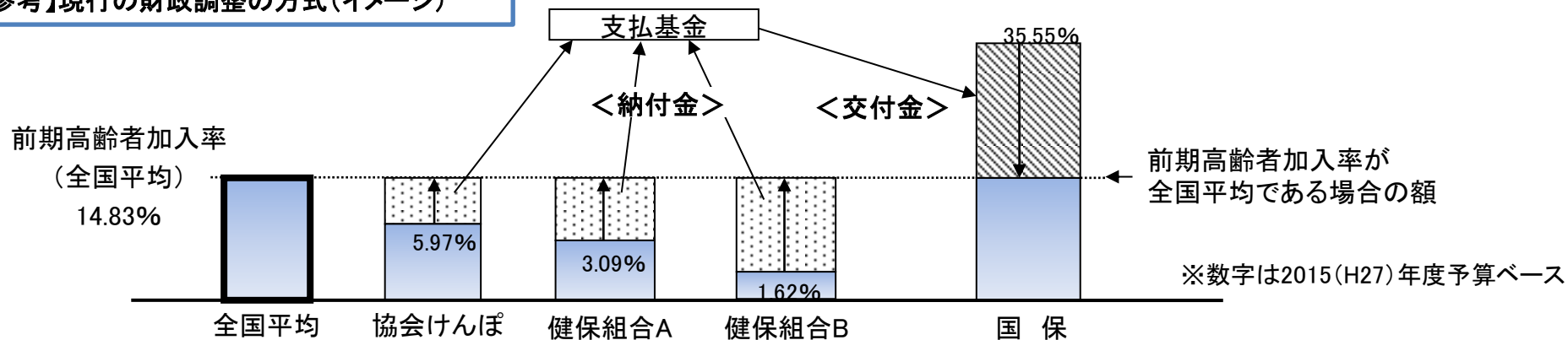
（注）後期高齢者支援金については、2015（H27）年度より段階的に総報酬割へ移行する予定。

人头割から総報酬割への移行のイメージ



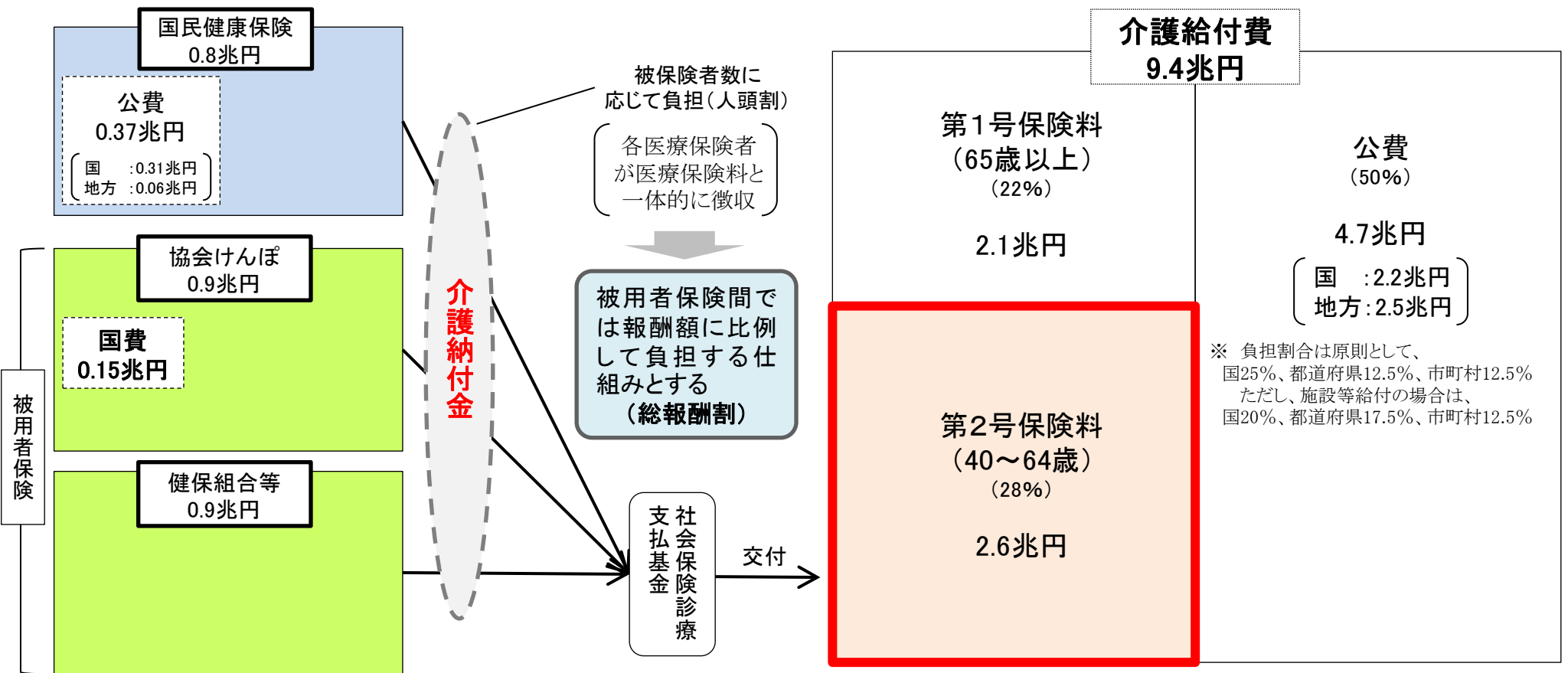
（注）各保険者とも前期高齢者加入率が同等と仮定。

【参考】現行の財政調整の方式（イメージ）



- 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、各医療保険者が徴収しているが（介護納付金）、これを医療保険者間で按分する際、全額が加入者数割（人头割）となっている。
- 今般の医療保険制度改革において、後期高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入が予定されている点を踏まえ、プログラム法の規定に基づき、介護納付金の総報酬割導入について検討を進める必要。

社会保障制度改革プログラム法 第5条第4項
 政府は、前条第七項第二号ロに掲げる事項に係る同項の措置（注：後期高齢者医療における総報酬割）の検討状況等を踏まえ（中略）納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



- 老齢基礎年金は、老齢期における稼得能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。世代間の公平性確保の観点からも、現役世代と比べて遜色のない所得を得ている一定の高齢者については、国庫負担分相当の年金給付の支給を停止すべきではないか。

<社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案> 【3党協議の過程で検討事項とされた】

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う（税制抜本改革の施行時期にあわせて施行（2015（H27）年10月））。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円（年収850万円相当）を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円（年収1300万円相当）以上の者については、老齢基礎年金額の半額（最大3.2万円）を支給停止する。

（注） 所得550万円（年収850万円）：標準報酬の上位約10%に当たる収入（老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収）

所得950万円（年収1300万円）：標準報酬の上位約2%に当たる収入（老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収）

（支給停止のイメージ）

老齢基礎年金

6.4万円
（満額）

3.2万円
（満額の場合の
国庫負担相当額）

所得550万円未満の者（老齢年金受給者の約99%）については、支給停止は行わない。

所得550万円
（年収850万円）

所得950万円
（年収1300万円）

0.6%
（約16.2万人）

0.3%
（約8.1万人）

支給停止

<成立した法律の附則の検討規定>

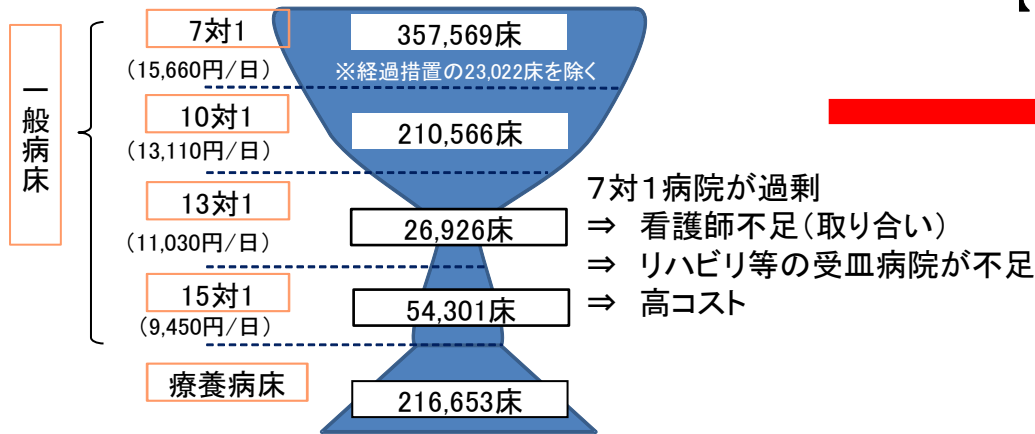
- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（H24年法律第62号）

附則第2条の3 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

医療提供体制改革の必要性

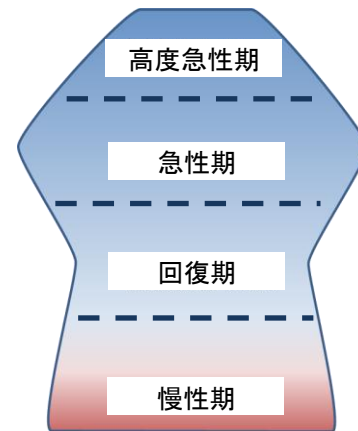
- 医療機能毎の病床数については、急性期を念頭に高い診療報酬点数（15,910円/日）となっている「7対1入院基本料」を算定する病床（患者7人に対し看護師1人が配置された病床）が過剰な状況になっており、医療機能の早期・円滑な分化・転換が課題。
- また、療養病床数や、平均在院日数・入院受療率に係る不合理な地域差を解消することが必要。

【現在の姿(2012年)】



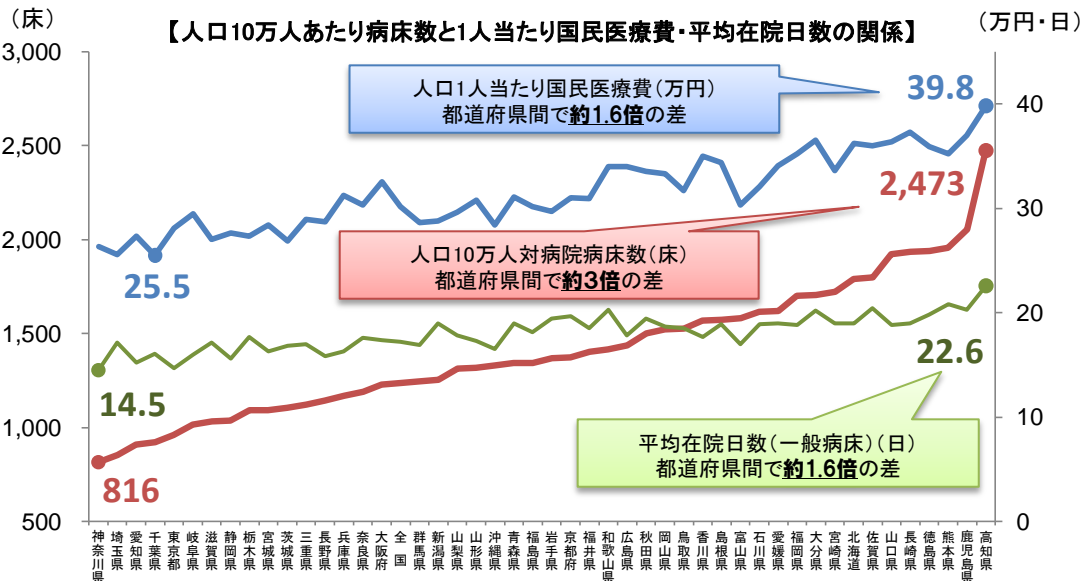
＜2025年のあるべき姿＞

【データに基づいて都道府県ごとに目標設定(地域医療構想)】



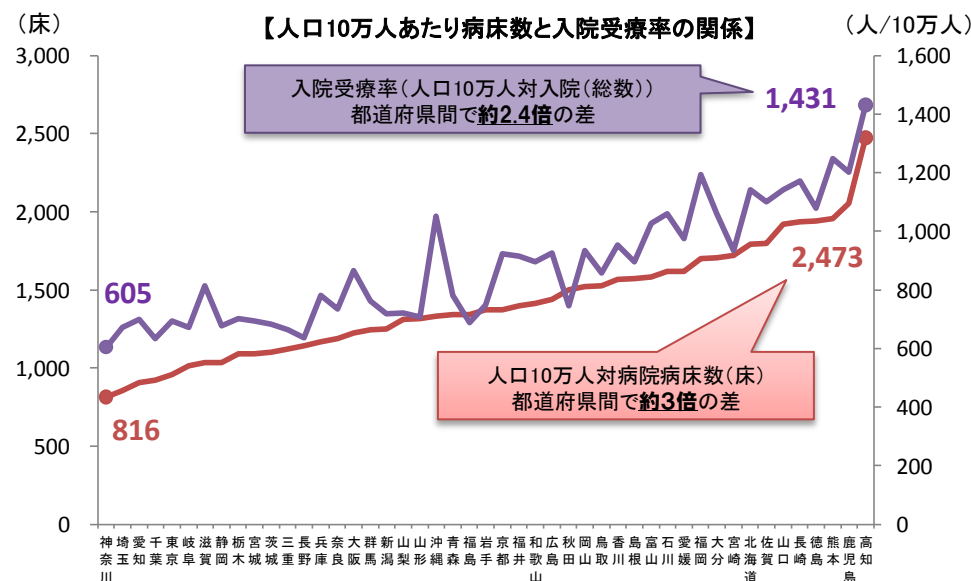
※厚生労働省保険局医療課調べ
出典:平成23年11月25日 中央社会保険医療協議会 総会資料(厚生労働省提出資料)

【人口10万人あたり病床数と1人当たり国民医療費・平均在院日数の関係】



(出典) 平均在院日数、人口10万人対病院病床数:平成25年医療施設(動態)調査・病院報告
人口1人当たり国民医療費:平成23年国民医療費

【人口10万人あたり病床数と入院受療率の関係】



(出典) 人口10万人対病院病床数:平成25年医療施設(動態)調査・病院報告
入院受療率:性・年齢階級別調整後入院受療率(間接法)

- 医療療養病床については、患者の医療区分やその割合に応じて報酬に高低がある(図1)。
- より高い診療報酬の対象となる医療区分2、3の人口に対する受療率には地域差がある(図2)。これは医療区分の算定要件のうち、スモン等の特定疾患ではなく、状態・医療処置の要件の違いによって生じていると考えられる(図3)。
- こうしたことを踏まえ、医療区分2、3の算定要件を厳格化することが必要。
- また、地域医療構想に沿って、療養病床から在宅施設等へと機能転換を円滑に図る観点から、療養病床入院基本料2の対象病床については、医師・看護師配置基準、報酬の組合せを老人保健施設などと整合的なものとしていく必要(図4)。

図1

療養病床入院基本料 1

【施設基準】
看護配置:20:1以上(医療区分2・3の患者が8割以上)

| | 医療区分1 | 医療区分2 | 医療区分3 |
|--------|-------|--------|--------|
| ADL区分3 | 967点 | 1,412点 | 1,810点 |
| ADL区分2 | 919点 | 1,384点 | 1,755点 |
| ADL区分1 | 814点 | 1,230点 | 1,468点 |

療養病床入院基本料 2

【施設基準】
看護配置25:1以上

| | 医療区分1 | 医療区分2 | 医療区分3 |
|--------|-------|--------|--------|
| ADL区分3 | 902点 | 1,347点 | 1,745点 |
| ADL区分2 | 854点 | 1,320点 | 1,691点 |
| ADL区分1 | 750点 | 1,165点 | 1,403点 |

図2

医療区分2、3に係る医療療養受療率(65歳以上人口10万人あたり)

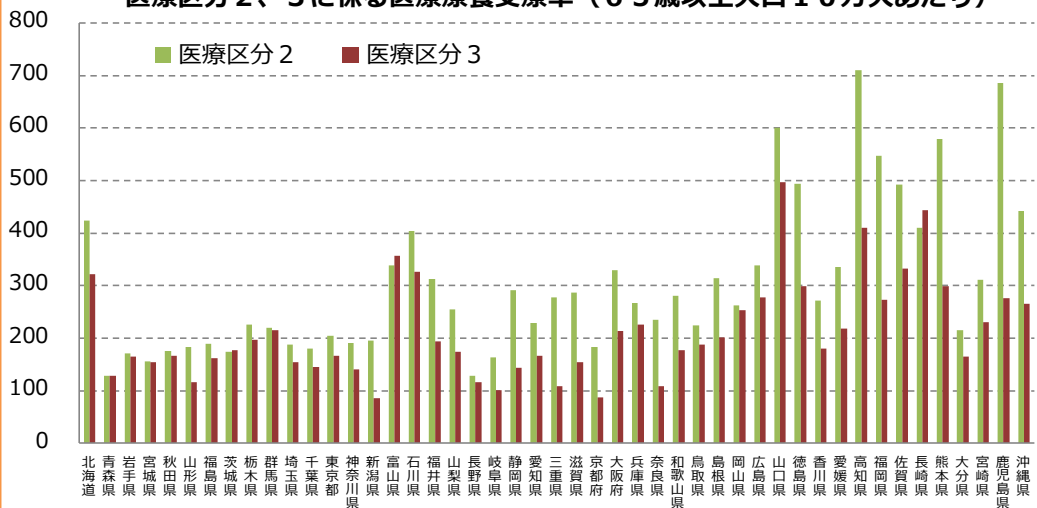


図3

| 医療区分 | 【疾患・状態】 | 【医療処置】 |
|-------|--|--|
| 医療区分3 | ・スモン・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態 | ・24時間持続点滴・中心静脈栄養 等 |
| 医療区分2 | 【疾患・状態】 ・筋ジストロフィー等やその他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頸髄損傷)・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍・肺炎・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態・握瘡・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄・うつ状態・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討) | 【医療処置】 ・透析・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養・喀痰吸引(1日8回以上)等 |
| 医療区分1 | 医療区分2・3に該当しない者 | |

新たな難病制度の創設を踏まえて、難病等への要件の厳格化を図る。

図4

医療療養病床と介護保険施設の配置基準等

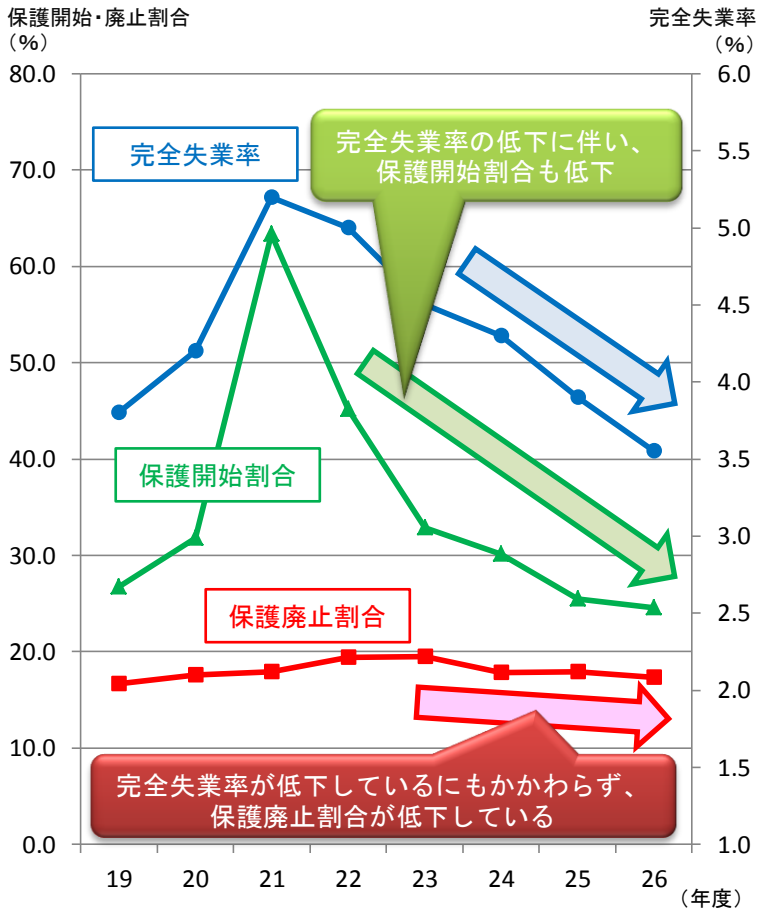
| | 医療療養病床 | 介護療養型老人保健施設 | (従来型)老人保健施設 |
|--------------------------|---|--|--|
| 1人当たり床面積 | 6.4㎡以上 | 8.0㎡以上 (大規模改修までは6.4㎡以上) | 8.0㎡以上 |
| 平均的な1人当たり費用額※1(2015年改定後) | 約53万円※2 | ・療養型 約35.6万円※3 ・療養強化型 約37.7万円※3 | 約29.8万円 |
| 100床当たり人員配置例(カッコ内は配置基準) | 医師 3人 看護師 20人 看護補助者 20人 (看護 4:1) ※ (補助 4:1) 4 | 医師 1人 看護職員 18人 介護職員 18人 (看護・介護 3:1) (うち看護 2/7) | 医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人 (看護・介護 3:1) (うち看護 2/7) |

※1 介護保険施設:多床室、要介護5の基本施設サービス費について、1月を30日と仮定し1月当たりの報酬額を算出。(1単位10円)
 ※2 療養病床入院基本料1を算定する病床の患者1人1月当たりのレセプト請求金額(平成23年度慢性期入院医療の包括評価調査分科会報告書)
 ※3 介護職員を4:1で配置したときの加算を含む。 ※4 平成30年3月31日までは6:1でも可

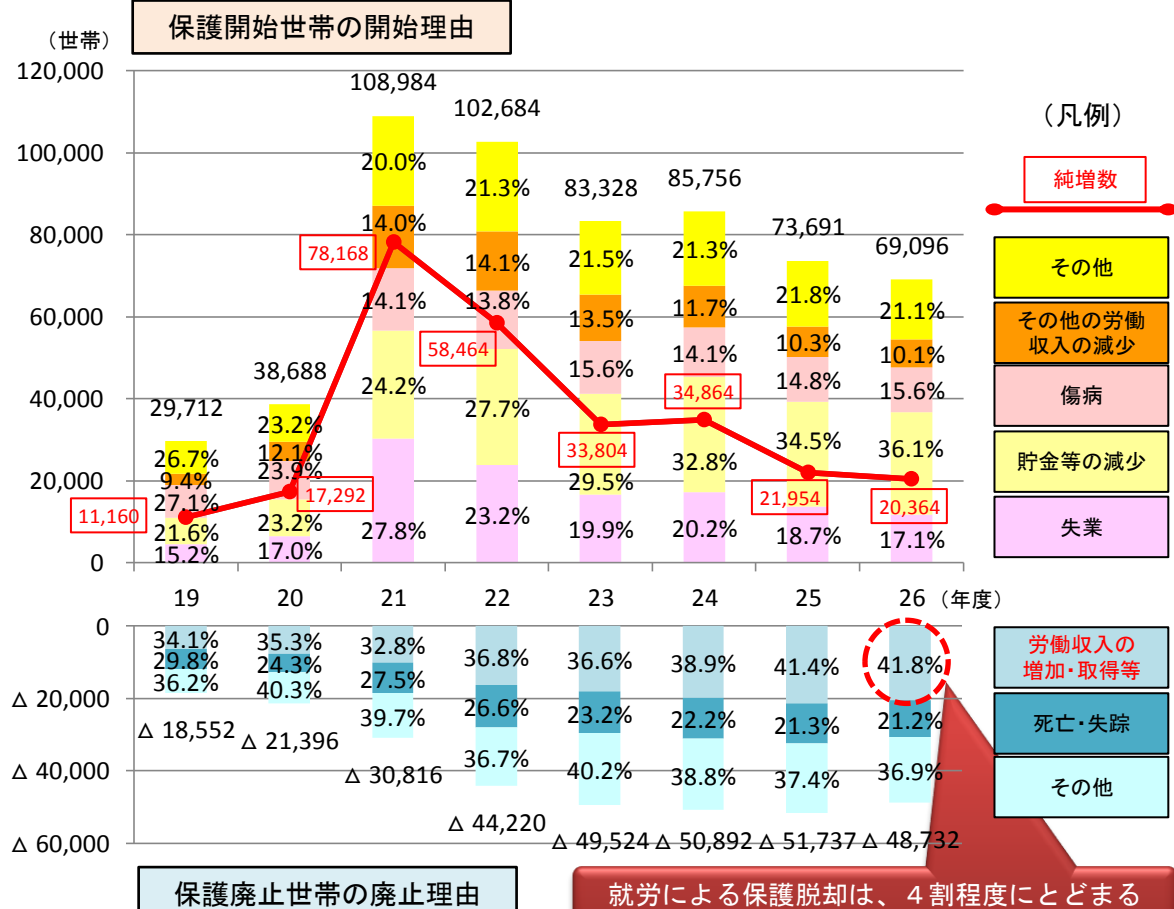
生活保護からの脱却（その他の世帯）

- 足下の経済雇用環境は大きく改善しているにもかかわらず、「その他の世帯」の保護廃止割合はむしろ低下している。
- 保護廃止世帯のうち、労働収入の増加による生活保護からの脱却は4割程度にとどまっており、就労を通じた保護脱却を一層進める観点から、保護受給の更新期の設定や、正当な理由なく就労しない場合の保護費の削減などの更なる取組みが必要ではないか。

保護開始・廃止割合と失業率



保護開始理由・保護廃止理由

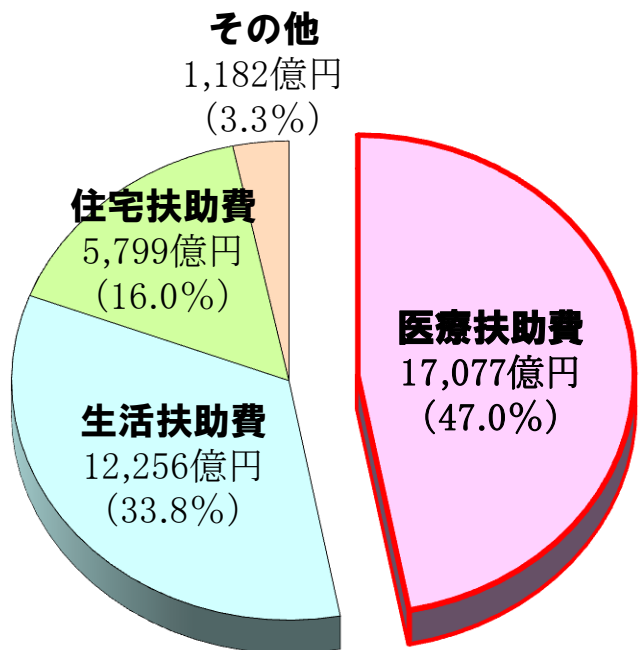


(出典) 保護開始割合及び保護廃止割合: 厚生労働省「被保護者調査」
(23年度以前は「福祉行政報告例」)
完全失業率: 総務省「労働力調査」

(出典) 2011(H23)年度以前は「福祉行政報告例」、2012(H24)年度以降は「被保護者調査」
※ 2011(H23)年度までは9月単月のデータを12倍したもので、2012(H24)、2013(H25)年度は年間データ。2014(H26)年度は4月から12月の平均値を12倍した参考値。

- 医療扶助費は、生活保護費全体の約5割を占めている。
- 生活保護受給者は、1人当たり医療費が国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者と比べて約6割程度高い。また、国民健康保険等と比べて受診回数が多い傾向にあり、不要な医療扶助が生じている可能性がある。
- 医療扶助の適正化を一層進めるため、医療保険制度における改革とあわせて、後発医薬品に基づく医療扶助基準の設定や、医療費の一部自己負担の導入等の更なる制度の見直しが必要ではないか。

生活保護費の内訳

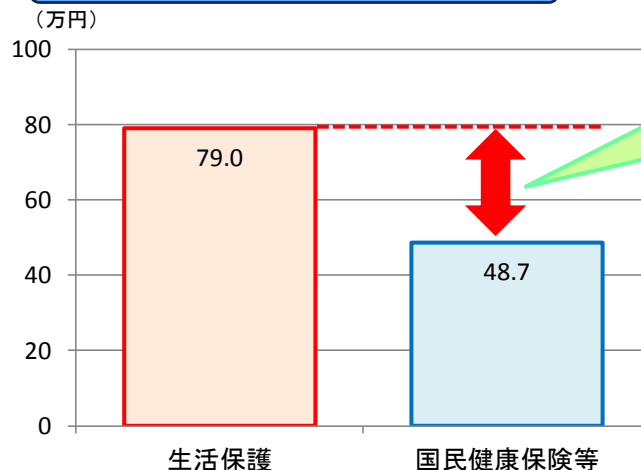


〔 2013 (H25) 年度実績 〕

医療扶助が全体の半分近くを占める

(出典) 厚生労働省「生活保護費負担金事業実績報告」

一人当たり医療費



生活保護受給者が
・年間約**30万円**程度
・比率にして**6割**程度
高くなっている

2013 (H25) 年度一人当たり医療費

| | 年額・万円 |
|------------|-------|
| 生活保護 | 79.0 |
| 国民健康保険等(注) | 48.7 |

(注) 国民健康保険及び後期高齢者医療。

生活保護受給者及び国民健康保険等被保険者に占める65歳以上の者の割合はそれぞれ40% (24年度) 及び52% (25年度)。

(出典) 厚生労働省「被保護者調査」「生活保護費負担金事業実績報告」国民健康保険中央会「国保・後期高齢者医療 医療費速報」

頻回受診の状況

入院外の月間受診回数 (25年度)

| | 総計 | 5日以下 | 6~10日 | 11~15日 | 16~20日 | 21~25日 | 26日以上 |
|------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 生活保護 | 100.0% | 88.6% | 7.4% | 2.5% | 0.9% | 0.5% | 0.2% |
| 国民健康保険等(注) | 100.0% | 90.4% | 6.3% | 2.2% | 0.7% | 0.3% | 0.1% |

⇒ 11.4%

∨

⇒ 9.6%

(注) 国民健康保険及び後期高齢者医療 (出典) 厚生労働省「医療扶助実態調査」「医療給付実態調査」

最低賃金・年金・生活保護の比較

- 次期生活扶助基準の検討（2017（H29）年度）にあたっては、被保護世帯と世帯構成が類似する一般低所得世帯との均衡を踏まえつつ、最低限度の生活保障としての扶助基準の在り方について整理する必要。
- 具体的には、一般低所得世帯の消費実態について、世帯構成や年齢、居住地域等に応じてきめ細かく分析・検証し、最低賃金水準との関係を踏まえた就労可能世帯の保護水準や、年金受給者との均衡を踏まえた高齢者世帯の保護の在り方などについて検討を行うべき。

○ 1日8時間週5日最低賃金で就労した場合の可処分所得額^(注1) (単位:円)

| | |
|------|---------|
| 最低賃金 | 130,258 |
|------|---------|

○ 平均的な年金受給額から税・健康保険料を控除した額^(注2) (単位:円)

| | |
|------|---------|
| 単身 | 146,121 |
| 夫婦のみ | 197,144 |

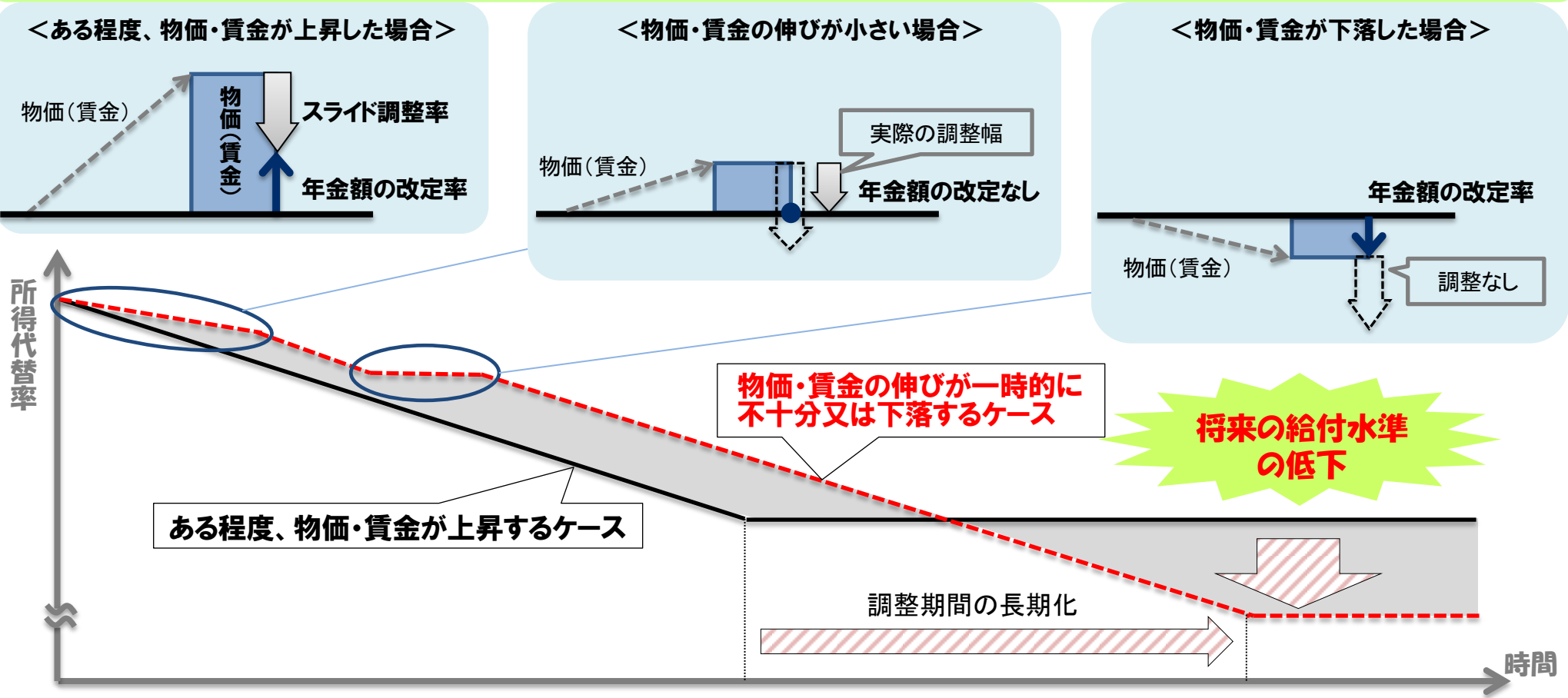
例) 東京都23区

- (注1) 最低賃金で就労した場合の可処分所得額＝最低賃金額(時給)×173.8時間×0.844 (東京都の最低賃金額は888円) 「0.844」は、H24年度において、地域別最低賃金の最低額(時給652円(島根県、高知県))で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率
- (注2) 年金受給者の可処分所得額は、「年金受給額(東京都平均)－所得税額－住民税額(東京都)－国民健康保険料(東京都千代田区)(65歳以上)」で試算。
- (注3) 生活扶助＝1類＋2類(冬季加算含む)＋期末一時扶助 (2015(H27)年度基準改定反映後)
- (注4) 住宅扶助基準額は、2015(H27)年7月の見直し後の金額。

○ 生活保護基準額 (単位:円)

| 世帯構成 | | 基準額 | 内訳 | | | |
|-------|------------------|---------|----------------------|--------|--------|-----------------------------------|
| | | | 生活扶助 ^(注3) | 母子加算 | 児童養育加算 | 住宅扶助 ^(注4) (基準額(上限)) |
| 単身 | (35歳) | 135,170 | 81,470 | — | — | 53,700 |
| | (65歳) | 135,730 | 82,030 | — | — | 53,700 |
| 夫婦のみ | (夫35歳、妻35歳) | 186,530 | 122,530 | — | — | 64,000 |
| | (夫65歳、妻65歳) | 186,620 | 122,620 | — | — | 64,000 |
| 夫婦子1人 | (父35歳、母35歳、子10歳) | 239,000 | 159,200 | — | 10,000 | 69,800 |
| 母子 | (母35歳、子10歳) | 214,840 | 118,050 | 22,790 | 10,000 | 64,000 |
| | (母35歳、子10歳、子7歳) | 267,840 | 153,450 | 24,590 | 20,000 | 69,800 |

- 現行のマクロ経済スライドによる自動調整は、『名目額』を下回らない範囲で行うものとされている（年金受給世代への配慮）。
- このため、例えば景気の変動に伴い賃金・物価の伸びが不十分又は下落した場合、マクロ経済スライドの効果に限定的となる結果、マクロ経済スライド調整期間が長期化し、将来世代の年金給付水準が低下。



『社会保障審議会年金部会における議論の整理（平成27年1月21日）』

- (マクロ経済スライドにおける名目下限措置の在り方)
- **将来世代の給付水準を確保する観点からは、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要**となるという認識について、概ね共有。

- 平均寿命の伸長により年金の支給期間が伸びる中で、マクロ経済スライドの適用により年金給付水準が低下していくことが見込まれている。
- こうした中、高齢者の就労を促進するとともに、年金の支給開始年齢を引き上げることにより、年金給付水準の確保を図ることが必要。

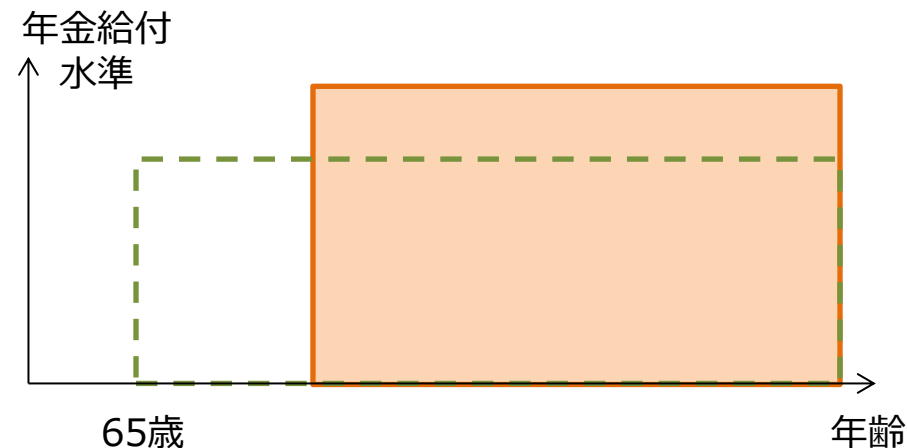
（注）働けない高齢者は繰上げ受給が可能。



マクロ経済スライドの適用
（平均寿命の伸長・現役世代の減少）



支給開始年齢の引上げ
=
年金給付水準の確保



支給開始年齢の引上げについて

- 日本以外の全てのG7諸国では支給開始年齢の67～68歳への引上げが実施されている。
- 日本は、65歳への引上げの途中であり、また、引上げ後においても、平均寿命が長いことから、他国と比べて平均受給期間が長い。過去の例を見ると、支給開始年齢の引上げの決定から実施までに相当の期間を要している。
- 今後労働人口が減少していく中で、高齢者の就労促進が課題となっていることを踏まえれば、高齢期の就労と年金受給のバランスの観点から、高齢者雇用の環境整備と合わせて、年金支給開始年齢の更なる引上げについて早急に検討し、結論を得、現在の支給開始年齢の引上げが終了する2025年度に引き続いて実施していくことが必要ではないか。

| | 引上げ内容 | 決定時期 | 開始時期 (完了時期) | 決定から開始 までの期間 | 2050年時点の 平均受給期間 | 勤労者世代人口(20～64歳)の 高齢者人口(65歳以上)に対する 比率(2012年→2050年) |
|------|---|-----------------|---|-----------------|----------------------|---|
| 日本 | 60歳→ 65歳 (報酬比例部分・男性) | 2000年 | 2013年 (2025年) | 13年 | 男性:21.9年 | 2.4人→1.3人 |
| | 60歳→ 65歳 (報酬比例部分・女性) | 2000年 | 2018年 (2030年) | 18年 | 女性:27.0年 | |
| 米国 | 65歳→ 67歳 | 1983年 | 2003年 (2027年) | 20年 | 男性:18.8年 女性:21.7年 | 4.4人→2.5人 |
| 英国 | 65歳→ 68歳 | 2007年 | 2018年 (2046年) | 11年 | 男性:18.2年 女性:20.9年 | 3.5人→2.2人 |
| ドイツ | 65歳→ 67歳 | 2007年 | 2012年 (2029年) | 5年 | 男性:19.1年 女性:22.0年 | 2.9人→1.5人 |
| フランス | 満額受給:65歳→ 67歳 (一部受給:60歳→62歳) | 2010年 | 2016年 (2022年) (一部受給:2011 →2017年) | 6年 | 男性:18.9年 女性:23.1年 | 3.3人→2.0人 |
| カナダ | 65歳→ 67歳 | 2012年 | 2023年 (2029年) | 11年 | 男性:19.0年 女性:22.3年 | 4.2人→2.2人 |
| イタリア | 66歳(民間女性労働者62歳等) →一律66歳、その後 平均余命の伸びに連動 (2021年に 67歳) | 2010年、 2011年 | 2012年 (2018年) | 1年 | 男性:17.9年 女性:21.4年 | 2.9人→1.5人 |

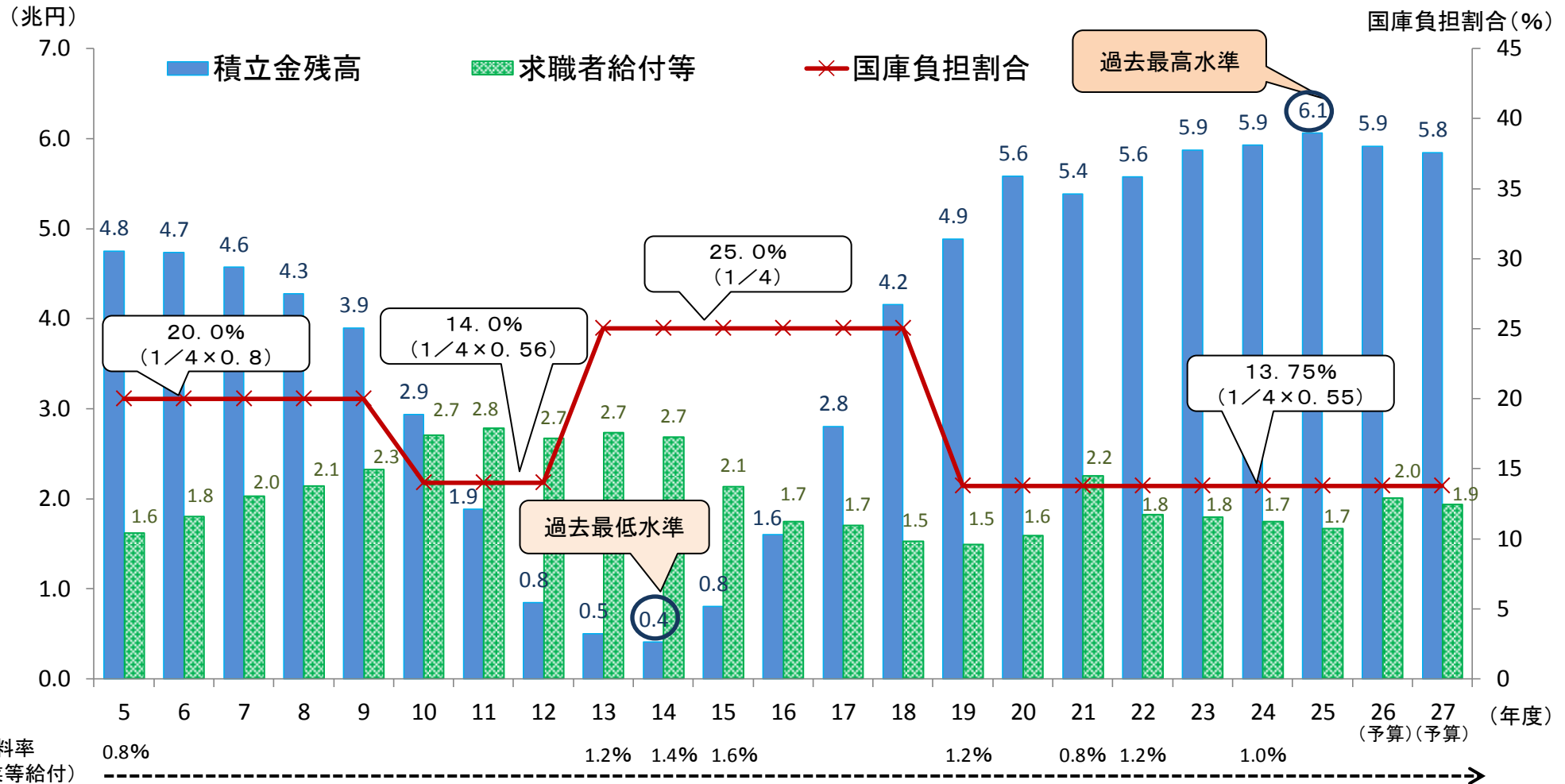
(出所) 堀江奈保子「年金支給開始年齢の更なる引上げ～67歳支給開始の検討とその条件～」(「みずほ総研論集2008年I号」より)、財団法人年金シニアプラン総合機構「年金と経済 2010年1月」、各国政府HP、OECD「Pensions at a Glance 2013」、「Society at a Glance 2014」、「Pensions Outlook 2012」ほかより作成。

(注) フランスについては、満額拠出期間を満たす者は62歳から満額受給が可能。カナダについては、支給開始年齢が67歳に引き上げられるのは、老齢保障年金(OAS)のみ。

雇用保険の国庫負担

資料Ⅱ－1－36

- 労働保険特別会計の雇用勘定については、一般会計から求職者給付の13.75%等（27年度予算1,523億円）の国庫負担金が繰り入れられているが、経済雇用情勢が大きく改善する中で、約6兆円の積立金が生じており、仮に国庫負担が停止されても、直ちに保険財政運営がひっ迫するような状況にはない。
- 極めて厳しい一般会計の財政状況を踏まえ、雇用勘定への国庫負担を停止してはどうか。



(注) 平成5年度～25年度は決算額。平成26、27年度は予算額。国庫負担割合は、失業等給付のうち一般求職者給付(基本手当)に係る国庫負担金の割合。

子育て支援策の財源と事業主負担のあり方について

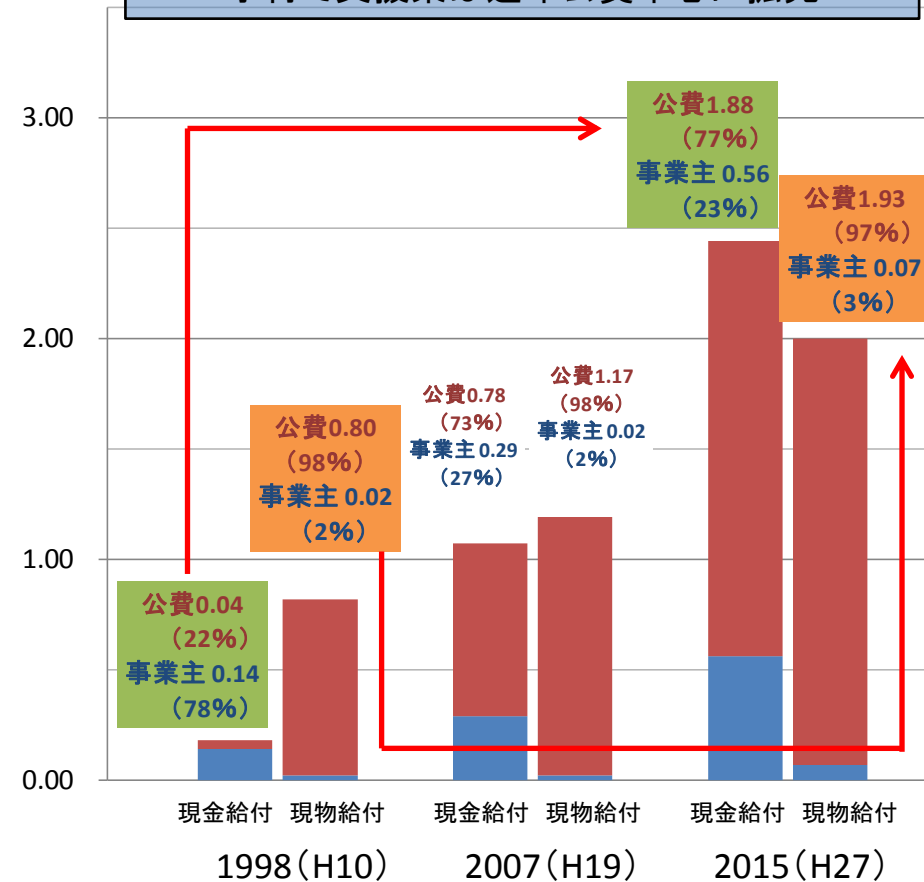
- 子育て支援策は近年公費中心に拡充。その結果、現金給付に係る事業主負担割合は大幅に低下。
- 子育て支援は現在及び将来の労働力確保にも資する施策であり、社会全体でその費用を賄う観点から更なる充実が必要な保育の現物給付（例えば保育所運営費）に一定の事業主負担を導入すべきではないか。
(注) これにより不要となる公費を活用し、緊要性の高い現物給付サービスを充実させる。

主な子育て支援策(2015(H27)年度予算)

| | | 保護者負担 | 公費負担(国地方) | 事業主負担(負担割合) |
|------|--------------|----------|-----------|---------------|
| 現金給付 | 児童手当 | — | 1.85兆円 | 1821億円(9%) |
| | 育児休業給付 | — | 282億円 | 3820億円(93%) |
| | 合計 | — | 1.88兆円 | 5641億円 |
| 現物給付 | 保育所運営費 | 0.89兆円 | 1.56兆円 | 51億円 |
| | ・私立保育所 | (0.59兆円) | (1.14兆円) | (—) |
| | ・公立保育所(地財措置) | (0.30兆円) | (0.41兆円) | (—) |
| | ・事業所内保育 | (24億円) | (80億円) | (51億円) |
| | (参考) 私立幼稚園 | (0.29兆円) | (0.35兆円) | (—) |
| | 病児保育・延長保育(注) | 350億円 | 393億円 | 129億円(1/3)(注) |
| | 放課後児童クラブ(注) | 1133億円 | 1204億円 | 521億円(1/3)(注) |
| | 児童入所施設 | 22億円 | 2152億円 | — |
| 合計 | 1.04兆円 | 1.93兆円 | 701億円 | |

(単位:兆円)

子育て支援策は近年公費中心に拡充



(注) 質の向上に係る費用については事業主負担を充当しない(公費で対応)と整理(2012.3.2 少子化社会対策会議決定)

- 国の一般会計歳出のうち、10兆円を超えるのは、社会保障関係費、国債費のほか地方交付税であり、この3つの経費で歳出総額の約3/4を占めている。
- 地方交付税は、地方財政計画における、歳入と歳出のギャップ(財源不足)を埋めるものであり、国・地方あわせたPBを改善するためには、地方財政計画上の歳出を抑制していくことが最も重要。
- このため、財政健全化に向けては、地方についても、国の取組と歩調をあわせた歳出抑制の具体的規律が不可欠。

平成27年度 国の一般会計(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)

【歳入:96.3(+0.5)】

【歳出:96.3(+0.5)】

| | |
|-------------------------|--|
| 租税及び印紙収入 :54.5(+4.5) | 社会保障:31.5(+1.0) |
| その他収入:5.0(+0.3) | 地方交付税交付金 :15.4(▲0.6) ・法定率分等:13.7(+0.9) ・特例加算:1.5(▲1.2) ・別枠加算:0.2(▲0.4) |
| 公債金:36.9(▲4.4) | 地方特例交付金:0.1(▲0.0) |
| | 公共事業:6.0(+0.0) |
| | 文教及び科学振興:5.4(▲0.1) |
| | 防衛:5.0(+0.1) |
| | その他:9.5(▲0.1) |
| | 国債費:23.5(+0.2) |

平成27年度 地方財政計画(通常収支分)

(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)

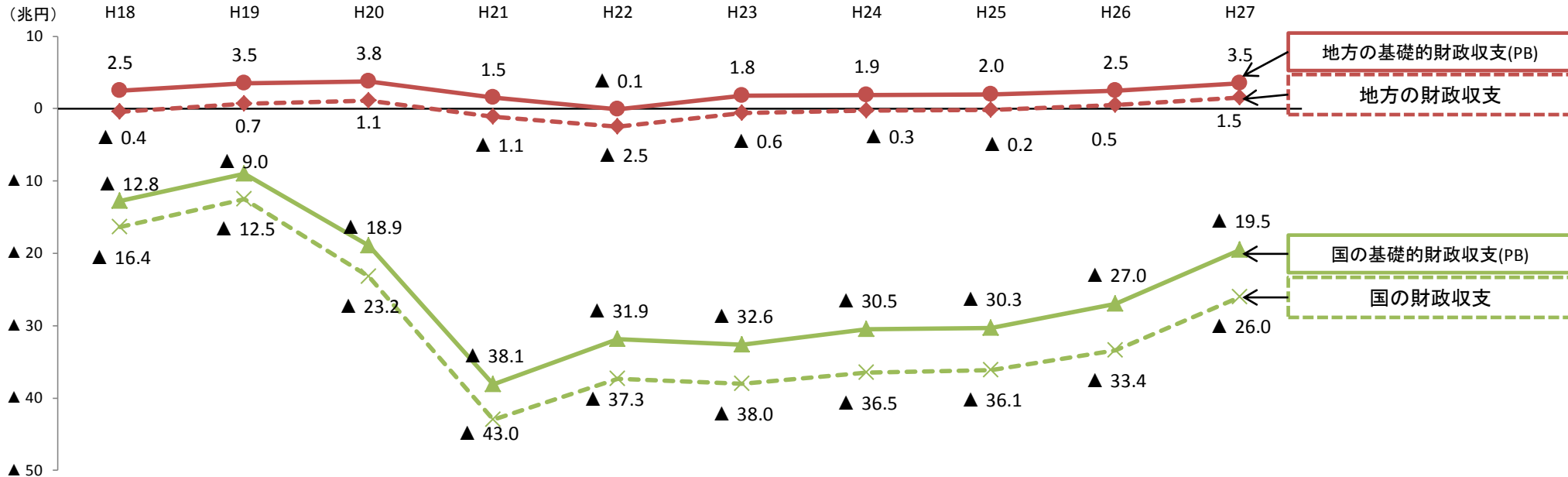
【歳入:85.3(+1.9)】

【歳出:85.3(+1.9)】

| | |
|---|---|
| 地方交付税:16.8(▲0.1) ・地方交付税(一般会計):15.4 ・特会財源:1.3(+0.5) | 給与関係経費:20.3(▲0.0) |
| 地方特例交付金:0.1(▲0.0) | 一般行政経費:35.1(+1.8) |
| 地方税・地方譲与税等 :40.2(+2.4) | うち、補助分:18.5(+1.2) うち、単独分:14.0(+0.0) うち、まち・ひと・しごと創生事業費 :1.0(皆増) |
| 臨財債:4.5(▲1.1) | 歳出特別枠:0.85(▲0.35) |
| その他地方債:5.0(+0.0) | 投資的経費:11.0(▲0.0) |
| 国庫支出金:13.1(+0.6) | 公債費:13.0(▲0.1) |
| その他:5.7(+0.1) | 水準超経費:1.4(+0.5) |
| | その他:3.7(+0.1) |

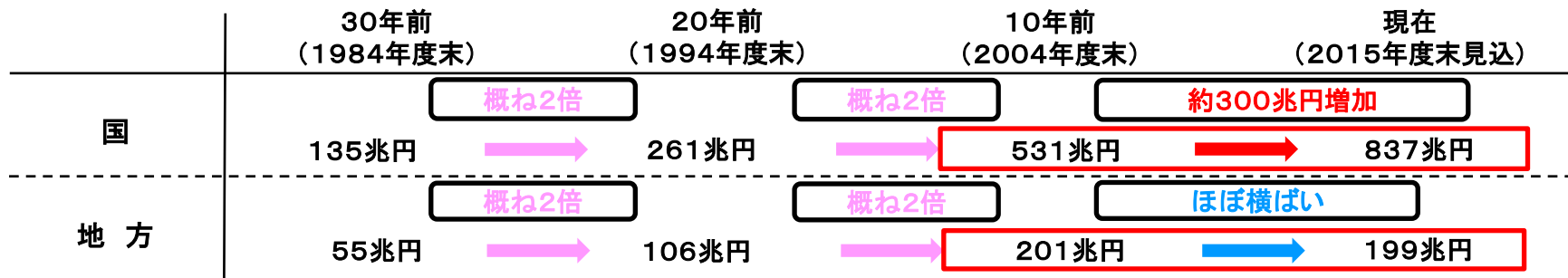
○ 地方の財政状況を見ると、基礎的財政収支(PB)のみならず、財政収支も黒字となっている。また、長期債務残高(ストック)についても、国とは異なり、近年、ほぼ横ばいで推移している。

○ 基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 国については、内閣府「国民経済計算確報」。平成25年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年2月12日 内閣府)。
 (注) 地方については、地方財政計画ベース。国・地方とも、平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

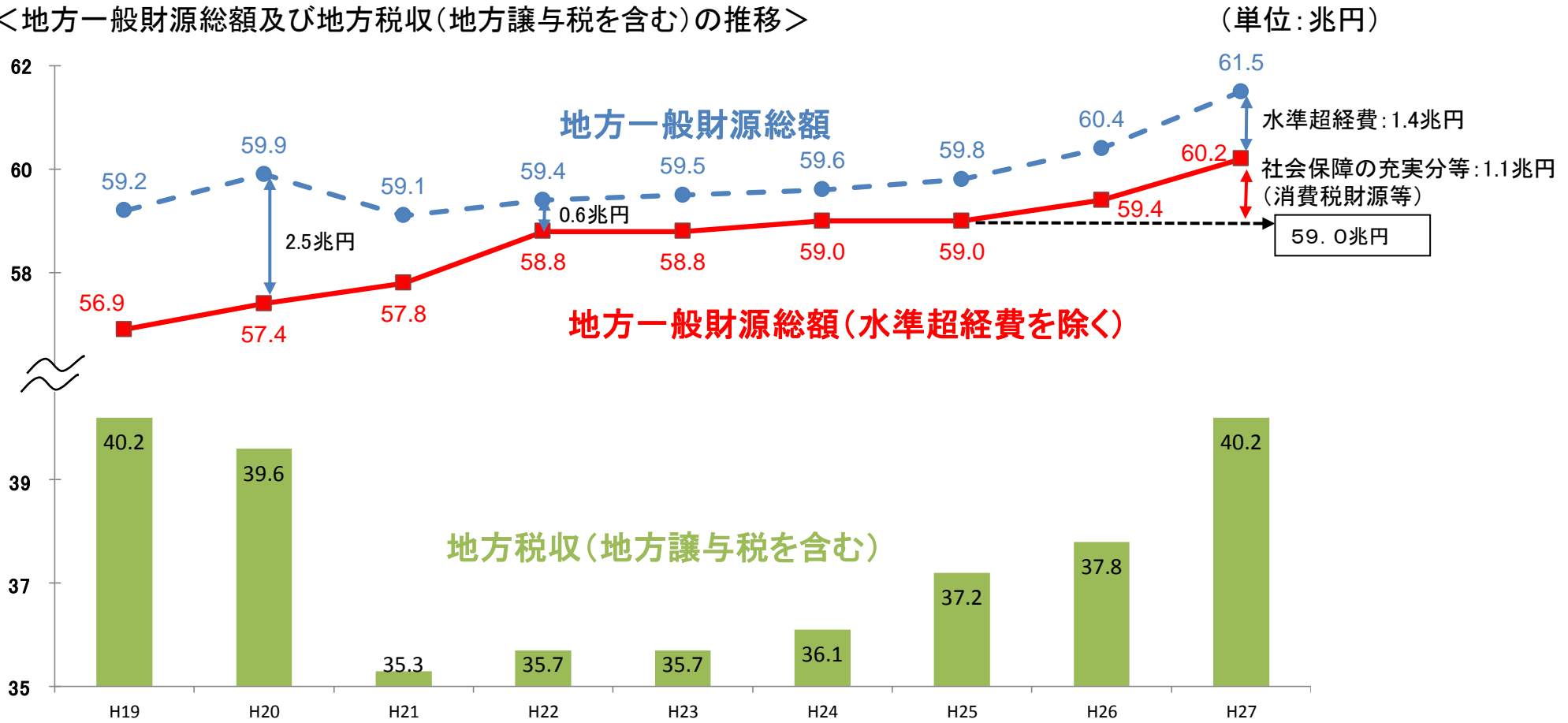
○ 長期債務残高の推移(ストック)



(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2015年度末で33兆円程度)である。

- 地方が自由に使える一般財源(地方税、地方交付税等)の総額は、近年、実質的に同水準。
 ※ この「実質的に」とは、①税収増に伴い生じる「水準超経費」(＝不交付団体の平均水準を超える経費)の増分と、②社会保障の充実分など財源が確保された増分を除いて、同水準ということ。
- 他方、地方一般財源総額の水準自体は、リーマン・ショック後の大規模な危機対応措置(別枠加算、歳出特別枠)が講じられた平成22年度から「実質的に同水準」となっていることに加え、今後、公債費が減少していくこと(後述)も踏まえれば、今後、この水準自体を見直すことが必要。
- なお、地方税の増収に伴い水準超経費が増大してきており、地方法人課税の偏在是正も必要。

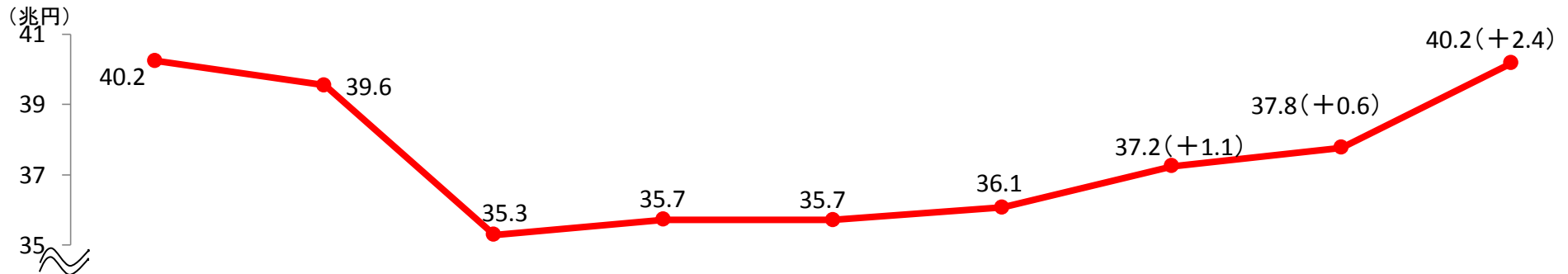
＜地方一般財源総額及び地方税収(地方譲与税を含む)の推移＞



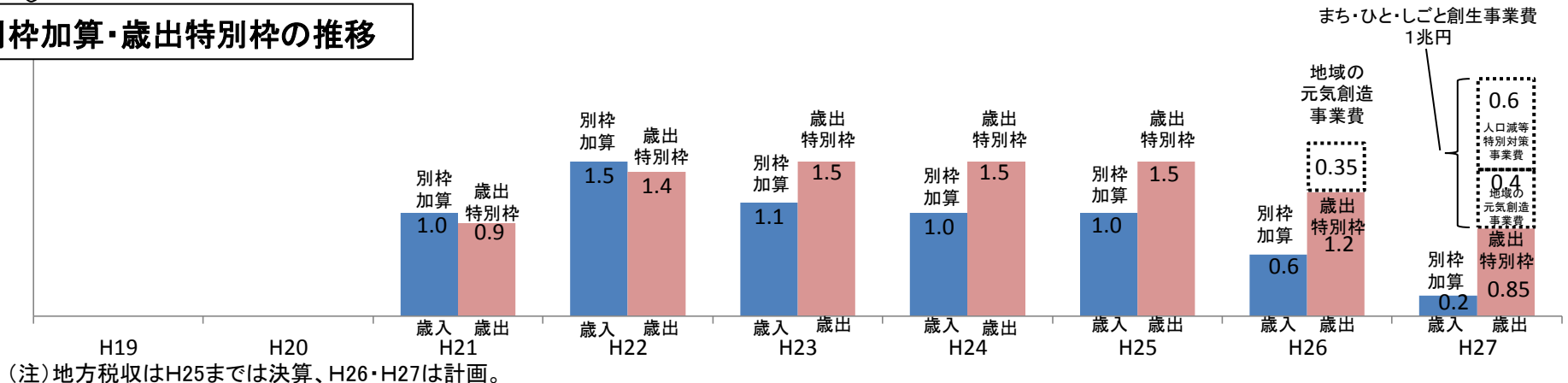
- 地方財政においては、リーマン・ショック後の臨時異例の危機対応として、歳入面では別枠加算、歳出面では歳出特別枠が措置され、今も継続している。足元の経済再生の進展、地方税の増収を踏まえ、速やかにこれらの措置を解消すべき。
- 特に、歳出特別枠については、近年、一定の縮減はなされているものの、その縮減額を超える規模で、歳出特別枠と類似した(=具体的な需要の積上げでない)新たな歳出(※)が計上されている。これを踏まえれば歳出特別枠については速やかに廃止する必要。

※ まち・ひと・しごと創生事業費:1兆円(27年度)

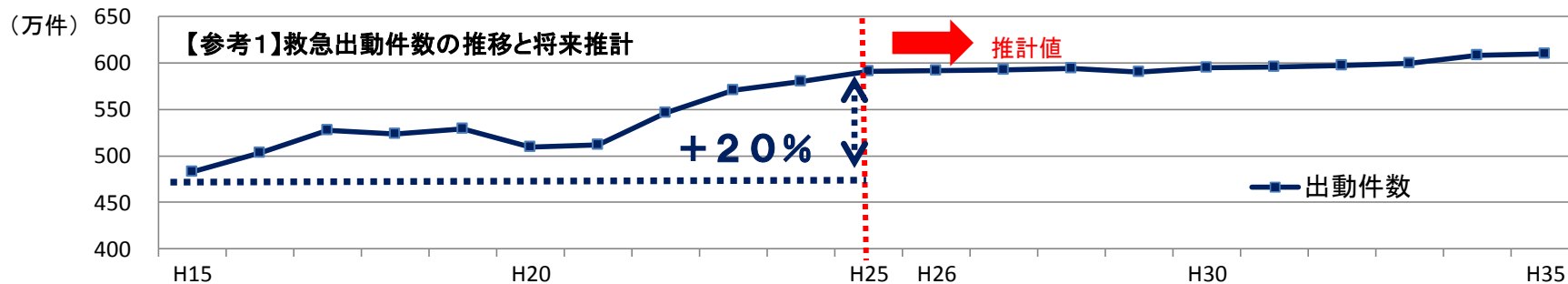
地方税収(地方譲与税含む)



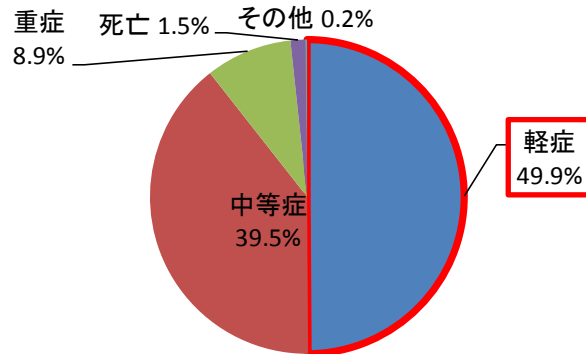
別枠加算・歳出特別枠の推移



- 救急出動件数は平成25年で591万件と10年間で+20%となっており、今後も増大が予想される。一方、救急搬送者のうち49.9%が軽症となっている。こうした中、消防費は約2兆円。
- 現状を放置すれば、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れ、救命に影響が出かねない。この点、諸外国でも救急出動を有料としている例はみられる。
- 消防庁の「救急需要対策に関する検討会報告書」(平成18年3月)でも、救急需要対策を講じてもなお十分でない場合には、「救急サービスの有料化についても国民的な議論の下で、様々な課題について検討」とされており、諸外国(フランス等)の例も参考に、例えば、軽症の場合の有料化などを検討すべきではないか。



【参考2】救急自動車による傷病程度別搬送人員の状況



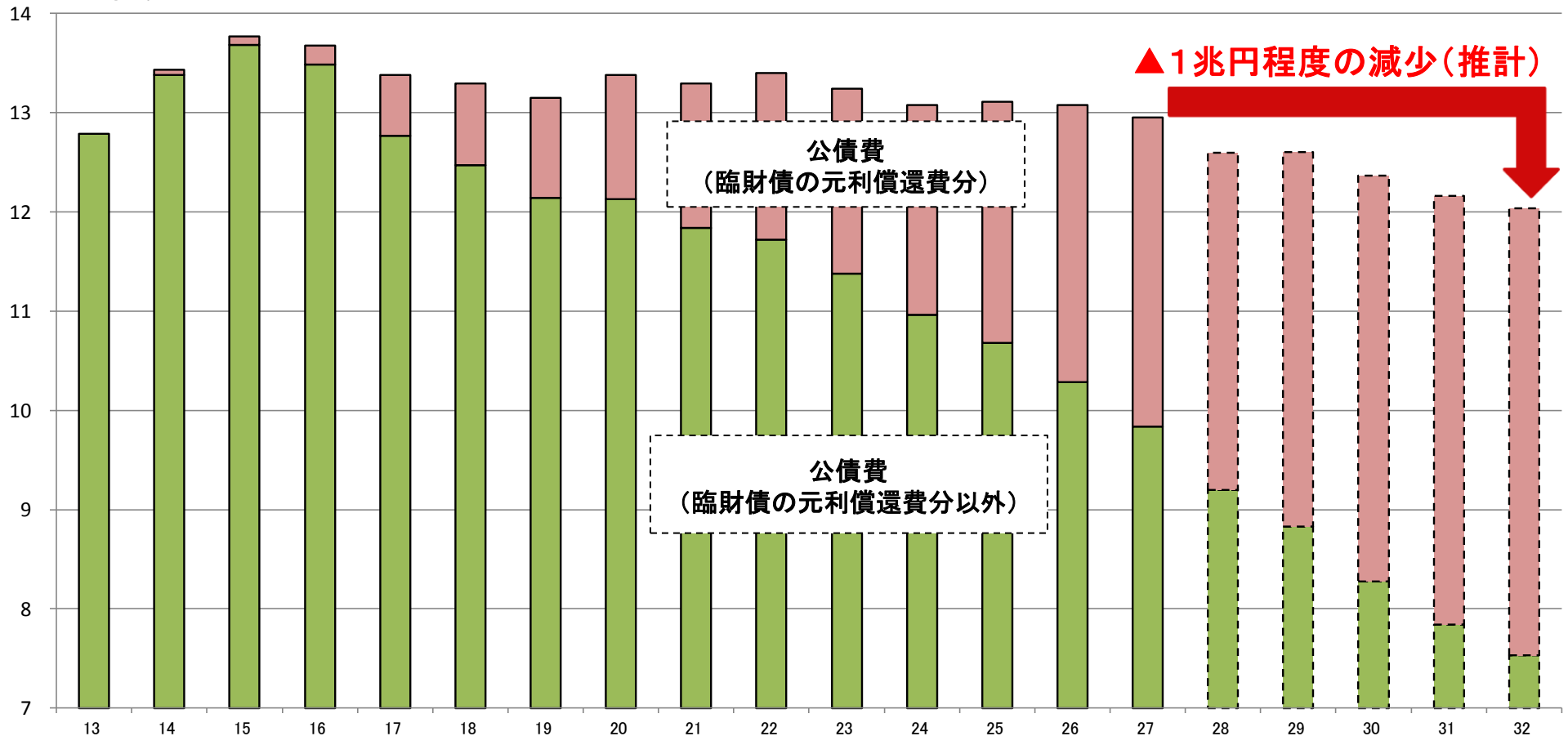
【参考3】諸外国の例

- アメリカ(ニューヨーク)
消防 約5万円程度
民間 会社ごとに異なる
ボランティア 無料(寄附)
- フランス(パリ近郊県)
SAMU(※) 約3万4千円/30分
消防(重症事例) 無料
(※)医療機関が組織する救急医療本部で、各県に概ね1つずつ。通常は救急病院に指定されている州都の大学病院あるいは県都の拠点病院に設置。
- ドイツ(ミュンヘン)
救急車 基本料金 約6万7千円
- シンガポール
非緊急の場合は有料 60S\$~120S\$
(出典)救急需要対策に関する検討会報告書(平成18年3月消防庁)、海外消防情報シリーズ(海外消防情報センター)

※参考1・参考2の出典:「平成26年版消防白書」(総務省消防庁)

- 地方債の元利償還費である「公債費」は、過去の投資的経費の縮減の影響等により、平成32年度までに▲1兆円程度の減少が見込まれる(投資的経費が27計画と同額的前提)。
- 今後の公債費の減少分については、他の歳出(PB歳出)の増に充てるのではなく、確実に地方歳出の減につなげるべき(=公債費の減少分を歳出全体から減額しても、PB歳出は同水準)。

公債費の推移(単位:兆円)



(※) 27年度までは地方財政計画による。28年度以降は、平成27年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算(27年2月財務省)における試算-1と同様の経済前提を仮置きした上で、27年度予算における制度・施策を前提に機械的に試算。

地方法人課税の偏在是正①(地域間での税収の格差)

- 都道府県別の人口1人当たりの税収額の偏在(最大/最小)は、地方法人二税では6.3倍と拡大。
- 足元の地方税の増収局面においては、偏在の更なる拡大が見込まれることから、地方法人課税の偏在を早期に是正していく必要。

人口1人当たり税収の偏在(最大/最小) 全国平均100、平成25年度決算

地方税計

個人住民税

地方消費税(清算後)

固定資産税

地方法人二税

地方法人二税
+ 地方法人特別譲与税

最大/最小:2.5倍
36.7兆円

最大/最小:2.7倍
11.6兆円

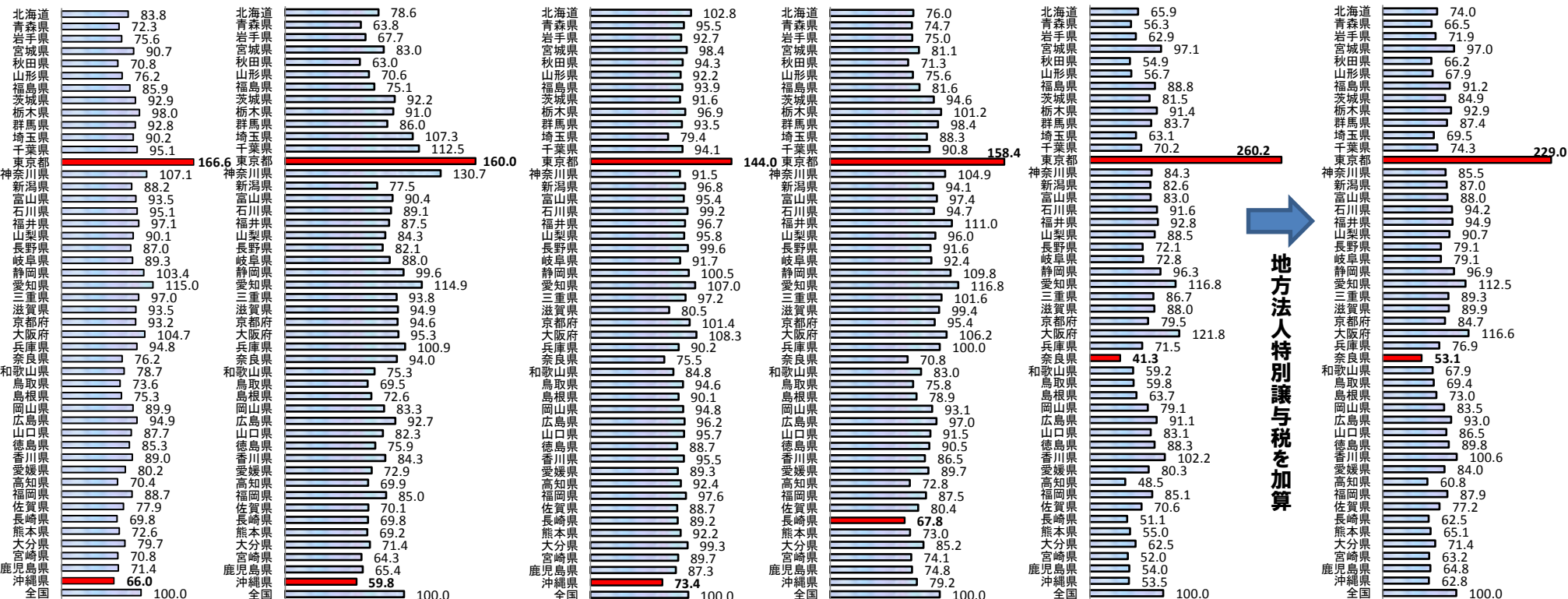
最大/最小:2.0倍
2.6兆円

最大/最小:2.3倍
8.6兆円

最大/最小:6.3倍
5.1兆円

最大/最小:4.3倍
7.1兆円

※地方法人特別税・譲与税による調整後の計数



地方法人特別譲与税を加算

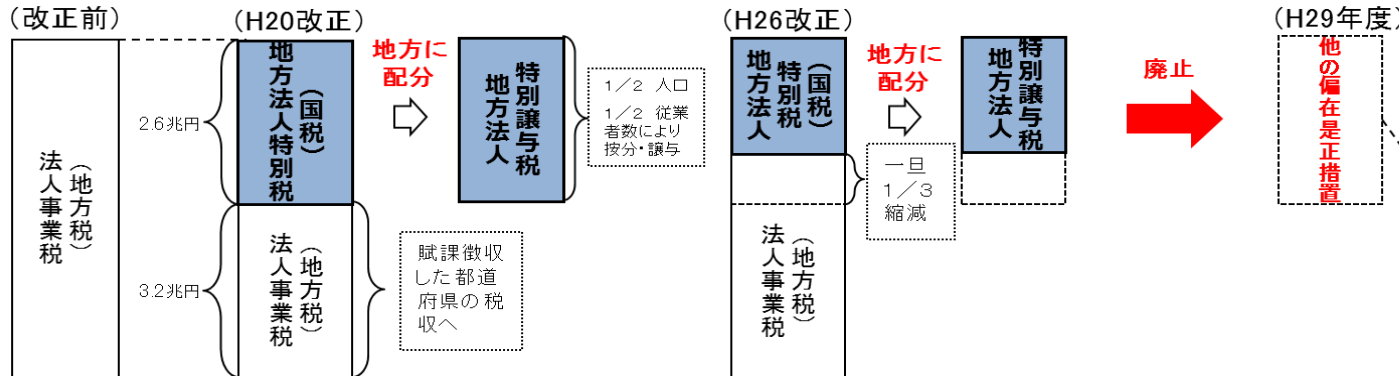
※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。(注5) 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

総務省資料を加工

- 地方法人課税の偏在是正については、地方法人特別税・譲与税については、消費税10%段階において、「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講じる」とされている。
- また、消費税8%引上げ時に創設された、地方法人税(税込の全額を交付税原資化)については、消費税率10%段階において、これを「更に進める」こととされており、いずれについても早期に適切な対応を行うことが必要。

<地方法人特別税・譲与税>



平成27年度税制改正大綱 (平成26年12月 自由民主党 公明党)

○平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

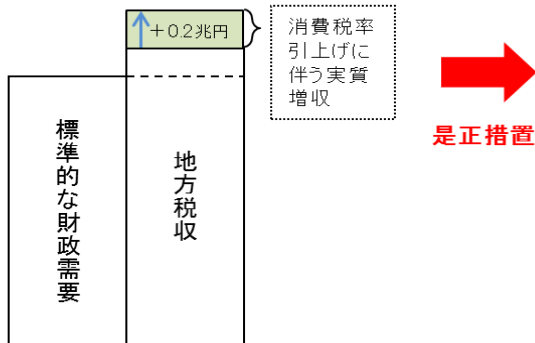
平成26年度税制改正大綱 (平成25年12月 自由民主党 公明党)

○ 地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

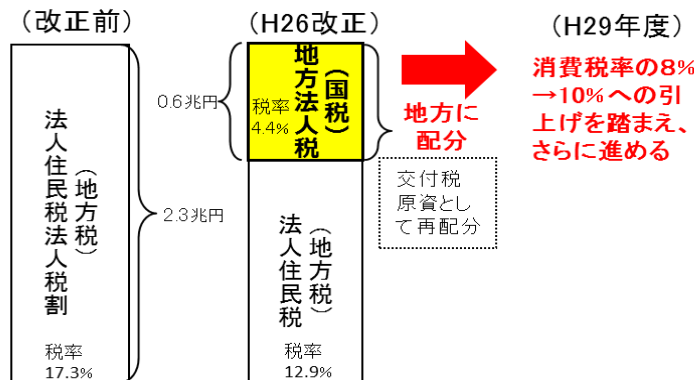
○ 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。

<26年度消費税率引上げ(5%→8%)>

不交付団体(東京都など)

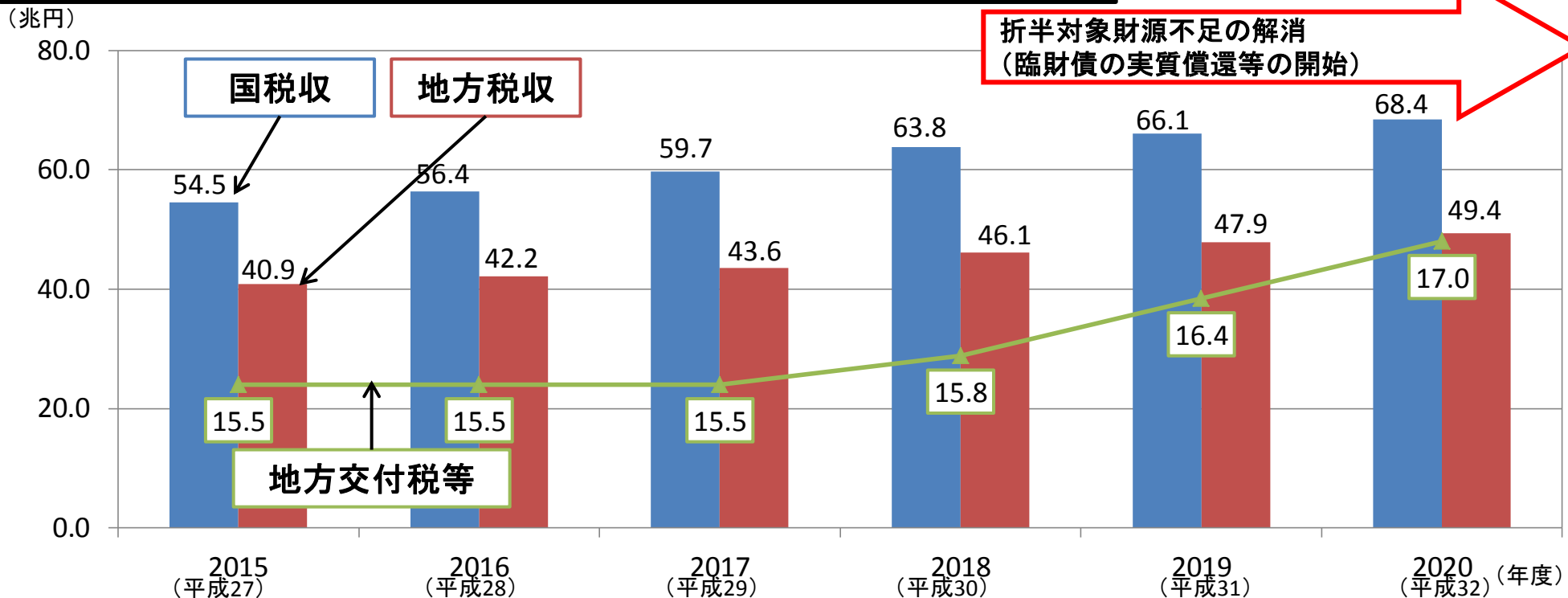


<法人住民税法人税割>



- 内閣府の「中長期試算」(経済再生ケース)では、今後、国・地方の税込増等により、2018年度(平成30年度)には、折半対象財源不足の解消(交付税の特例加算なし)が見込まれている。
- また、同試算では、財源不足解消後の財源超過分については、臨時財政対策債(赤字地方債)の実質償還(債務残高の純減)に充てる想定となっている。
- 財政健全化に向けては、今後の財源超過分については、地方のPB歳出の増に充てることなく、確実に国・地方の債務残高の純減(法定率分の縮減による国債発行の減、臨財債・特会借入金の早期償還など)に充てることを担保する仕組みが必要。

国税収・地方税込・地方交付税等の推移(中長期試算経済再生ケース)

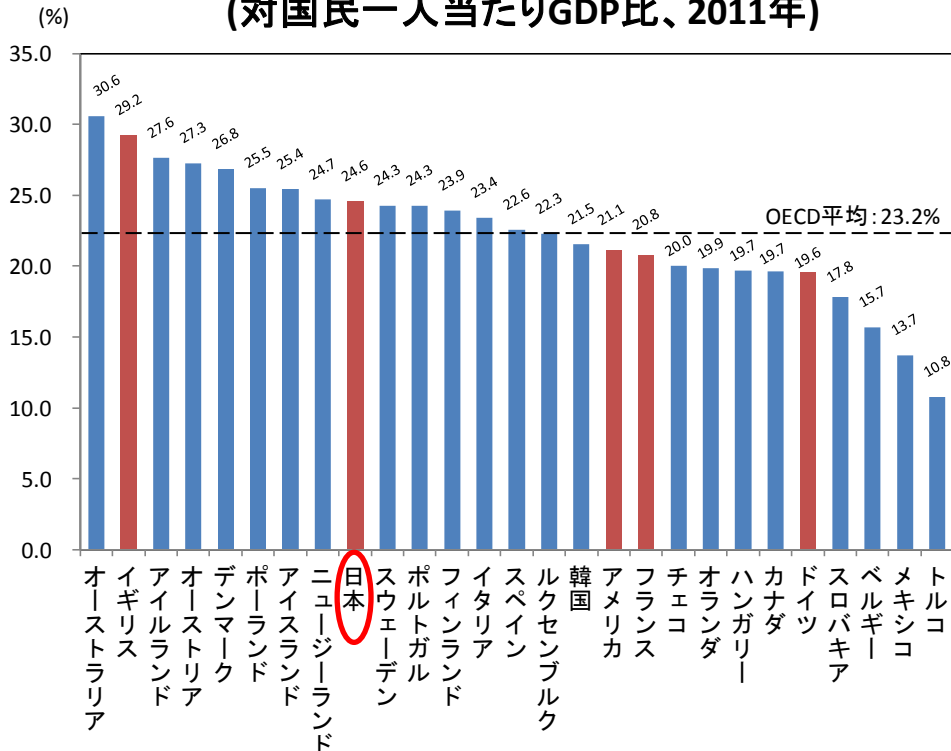


(出典)「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年2月12日 内閣府)経済再生ケース。
 (注) 地方交付税等は、国の一般会計歳出における地方交付税交付金及び地方特例交付金。

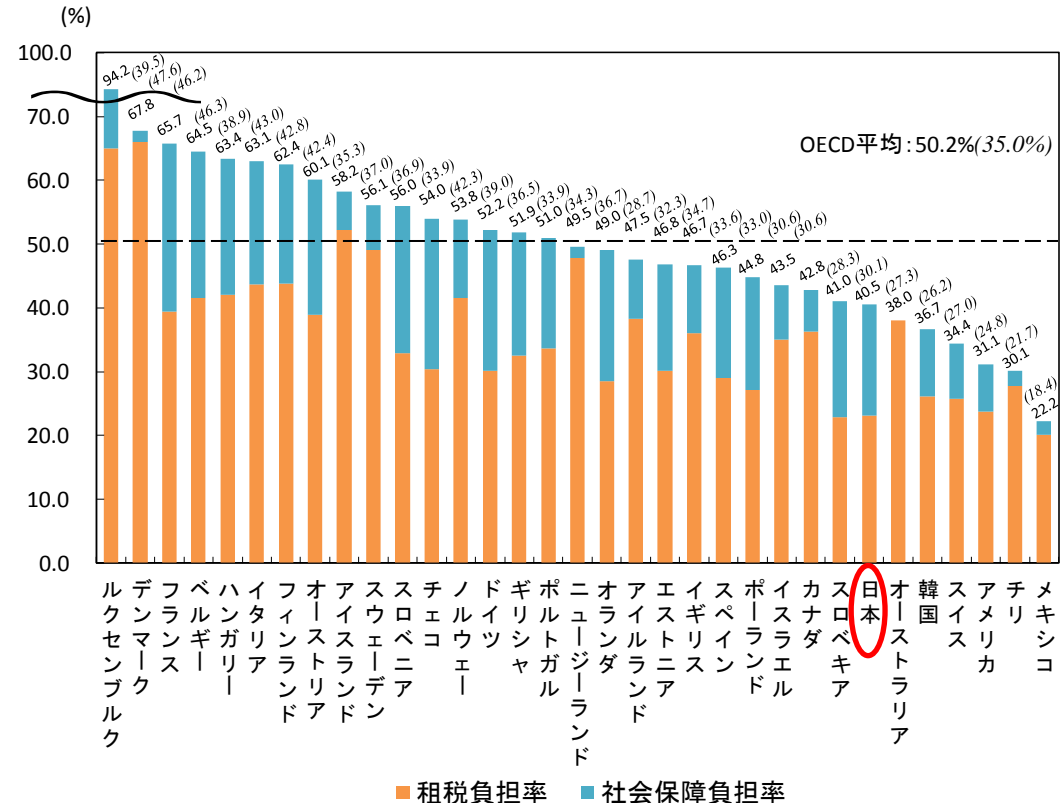
小中学校向け公財政支出の国際比較

- 日本の小中学校向け公財政支出(注1)は、国際的に低い水準であるとの指摘もあるが、日本は諸外国に比べて子供の数が少ない。
(小中学校への公財政支出対GDP比: 日本 2.0%、OECD平均 2.3%。小中学校の在学者数対総人口比: 日本 8.3%、OECD平均 10.6%)
- 日本の小中学校向け公財政支出を在学者一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、特にG5諸国の中では高水準。さらに、日本の国民負担率が国際的にみて低水準であることも踏まえる必要。
※国によって所得水準が異なるため、国民一人当たりGDPに対する割合で比較。

小中学校への在学者一人当たり公財政支出
(対国民一人当たりGDP比、2011年)



国民負担率(対国民所得比、2012年)

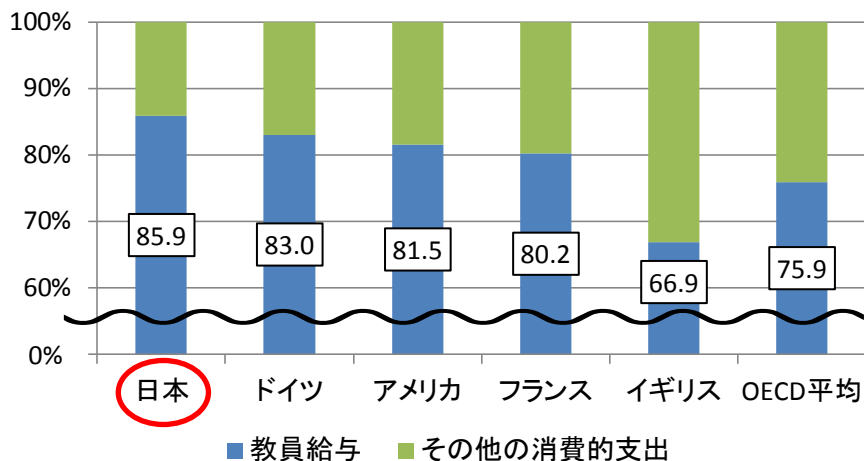


■ 租税負担率 ■ 社会保障負担率

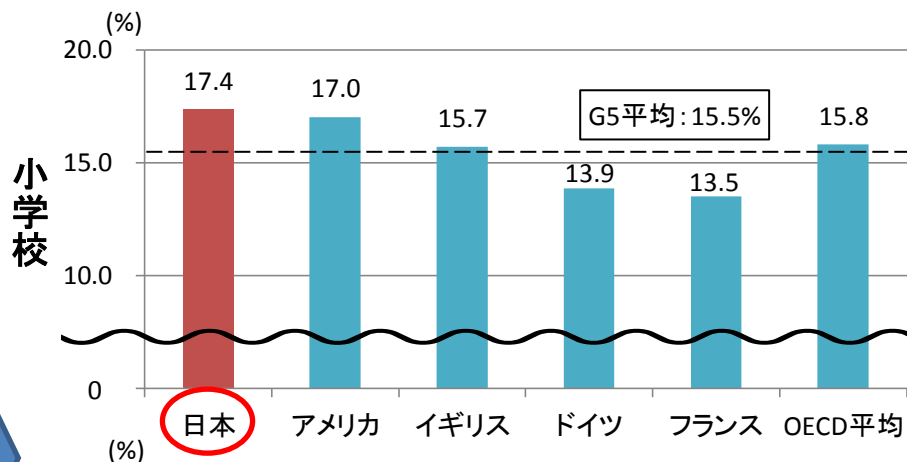
(注1) ここでの公財政支出は教育機関向け補助と個人向け補助の合計。
 (注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。
 (注3) 国民負担率について、括弧内の数字は対GDP比の国民負担率。
 (出典) OECD stat, National Accounts (OECD) Revenue Statistics (OECD)、内閣府「国民経済計算」等

○ 諸外国においても、教員給与は教育支出(注)のうち最大の部分を占めるが、特に日本の小中学校予算は教員給与に配分が偏っている。その結果、在学者一人当たり教員給与支出は国際的にも高い水準になっている。

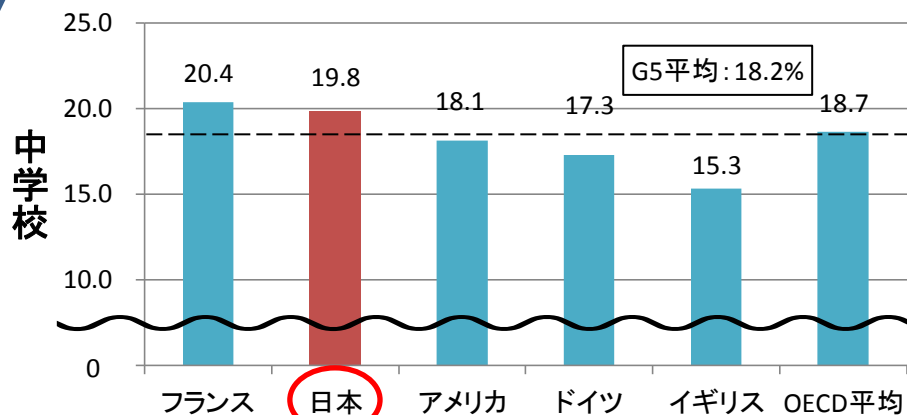
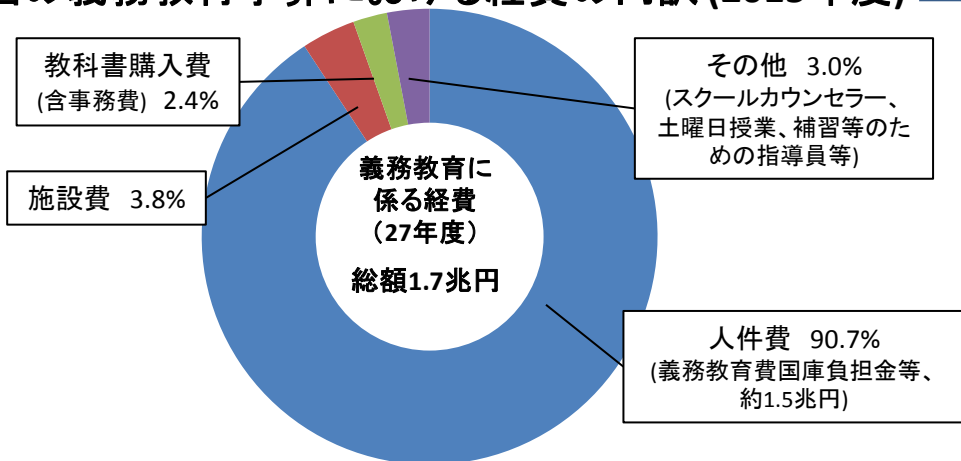
小中学校向け教育支出の支出項目別構成 (2010年)



在学者一人当たり教員給与支出 (対一人当たりGDP比、2010年)



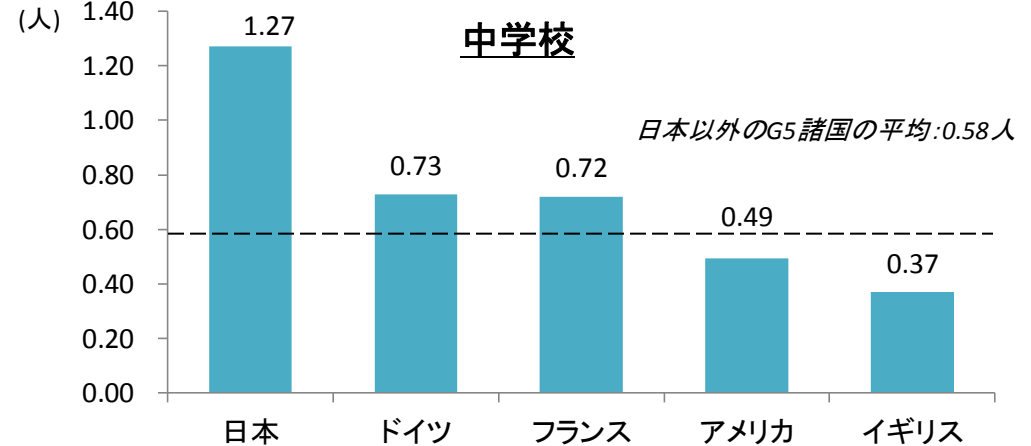
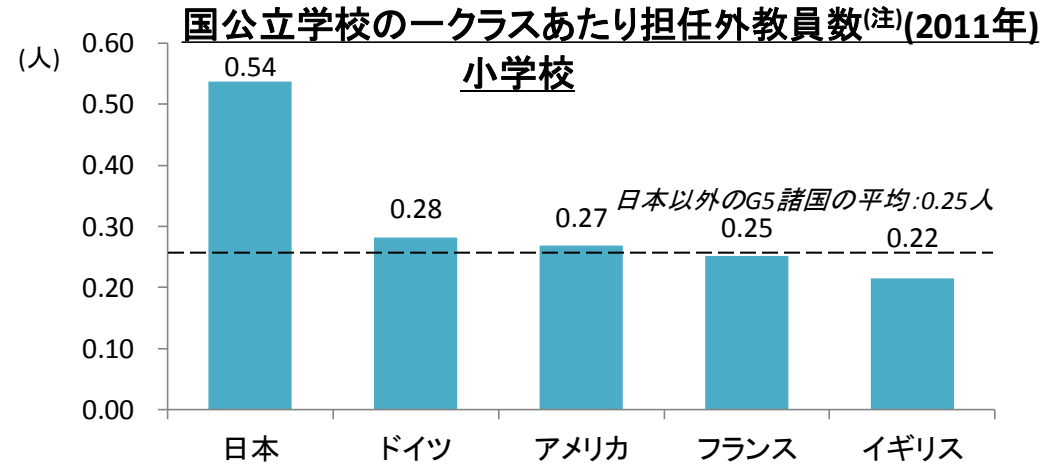
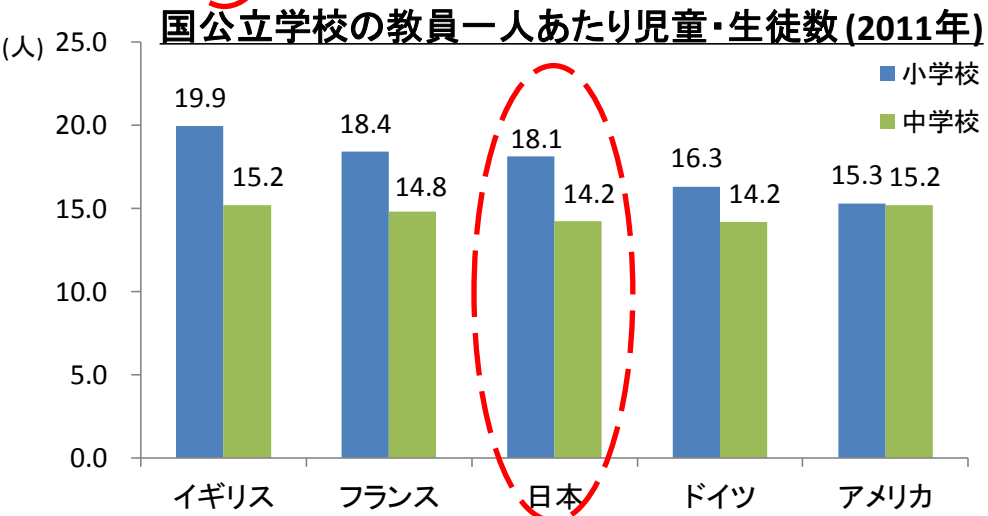
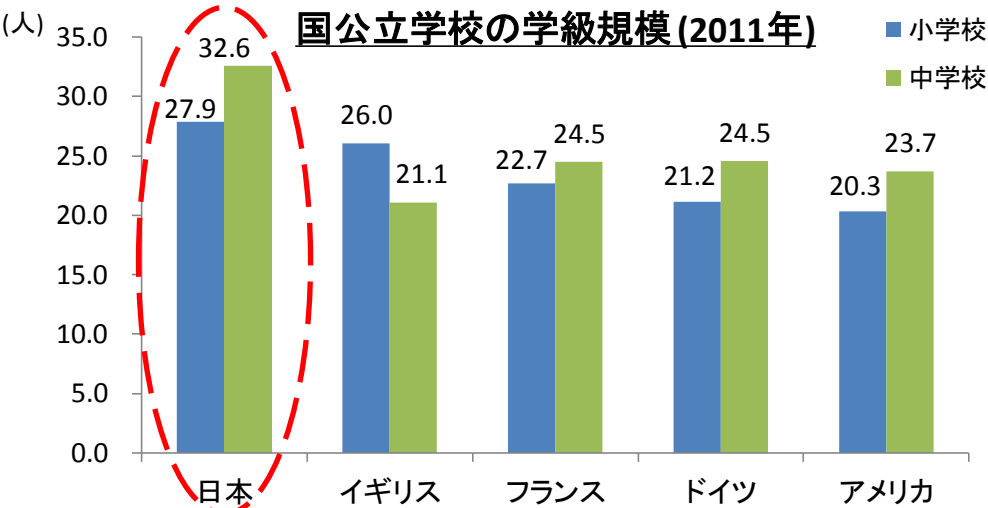
国の義務教育予算における経費の内訳 (2015年度)



(注)ここでの教育支出は消費的支出を指し、資本支出等を含まない。
(出典)OECD stat

学級規模と担任外教員数の国際比較

- 日本は諸外国に比べ、学級規模が大きく教育環境が整っていないとの指摘もあるが、教員一人あたりの児童・生徒数はG5諸国並みであり、一クラスあたり担任外教員数はG5諸国の中で最大。
- OECDの学習到達度調査(PISA)(2012年)によれば、日本は数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーのすべての分野においてG5諸外国中1位。



※ 教員の活用について地方の主体的な判断に委ねることとすれば、定数について全体的な合理化を図りつつも、少人数学級又は少人数指導を含め、地方が選択する施策を実施できる十分な財源が既に手当てされている。

(注) 担任教員数は学生数を学級規模で除いた値(クラス数)とし、担任外教員数は全教員数と担任教員数の差としている。なお、全教員数は、OECDstatにおけるClassroom teachers & academic staff (for age and gender breakdown only)の値。

(出典) Education at a Glance 2013 (OECD), OECD stat

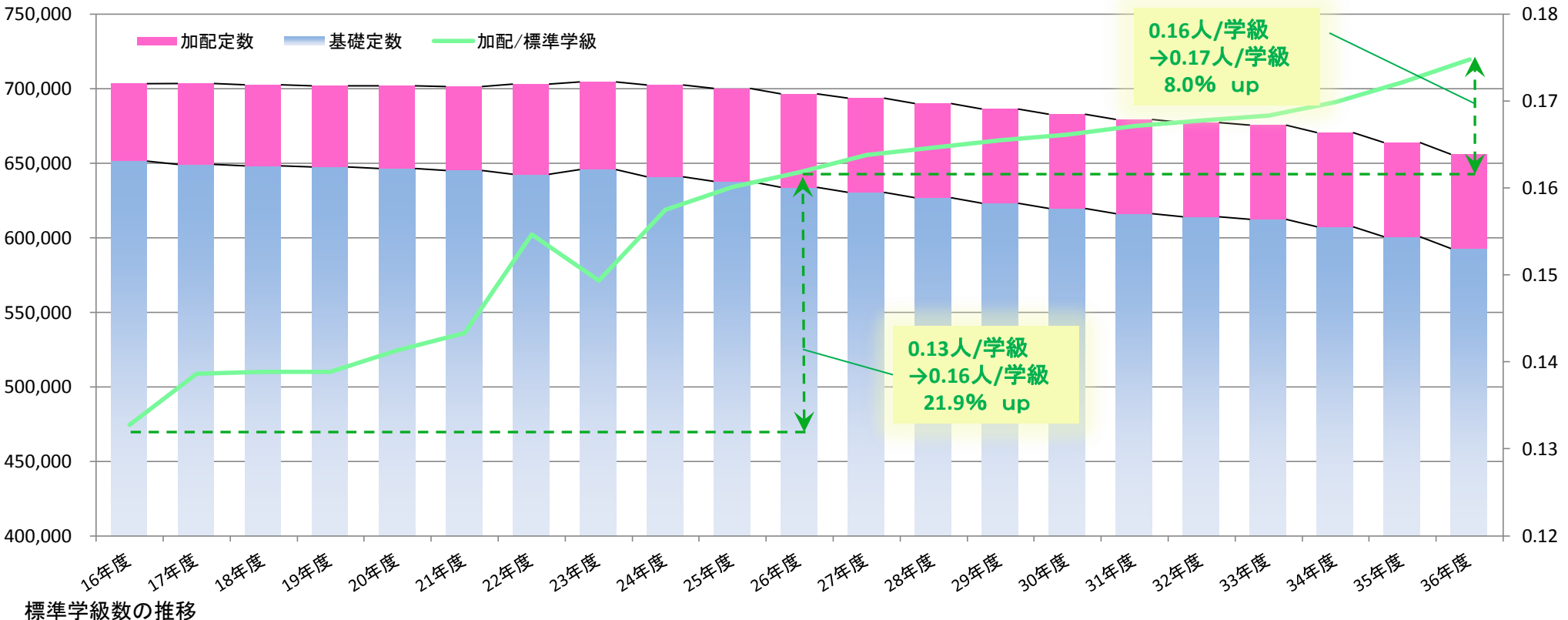
標準学級当たり加配教員数の推移

○ 平成16年度以降、少子化の進展により標準学級数が1.0%減少する中、加配定数は20.7%増加したため、標準学級当たりの加配定数は、21.9%増加。(16年度:0.13人→26年度:0.16人)。

※ 標準学級数とは、義務標準法に規定されている学級編制の標準に基づき学級編制した場合の学級数。標準学級数を基に基礎定数が算出される。加配定数等を活用して少人数学級化が進められているため、実際の学級数は標準学級数より多い。

○ 学級数の減少等による基礎定数減(以下、自然減という)のみを当然減とみなす考え方に立つ場合(現在の予算要求の考え方)、仮に加配定数を現状維持(新規増員ゼロ)としても、1標準学級当たり加配定数は増加し続ける。

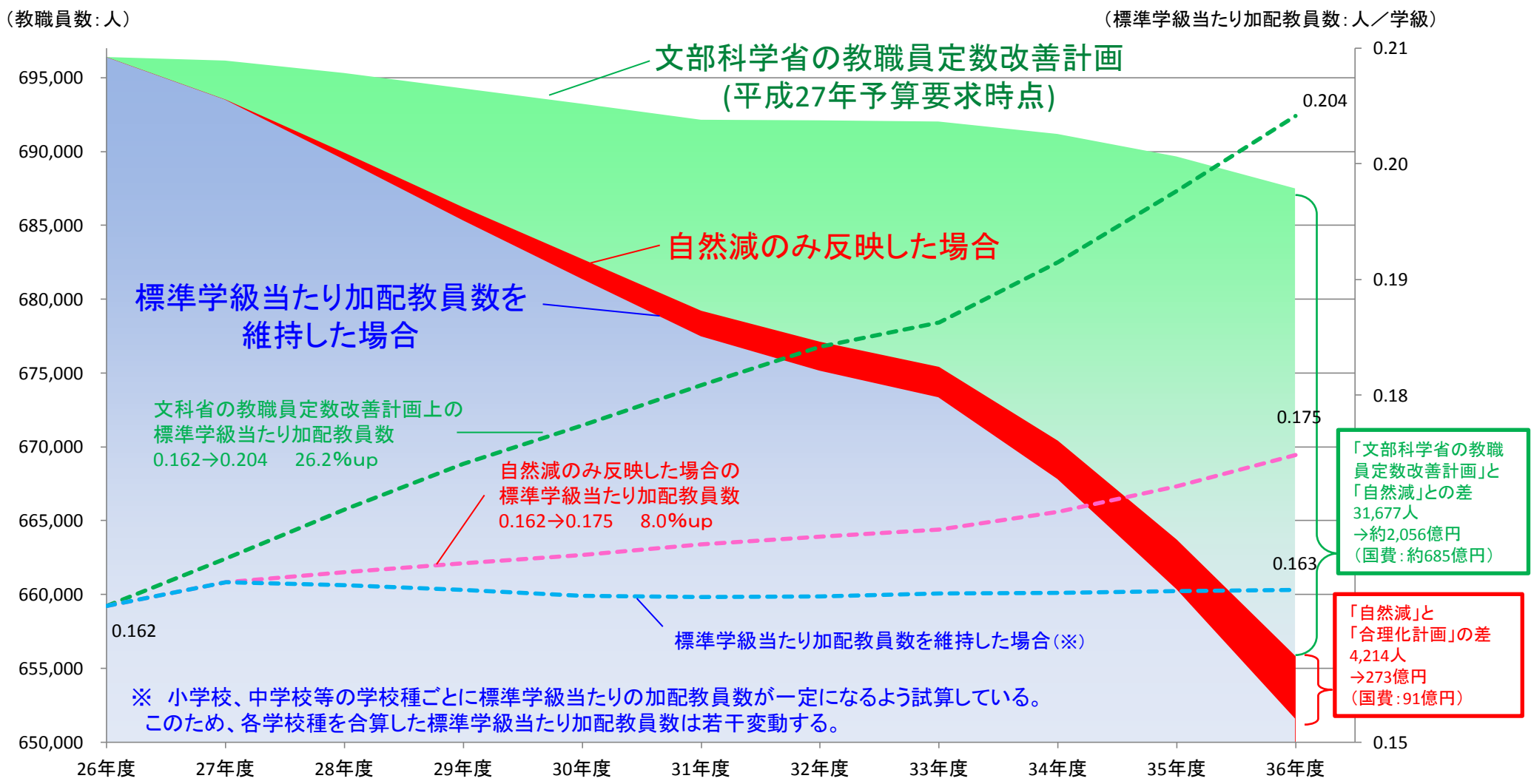
(26年度:0.16人→36年度0.17人 +8.0%)



| 16年度 | → | 26年度 | ~ | 31年度 | ~ | 36年度 |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 391,501 | → ▲1.0% → | 387,567 | → ▲2.4% → | 378,207 | → ▲4.4% → | 361,592 |

少子化を踏まえた教職員定数の合理化

今後の少子化見通しを踏まえて機械的試算をすれば、平成36年度までに37,700人の自然減を反映したうえで、4,214人の加配定数を合理化したとしても、標準学級当たりの加配教員数は維持される。

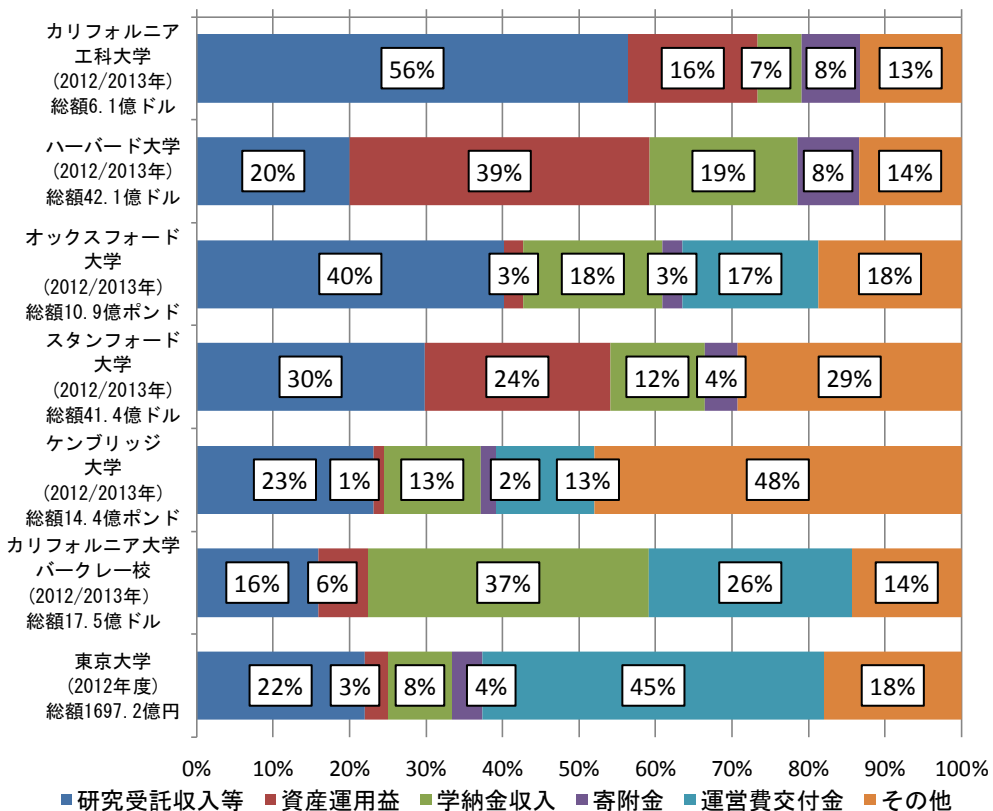


(出典) 「自然減」等の推計については、文部科学省27年度予算概算要求時の見積に基づく。

○ 諸外国の大学や研究機関では、資産運用や民間からの研究受託収入等、収入源の多様化に向けた取組が行われている。

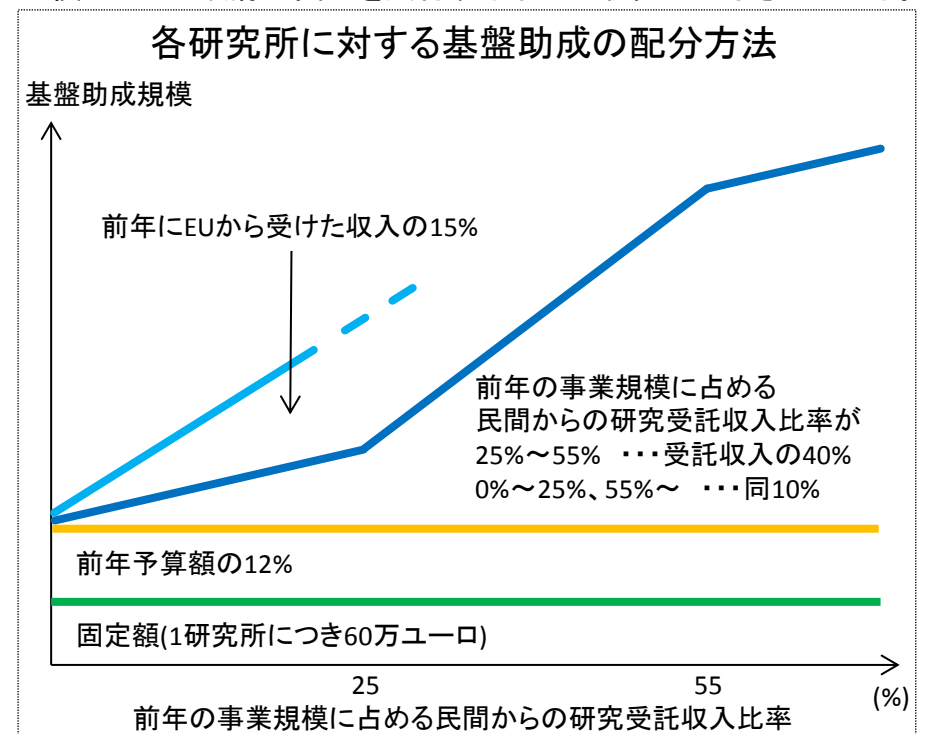
世界大学ランキング上位校及び東京大学の事業収入構成の比較

○ 諸外国の大学では収入源の多様化に向けた取組がなされている一方、日本の大学は取組みが進んでいない。



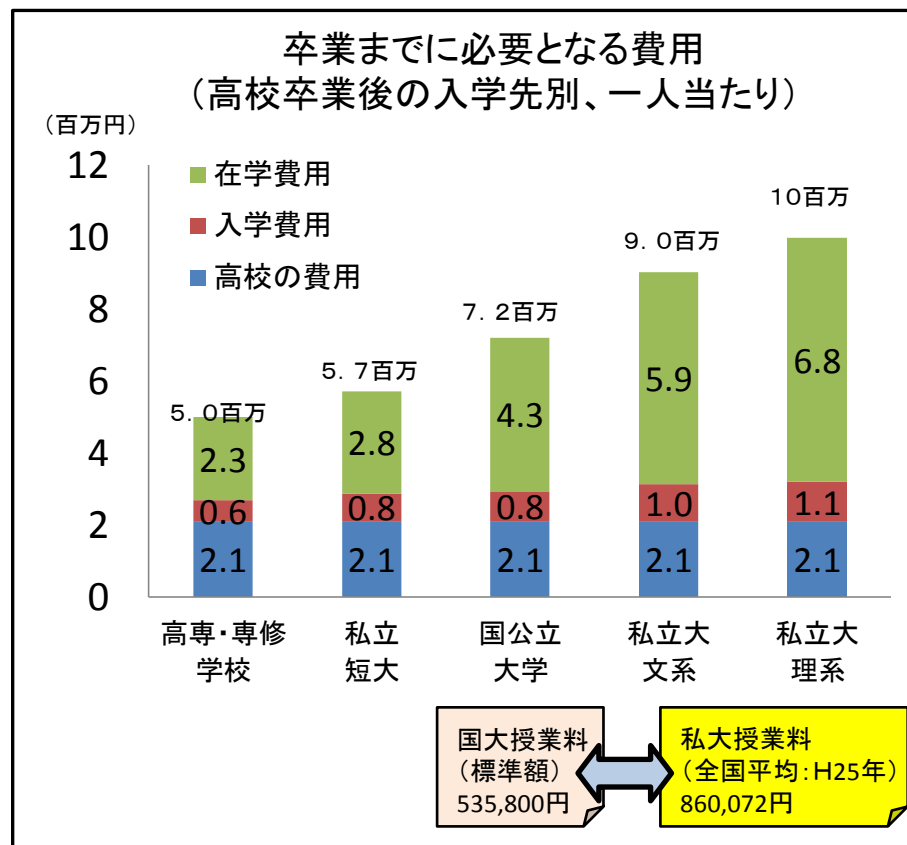
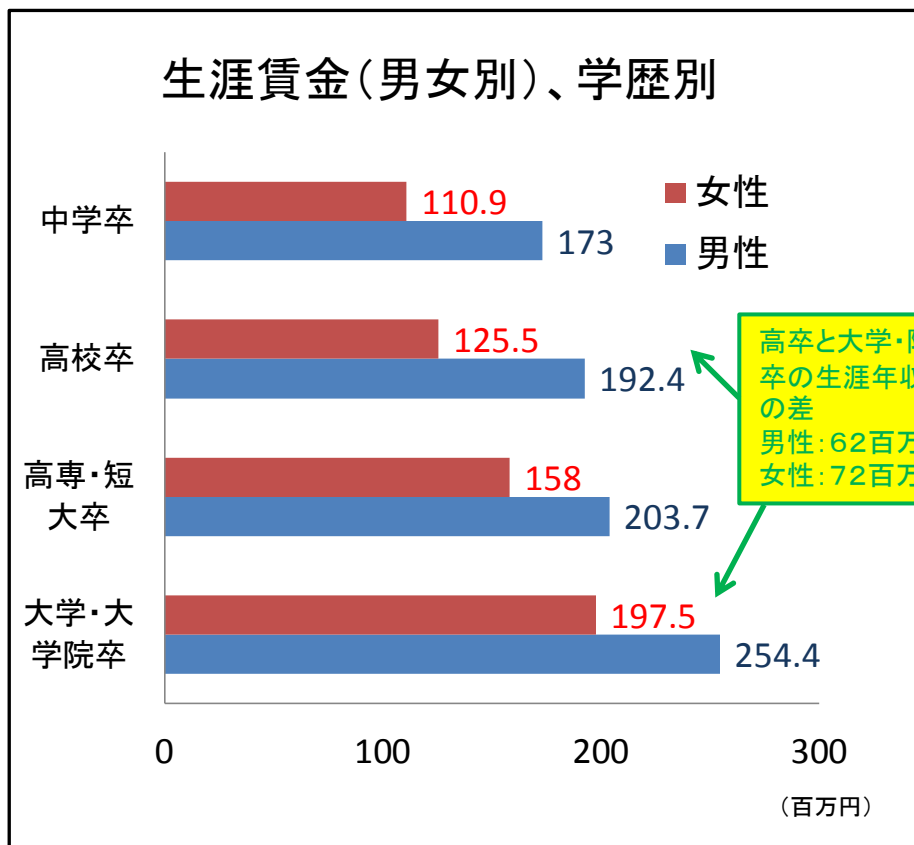
フラウンホーファー応用研究促進協会(ドイツ)の例

- フラウンホーファー応用研究促進協会は傘下に66の研究所を擁する応用研究・産学連携推進のための研究協会。
- 各研究所への基盤助成については、民間からの研究受託収入規模に応じて政府が資金を交付するなどの取組みがなされている。



(注1) 事業収入構成の比較対象校については、Times Higher Education World University Rankings (2014-2015)における上位5校に加え、州立大学であるカリフォルニア大学バークレー校を東京大学と比較した。
 (注2) 大学部門のみの収入で比較しており、病院部門を含まない。
 (注3) オックスフォード大学及びケンブリッジ大学の運営費交付金は、高等教育財政審議会(HEFCs)が交付する補助金額を記載している。また、研究審議会から交付される補助金である研究プロジェクト経費は、研究受託収入等に含まれる。
 (注4) ケンブリッジ大学のその他項目には、ケンブリッジ大学英語検定等試験収入(3.2億ポンド)及びケンブリッジ大学出版局による出版収入(2.6億ポンド)が含まれる。
 (注5) カリフォルニア大学バークレー校の寄付金の額は、資産運用益に含まれる。また、政府からの研究受託収入の額は、運営費交付金に含まれる。
 (注6) 東京大学の研究受託収入等は、科学研究費補助金が含まれる。また、寄附金は、寄附金を含む雑収入の額を記載している。
 (出典) California Institute of Technology “2013 Annual Report”(2014年5月)、同 “Financial Statements”(2014年1月)、Harvard University “Financial Report”(2013年11月)、University of Oxford “Financial Statements 2012/13”(2013年12月)、Stanford University “Annual Financial Report”(2013年8月)、University of Cambridge “Annual Report of the General Board to the Council”(2014年3月)、University of California, Berkeley “Annual Financial Report 2012-13”(2014年2月)、東京大学 平成24年度決算の概要について(2013年10月)、Fraunhofer - Gesellschaft “Annual Report 2012”(2013年3月)

- 生涯賃金は学歴が高くなるにつれ増加する傾向。大学を卒業した者は入在学時に要する費用に比して、受ける恩恵が非常に大きい。
- 国立大学と私立大学の授業料を比較した場合、国立大学の授業料は私立大学の概ね6割程度の水準となっている。

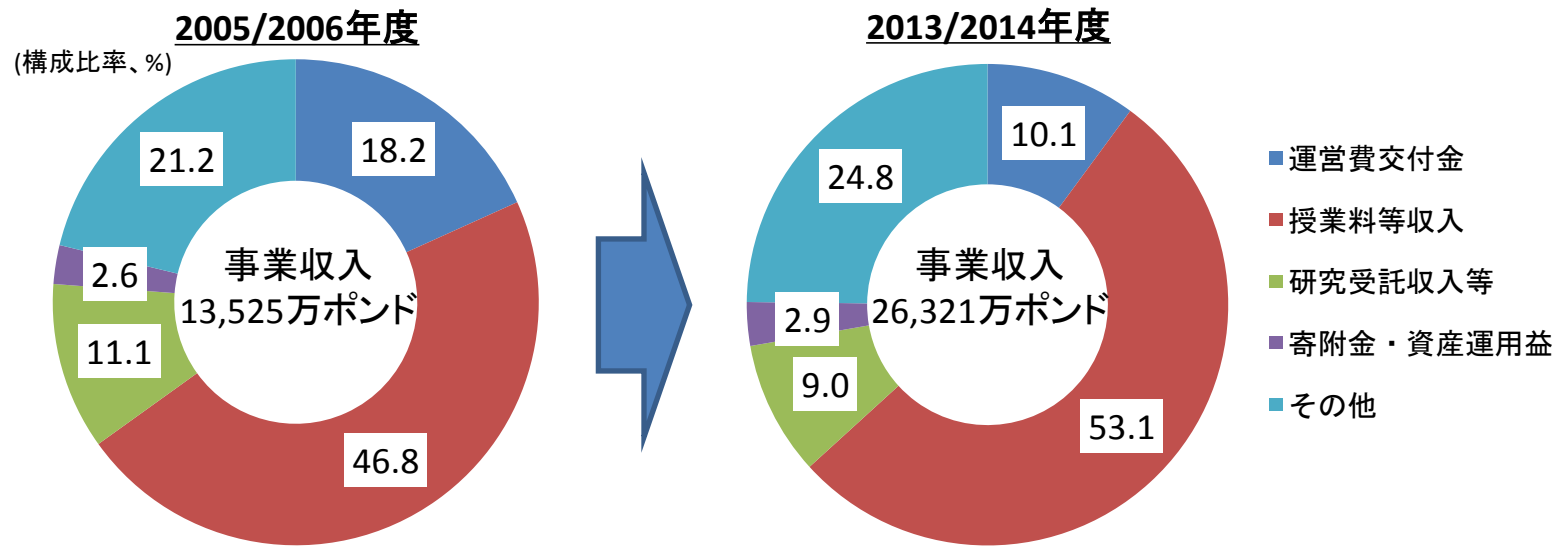


資料: 文部科学省「私立大学等の平成25年度入学者に係る学生納付金調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、(独)労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2014」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(平成26年度)をもとに作成

注1) 生涯年収は学校を卒業してただちに就職し、その後60歳で退職するまでフルタイム労働を続ける場合の平均的な生涯賃金を推計

注2) 退職金は含めていない

- イギリスでは、2004年の高等教育法により、それまで一律年間1,200ポンドであった授業料について、2006/2007年以降年間0～3,000ポンドの間で大学独自に設定できるよう改正された。あわせて、受益者負担及び機会均等確保の観点から、授業料納付制度・低所得者向け施策も以下のとおり整備された^(注1)。
- ・所得連動型の授業料返還方式・・・修学時には政府関係機関(SLC)が授業料を立て替え、卒業後、SLCが年間所得に応じた額を回収。
 - ・大学独自の低所得者向け奨学金制度の義務化・・・授業料を年間2,700～3,000ポンドに設定した大学は、最低でも設定授業料と2,700ポンドの差額を大学独自の奨学金として提供。この財源は授業料引上げに伴う追加収入額が充てられることとされている。
- また、持続的な資金調達の確保・教育の質の維持を目的とした大学授業料のあり方等についての審議会の答申を受け、イギリス政府は2011年に授業料の上限額を年間9,000ポンドに引き上げ。

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)の事業収入構成比率^(注2)

LSEの授業料引上げと学生支援施策について

LSEでは、2006/2007年以降の授業料を年間3,000ポンドに引き上げるとともに、追加的に得られた収入の1/3については、最大2,500ポンドの所得連動型奨学金をはじめとした大学独自の学生支援施策に当てることとされた(総額約111万ポンド)。

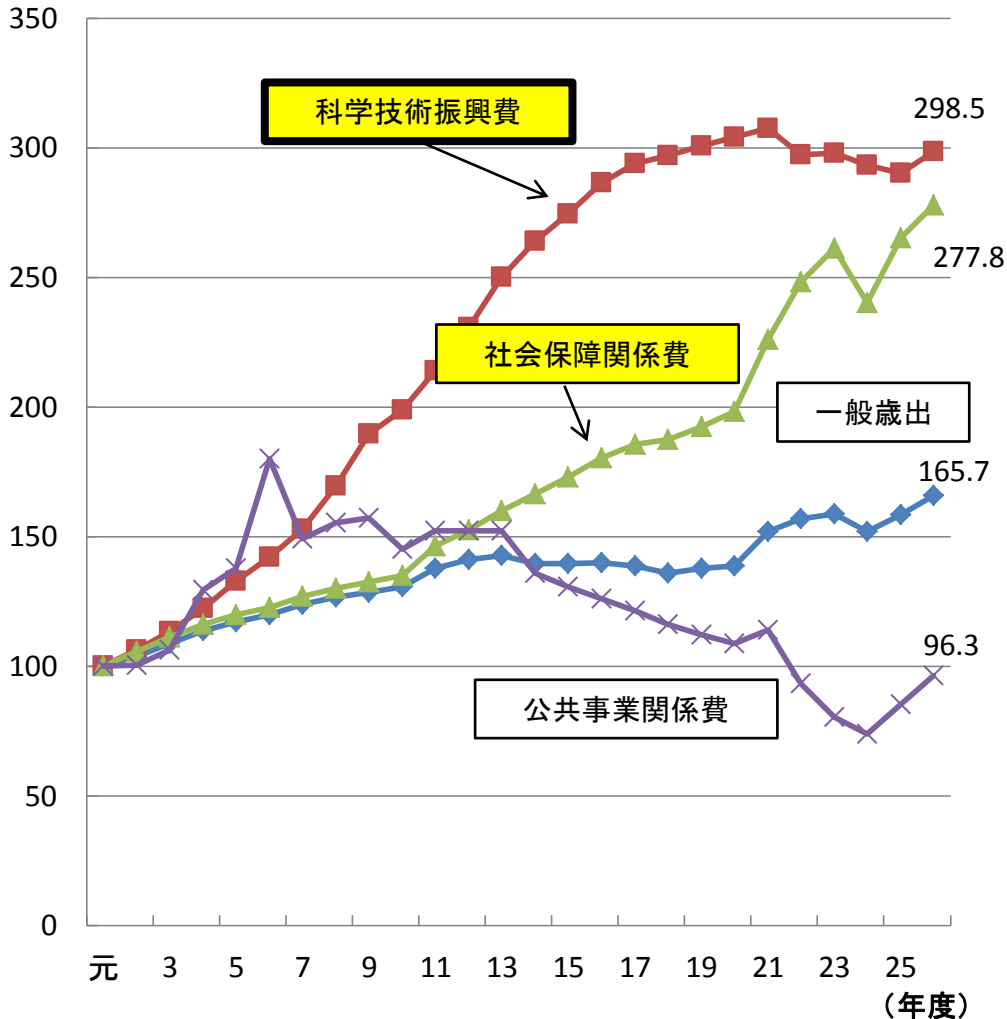
(注1) イングランドの国立大学が対象。

(注2) 運営費交付金は、高等教育財政審議会(HEFCS)が交付する補助金としている。研究審議会から交付される補助金である研究プロジェクト経費は、研究受託収入等に含まれる。また、2012/2013年度に授業料が8,500ポンドに引き上げられた。

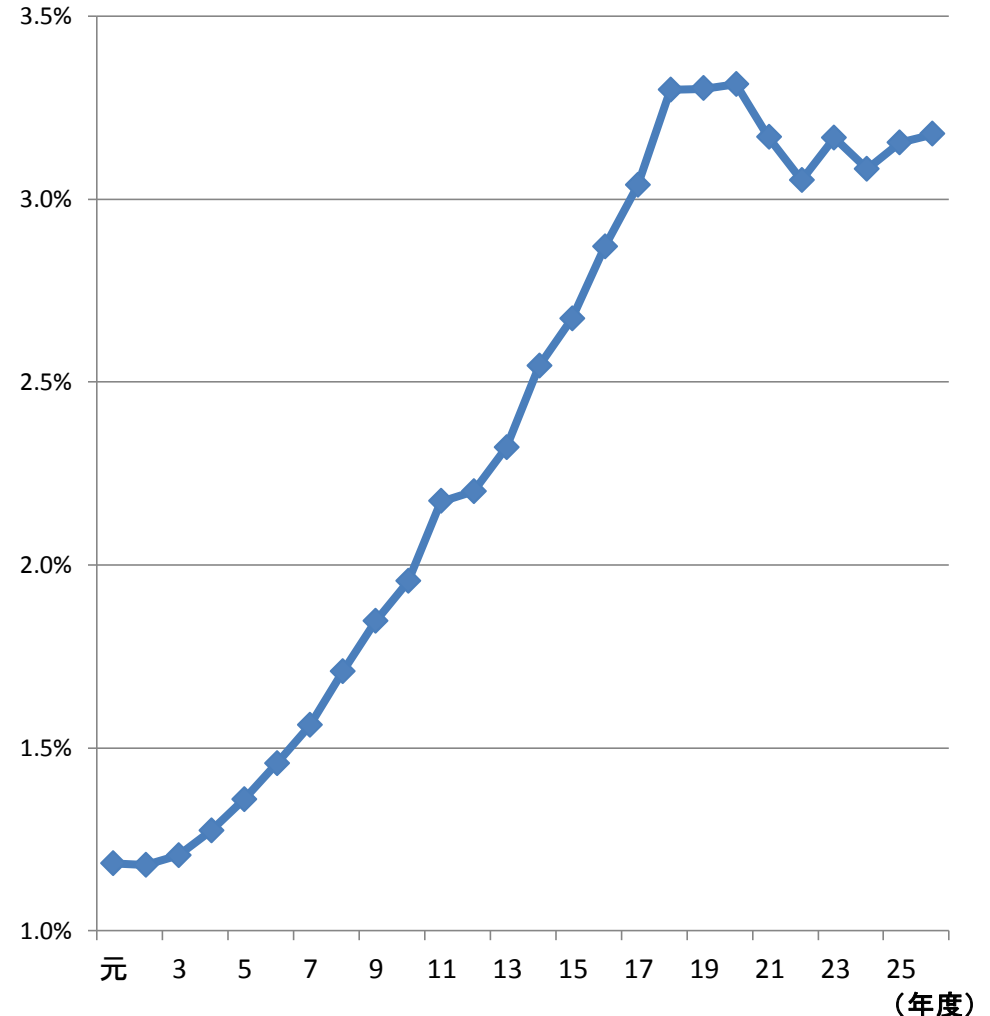
(出典・参考文献) 国立大学財務・経営センター大学財務経営研究－英国における授業料・奨学金制度改革と我が国の課題(芝田政之、2006)、イギリスの新しい授業料・奨学金制度に関する考察:低所得者層の機会拡大に向けて(田中正弘(北海道大学)、2012)、イギリス政府ホームページ(<https://www.gov.uk/>)、London School of Economics and Political Science “Financial statements” (2006、2014)、同 “fees table” (2009-2010～2012-2013)、同 “access agreement 2006-2008”

厳しい財政事情の中、科学技術振興費は平成元年度比で約3倍と社会保障関係費も超える大きな伸びとなっており、一般会計に占める割合も約3倍に大きく増加。このような大きな投資の伸びに相応した還元を、社会に対して成し得ているのか、説明が必要。

主要経費の推移(対平成元年度比(%))



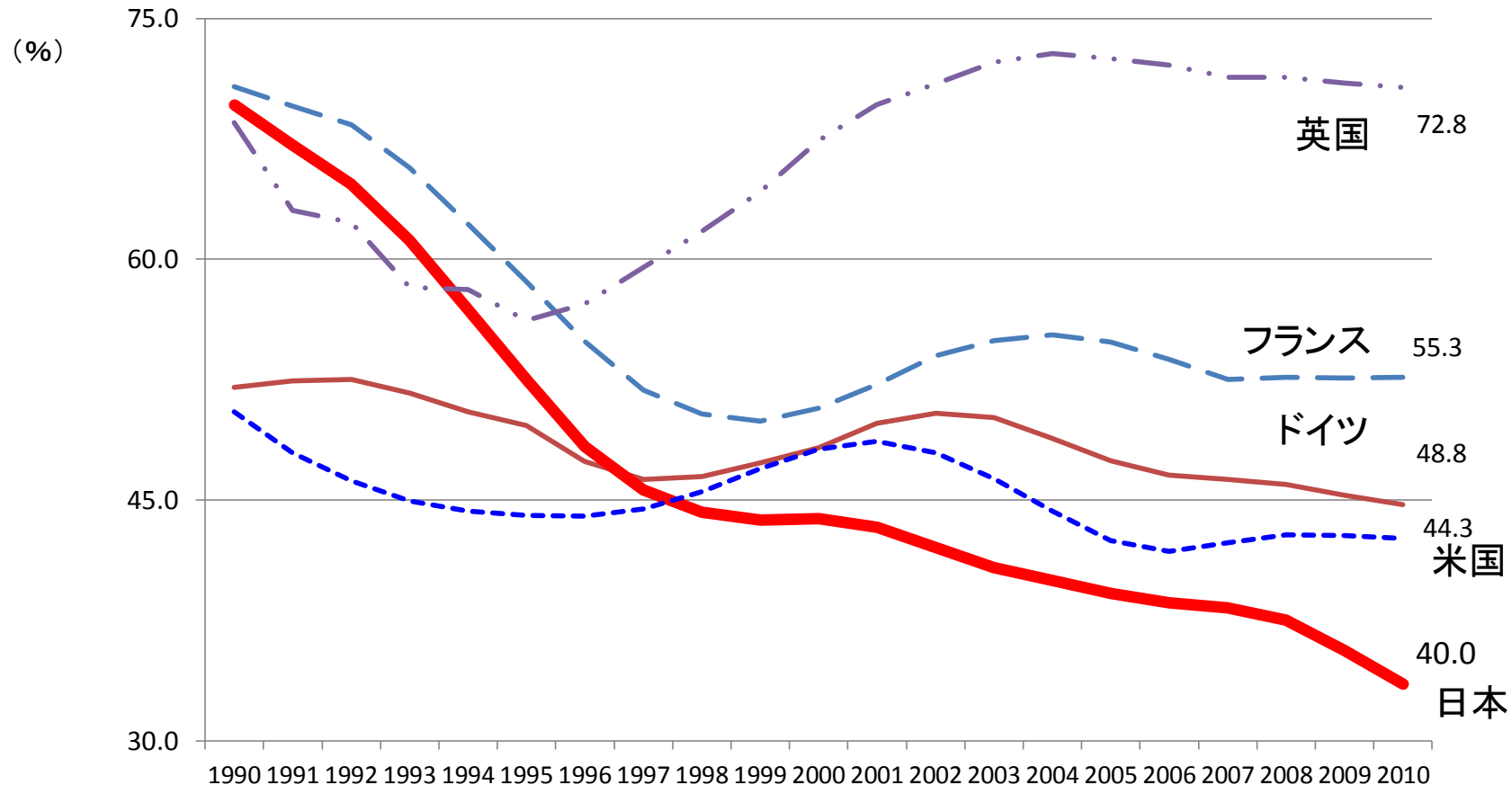
科学技術振興費の一般会計に占める割合の推移
(国債費及び社会保障関係費除く)



研究開発効率の各国比較

資料Ⅱ-4-2

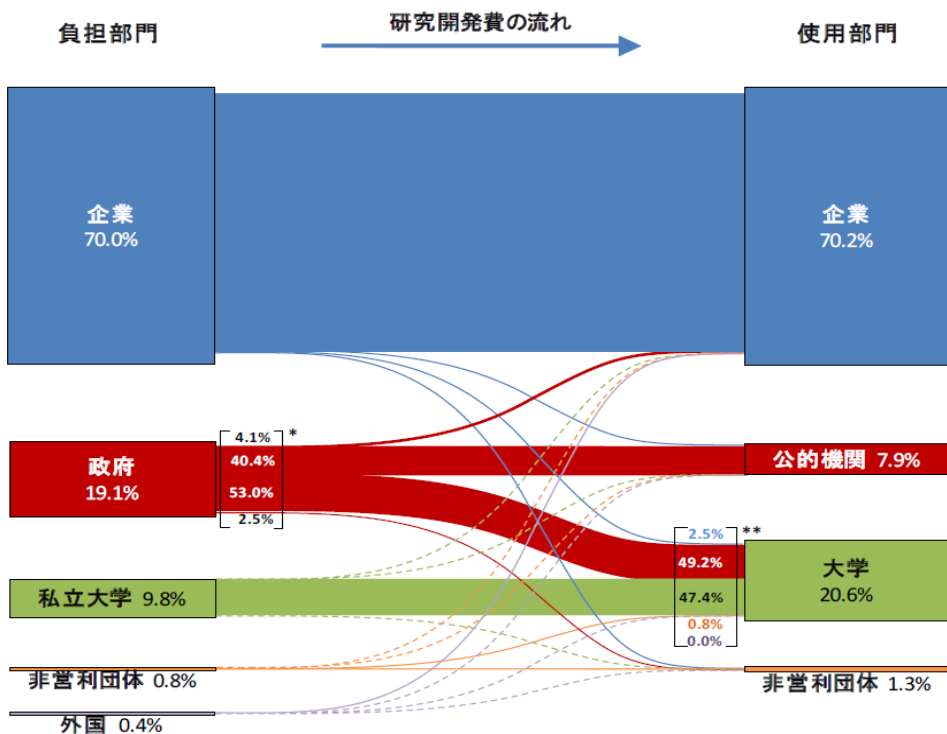
日本の企業部門の研究開発効率は低下傾向にあり、近年では主要先進国の中で最も低い状況。総研究開発費は他主要国に比して大きいにもかかわらず、費用対効果が大きく低下していることに鑑みれば、「量」に拘るのではなく、企業・大学間の連携促進やイノベーションを阻害する規制の見直しなどシステム改革を通じ「質」を高めることが重要。



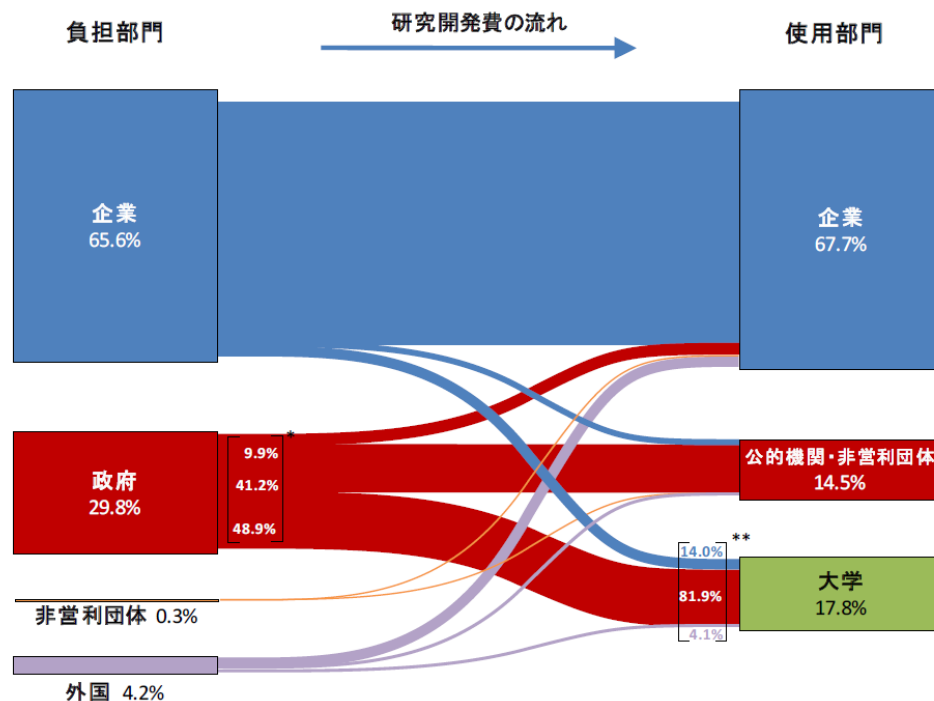
(出所) 内閣府「世界経済の潮流」(2012)

(注) 研究開発効率は、企業部門の生産付加価値と研究開発費支出について後方5か年移動平均を取り、5年差の比を求めることで算出。

研究開発費の流れをみると、日本は全体に占める「企業」負担の割合が大きいですが、その研究開発費のほとんどが「企業」に流れクローズな状態。他主要国は「公的機関」「大学」部門とオープンに連携。厳しい財政事情の下、今後「公的機関」及び「大学」部門は国のみに頼らず、「企業」部門の研究開発資金との組み合わせにより共同研究を拡大することも重要な課題。



【日本】



【ドイツ】

今後、高度成長期以降に急速に蓄積してきた膨大な社会資本が耐用年数を迎え、増加する維持管理・更新費用への対応が大きな課題である。

平成25年12月 社会資本整備審議会・交通政策審議会 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について(答申)」

| 年度 | 推計結果 |
|------------------|------------|
| 2013年度 | 約3.6兆円※) |
| 2023年度 (10年後) | 約4.3～5.1兆円 |
| 2033年度 (20年後) | 約4.6～5.5兆円 |

1. 国土交通省所管の社会資本10分野(道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設)の、国、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。
2. 今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない。
3. 施設更新時の機能向上については、同等の機能で更新(但し、現行の耐震基準等への対応は含む。)するものとしている。
4. 用地費、補償費、災害復旧費は含まない。
5. 個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。

※1) 推計結果は国、地方あわせた事業費ベースの数値

※2) 2013年度の値(約3.6兆円)は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値



○ 過去の維持管理、更新実績等を踏まえ、更新時期等を各分野毎に設定して推計したものであるが、更新時には同等の機能で更新することとし、除却は行わないとの前提。

○ 社会資本の管理者が、今後、長寿命化計画に基づき適切に管理することで、インフラの長寿命化(延命)が図られるほか、更新せざるを得ない場合であっても、人口減少等を踏まえて、集約的な更新を図るなどにより、その伸びは抑制可能なもの。

インフラ長寿命化計画(公共施設等総合管理計画)の策定状況とその内容

資料Ⅱ-5-2

- 限られた財源の下、効率的に老朽化対策を実施するためには、将来の人口減少等を見据えた長寿命化計画等に基づく計画的な取組が必要。このため、現在、国及び地方公共団体等においては、インフラ長寿命化計画(行動計画)(地方公共団体にあつては「公共施設等総合管理計画」)の策定が進められている。
- 将来の費用見通しを公表している地方公共団体の計画をみると、増加する老朽化対策費用の抑制のため、いずれも公共施設の長寿命化や集約化(適正化)が必要であるとしている。
- その際、公共建築物(ハコモノ)については、施設総量の削減目標を掲げるなどにより集約化を図ることとされる一方、橋梁等のインフラについては必ずしも集約化の対象とはされていない。

● 公共施設等総合管理計画において示された将来の費用見通しと今後の具体的対応(平成27年4月1日現在)

| | | 近年の予算額 | 将来の費用見通し | 将来費用を踏まえた今後の具体的な対応 |
|-------|--------------------|---------------------------|----------------------------------|--|
| 山形県 | 一般財産 (除インフラ資産等) | 47億円/年 | 110億円/年(30年平均) | 一般財産施設に係る 県民1人当たりの負担額を平成25年度以下を維持 。施設の 長寿命化 、有効活用、 総量縮小 。 |
| 静岡県 | インフラ資産 | 253億円/年 | 500億円/年(30年平均) | 管理目標として施設総量の目標の設定の検討、施設の 長寿命化の推進 、 施設の統廃合、複合化 等の手法を検討・活用。 |
| | 公共建築物 | 138億円/年 | 188億円/年(30年平均) | |
| 愛知県 | インフラ資産 | 460億円/年 | 890億円/年(30年平均) | 予防保全型の維持管理 を行うことで費用を710億円/年(インフラ資産)、383億円/年(事業用資産)まで圧縮。さらに、 施設総量の適正化 、民間資金の活用等で経費を一層軽減等。 |
| | 事業用資産 | 260億円/年 | 550億円/年(30年平均) | |
| 仙台市 | 公共施設 | 601億円/年 | 844億円/年(50年平均) | 施設の 長寿命化 を図ることで費用を632億円/年まで圧縮。さらに、 施設の質・量の適正化 等を実施。 |
| さいたま市 | 公共施設 | 128億円/年 | 283億円/年(40年平均) | ハコモノの新規整備は原則なし 、 施設総量の縮減(40年間で▲15%程度) 、インフラの 長寿命化 等で、所要費用を圧縮。 |
| 横浜市 | 公共施設 | 640億円/年 | 850億円/年(20年平均) | ライフサイクルコストの低減 、 効率的な施設量 による機能の提供等。 |
| 相模原市 | 公共建築物 | 42億円/年 (更新分(公共施設白書より)) | 71億円/年(30年平均) (更新分(公共施設白書より)) | 施設(建物)の 適正化 、 適切な予防保全の実施 、 新規施設整備は原則なし 、 延床面積の削減目標(30年間で▲20%) 等。 |
| 静岡市 | 公共建築物 | 117億円/年 | 309億円/年(30年平均) | 施設の延べ床面積の縮減(30年間で▲20%) 、 長寿命化 等。 |
| 京都市 | 公共建築物 | 196億円/年 | 477億円/年(40年平均) | 施設の 長寿命化 を図ることで費用を295億円/年まで圧縮。資産の 有効活用 、 保有量の最適化 等。 |
| 福岡市 | 市有建築物 | 400億円前後/年 | 770億円/年(30年平均) | 長寿命化 等により600億円/年まで圧縮。 既存施設等の有効活用 等。 |

PPP/PFIといった民間活力・民間資金の導入により、事業の効率化を進めるべき。

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(概要)【25年6月6日内閣府公表資料より抜粋】

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等：3～4兆円

<具体的取組>

- 高速道路（特に大規模改修が必要な首都高）など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業：2兆円

<具体的取組>

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

(4) その他の事業類型（業績連動の導入、複数施設の包括化等）：3兆円

< (1)～(4)の類型を通じた具体的取組>

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

10～12
兆円

集中強化期間の取組方針について(概要)【26年6月16日内閣府公表資料より抜粋】

○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1)事業規模目標：2～3兆円（今後10年間の目標を前倒し）
 (2)事業件数目標：空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

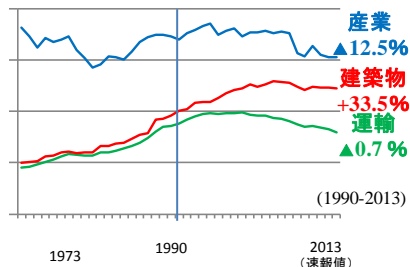
まちづくりや住宅といった民間投資が多くを占める分野においては、補助金よりも税制や規制の見直しの方が実効性が高い場合がある。政策誘導に際しては、税制や規制の見直しといった他の政策手段を講じることができないか検討するとともに、これらの見直しにあわせて既存の財政支援についても見直しを図るべき。

例：建築物の省エネ対策

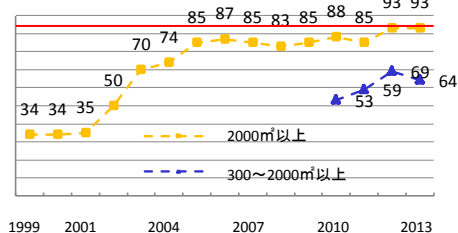
【政策課題】

各方面に省エネが求められている中で、建築物部門の省エネ性能の向上は停滞。

エネルギー消費量の推移



新築建築物(非住宅)における省エネ基準適合率(推計値)の推移 (単位:%)



【規制の見直し】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案が成立した場合には、一定以上の面積の非住宅建築物に対して、一定の省エネ性能を有することを義務付け(公布日から2年以内の施行)。

政策ニーズを踏まえた見直し・点検が必要

【従来の財政支援内容】

一定の省エネ性能を有する建築物の建設に際して補助金を交付。

- 環境・ストック活用推進事業
- 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

例：空き家対策

【政策課題】

適正な管理が行われない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に悪影響。

【税制の見直し等】

空家対策特別措置法により、外部不経済をもたらす「空き家」(＝特定空家等)を明確化。特定空家等のうち、市町村長による勧告を受けたものについて、平成28年から固定資産税等の軽減措置の対象から除外。

また、行政代執行の要件も明確化。

政策ニーズを踏まえた見直し・点検が必要

【従来の財政支援内容】

国も、地方公共団体による空き家対策を支援。

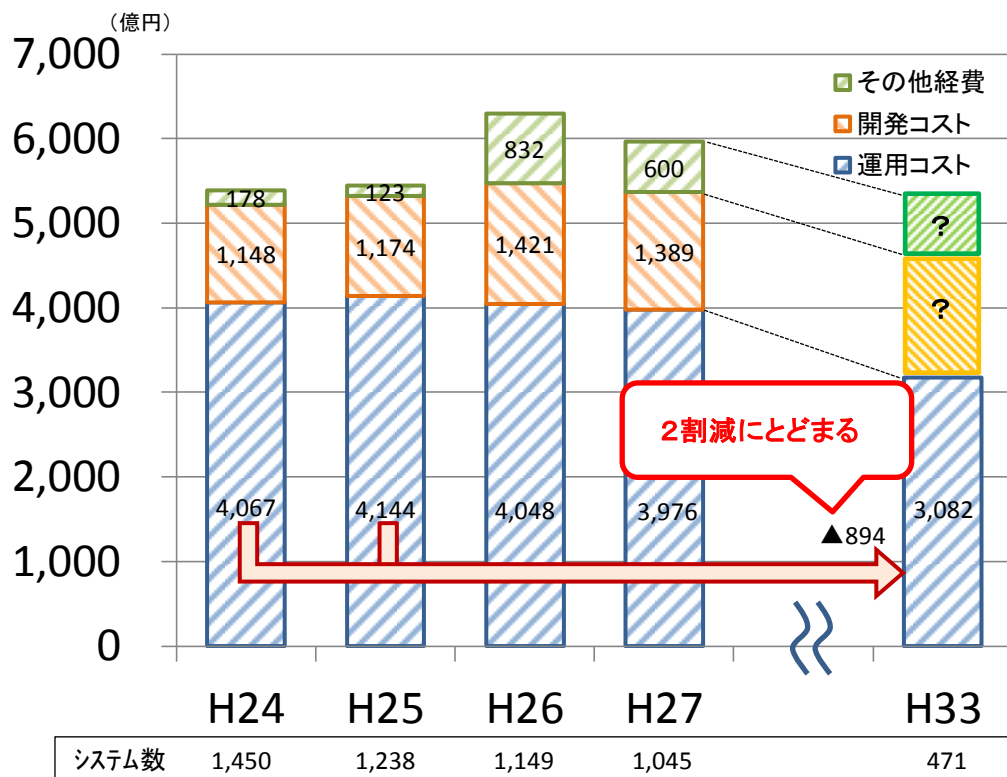
- 空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金事業)
(空き家を除却する際の費用の一部を支援)
- 都市防災総合推進事業(同交付金事業)
(延焼防止のため、老朽建築物の除却費用の一部を支援)

○ IT宣言では、33年度までに全体で運用コスト(約4,000億円)の3割減を目指すとしている。これを踏まえ、各府省はコスト削減に取り組んでいるが、現時点の見込みは2割減にとどまる。3割減を達成するため、現時点の見込み以上のさらなる効率化策(抜本的な業務見直し(BPR)等)を講ずる必要。

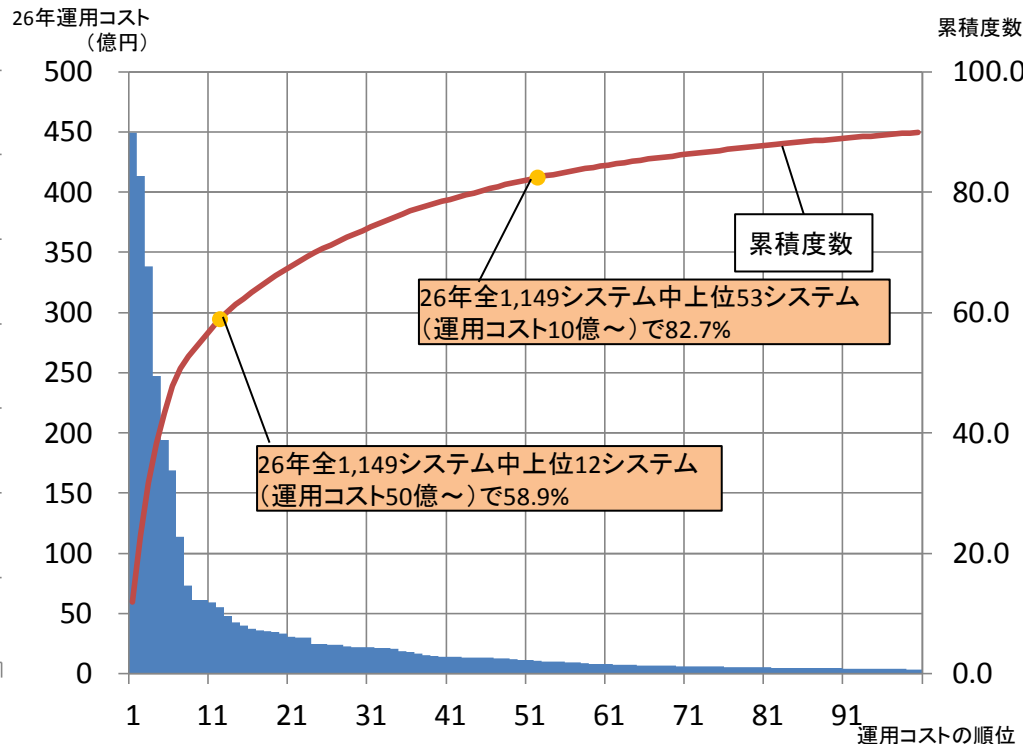
(参考)運用コスト: 基準額 約4,000億円 ⇒ 33年度見込み 3,082億円(24年度比▲894億円・▲2割程度)

○ 特に、上位53のシステム(運用コスト10億円以上)が運用コストの約8割を占めており、大規模システムにおける集中的な取組(3割削減に向けた削減計画の策定、着実な遂行)等が必須。

<運用コスト削減見込み額の状況(27年3月時点)>



<運用コスト上位100システムの分布状況>



II 国の貸借対照表（平成25年度末）

資料Ⅱ－7－1

黒川委員提出資料

（単位：兆円）

| | 24年度末 | 25年度末 | 増▲減 | | 24年度末 | 25年度末 | 増▲減 |
|---------------------|--------------|--------------|---------------|--------------------------|----------------|----------------|---------------|
| <資産の部> | | | | <負債の部> | | | |
| 現金・預金 | 22.0 | 18.6 | ▲ 3.4 | 未払金等 | 11.3 | 11.2 | ▲ 0.2 |
| 有価証券 | 110.8 | 129.3 | ▲ 18.5 | 政府短期証券 | 101.7 | 101.6 | ▲ 0.1 |
| 未収金等 | 12.4 | 11.9 | ▲ 0.5 | 公債 | 827.2 | 855.8 | ▲ 28.5 |
| 前払費用 | 2.8 | 1.3 | ▲ 1.5 | 借入金 | 26.8 | 28.4 | ▲ 1.6 |
| 貸付金 | 139.5 | 137.9 | ▲ 1.6 | 預託金 | 7.3 | 7.0 | ▲ 0.3 |
| 運用寄託金 | 106.7 | 104.8 | ▲ 2.0 | 責任準備金 | 9.2 | 9.4 | ▲ 0.2 |
| 貸倒引当金 | ▲ 2.6 | ▲ 2.3 | ▲ 0.2 | 公的年金預り金 | 114.6 | 112.2 | ▲ 2.4 |
| 有形固定資産 | 180.3 | 177.7 | ▲ 2.6 | 退職給付引当金等 | 10.1 | 9.1 | ▲ 1.0 |
| 無形固定資産 | 0.2 | 0.2 | ▲ 0.0 | その他の負債 | 8.8 | 8.4 | ▲ 0.4 |
| 出資金 | 62.2 | 66.3 | ▲ 4.1 | 負債合計 | 1,117.2 | 1,143.1 | ▲ 25.9 |
| その他の資産 | 5.8 | 6.9 | ▲ 1.1 | <資産・負債差額の部> | | | |
| 資産合計 | 640.2 | 652.7 | ▲ 12.5 | 資産・負債差額 | ▲ 477.0 | ▲ 490.4 | ▲ 13.4 |
| | | | | 負債及び資産・負債差 額合計 | 640.2 | 652.7 | 12.5 |

（出所） “「国の財務書類」のポイント” より抜粋

Ⅲ 国の資産と負債の考え方（平成25年度末）

資産合計：652.7兆円

負債合計：1,143.1兆円

| | |
|-------------|-----------------|
| 現金・預金 | 18.6兆円 (2.9%) |
| 有価証券 | 129.3兆円 (19.8%) |
| うち外貨証券 | 119.1兆円 |
| 貸付金 | 137.9兆円 (21.1%) |
| うち財政融資資金貸付金 | 118.0兆円 |
| 運用寄託金 | 104.8兆円 (16.1%) |
| 有形固定資産 | 177.7兆円 (27.2%) |
| うち公共用財産 | 146.4兆円 |
| 出資金 | 66.3兆円 (10.2%) |
| その他 | 18.0兆円 (2.8%) |
| 資産・負債差額 | ▲490.4兆円 |

| | |
|------------|-----------------|
| 政府短期証券 | 101.6兆円 (8.9%) |
| うち外国為替資金証券 | 117.4兆円 |
| 公債 | 855.8兆円 (74.9%) |
| うち財投債 | 104.2兆円 |
| 借入金 | 28.4兆円 (2.5%) |
| 預託金 | 7.0兆円 (0.6%) |
| 公的年金預り金 | 112.2兆円 (9.8%) |
| その他 | 38.1兆円 (3.3%) |

①

②

③

土地の内訳（平成25年度末）

資料Ⅱ－7－3

資産合計 652.7兆円

現金・預金 18.6兆円 (2.9%)

有価証券 129.3兆円 (19.8%)

〔 外貨証券 119.1兆円
その他 10.2兆円 〕

貸付金 137.9兆円 (21.1%)

うち財政融資資金貸付金 118.0兆円

運用寄託金 104.8兆円 (16.1%)

有形固定資産 177.7兆円 (27.2%)

公共用財産 146.4兆円

〔 行政財産 24.1兆円 うち土地 12.6兆円

普通財産 4.9兆円 うち土地 4.2兆円 〕

出資金 66.3兆円 (10.2%)

その他 18.0兆円 (2.8%)

たな卸資産 3.9兆円 うち土地 0.6兆円

その他 14.1兆円

資産・負債差額 ▲490.4兆円

行政財産のうち、土地の内訳

| 種類 | 内訳 | 価格（兆円） |
|--------|----------|--------|
| 公 用 | 防衛施設 | 3.9 |
| | 空港施設 | 0.7 |
| | 国会施設 | 0.8 |
| | 矯正施設 | 0.3 |
| | 裁判所施設 | 0.3 |
| | その他（庁舎等） | 4.1 |
| | 小計 | 10.4 |
| 公共用 | 新宿御苑等 | 0.5 |
| 皇室用 | 皇居等 | 0.5 |
| 森林経営用 | 国有林野事業 | 1.0 |
| | 計 | 12.5 |

普通財産のうち、土地の内訳

| 内訳 | 価格（兆円） |
|---------------------------------|------------|
| 在日米軍施設としての提供財産 （多摩陸軍飛行場等） | 2.0 |
| 地方公共団体等への貸付財産（代々木公園、 大阪城公園等） | 1.8 |
| 未利用国有地（一般会計所属分） | 0.5 |
| その他国有地（山林原野等） | 0.4 |
| 計 | 4.8 |

（出所）左側の表は平成25年度「国の財務書類」、右側の表は国有財産台帳（土地の内訳）。
（注）国の財務書類については単位未満を四捨五入し、土地の内訳については単位未満を切り捨てているため、計数が一致しない場合がある。